

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	県税の賦課徴収関係事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡県は、県税の賦課徴収関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

福岡県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

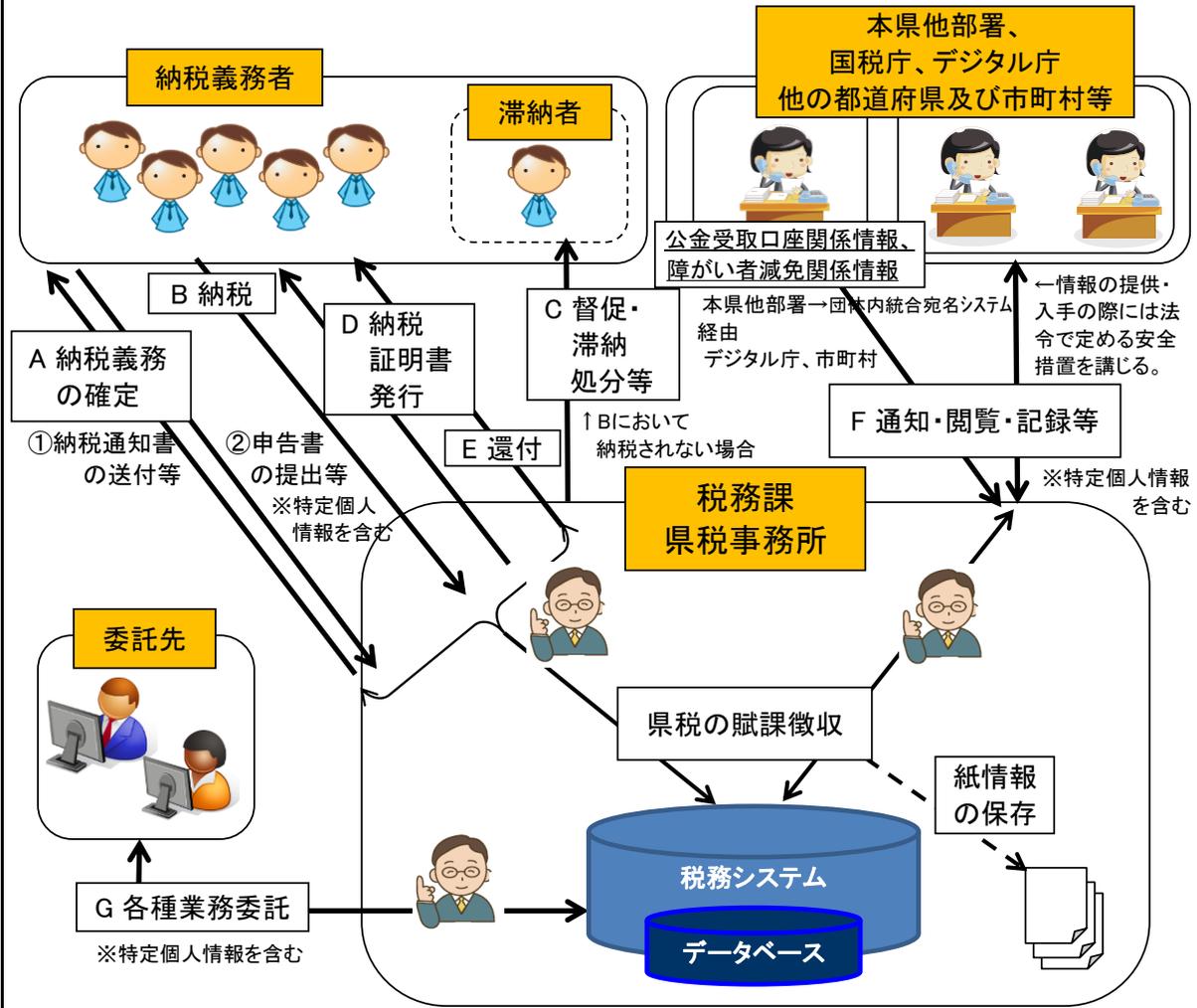
I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>システムの機能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 符号管理機能：符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 ・ 情報照会機能：情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ・ 情報提供機能：情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ・ 既存システム接続機能：中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ・ 情報提供等記録管理機能：特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ・ 情報提供データベース管理機能：特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ・ データ送受信機能：中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ・ セキュリティ管理機能：特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。 ・ 職員認証・権限管理機能：中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 ・ システム管理機能：バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(都道府県サーバ部分)
②システムの機能	<p>システムの機能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人確認情報の更新：都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 ・ 自都道府県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転：自都道府県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応付く本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 ・ 本人確認情報の開示：法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 ・ 機構への情報照会：全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ・ 本人確認情報検索：都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ・ 本人確認情報整合：都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 (附票連携システム)

システム5									
①システムの名称	地方税ポータルシステム (eLTAX)								
②システムの機能	<p>個人事業税の賦課徴収のため、本県では所得税確定申告書等データを、国税庁から 地方税ポータルシステム(eLTAX) を通じて受信している。また、寄附金税額に係る申告特例データ等を他自治体に送付する。</p> <p>地方税ポータルシステム(eLTAX) の機能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本設定機能：パスワード設定等の基本機能 ・国税連携データ管理機能：確定申告データ 及び 確定申告書等画像データのダウンロード 確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換等 ・電子申告データ管理機能：申告等データのダウンロード 申告等データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換等 ・団体間回送データ送受信機能：地方公共団体間でのデータのやり取りを行うための機能 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
システム6									
①システムの名称	ふくおか電子申請サービス								
②システムの機能	<p>システムの機能は、以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県税事務に関する各種申請、届出を受け付ける ・申請状態を確認する ・届出申請の受理や記載不備の訂正指示等の通知 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
システム11～15									
システム16～20									

3. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>「地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務」については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項並びに別表24の項及び同133の項において、個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる旨が定められている。</p> <p>福岡県では番号利用法に基づき、県税の賦課徴収関係事務の効率化を図るため、納税義務者本人からの申告書の提出や、他の行政機関等との税関連情報の授受等において、個人番号を取り扱う。</p>
②実現が期待されるメリット	個人の特定及び個人の宛名の突合の正確性が向上することにより、県税の公平・公正な賦課徴収につながる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第9条第1項、別表24の項、同133の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号利用法別表主務省令」という。) 第16条、第72条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第19条第8号、別表24の項、同133の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「番号利用法第19条第8号主務省令」という。) 第2条、同条の表49の項、第51条
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	総務部税務課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



(備考)

福岡県では、税務課及び県税事務所において、主に情報を管理する「税務システム」を基に県税の賦課徴収関係事務を行います。また、一部業務を外委託しています。県税の賦課徴収関係事務について、具体的には以下の流れとなります。

<納税義務者への賦課徴収関係事務> 上表A～E

- A 納税義務の確定 …①県による納税通知書の送付や②納税義務者からの申告書の提出等により、納税義務が確定する。場合により、減免や徴収猶予等を行う。
(※ ②納税義務者から提出された申告書等には、様式により、特定個人情報を含むものがある。) 納税通知書に記載される個人情報等は、主に「税務システム」において保有するデータが基となる。納税義務者による申告書等の情報は、主に「税務システム」に蓄積する。
- B 納税 …納税義務者からの納税情報は、主に「税務システム」に蓄積する。
- C 督促・滞納処分等…納期限内に納税されない場合は、滞納者に対して督促や滞納処分等を行う。滞納関係の情報は主に「税務システム」に蓄積する。
- D 納税証明書発行 …「税務システム」に蓄積したデータを基に、納税者に対し、場合により納税証明書を発行する。
- E 還付 …税額変更等により税額が少なくなった場合や、過誤納があった場合に税を還付する。

<本県他部署、国税庁、デジタル庁、他の都道府県及び市町村等との情報のやり取り> 上表F

- F 通知・閲覧・記録等…上記行政機関等との間は、番号利用法令及び地方税法令等に則り、情報のやり取りを行う。公金受取口座関係情報、障がい者減免関係情報の入手について、本県他部署からは団体内統合宛名システムを経由、デジタル庁、市町村からは 情報提供ネットワークシステムを経由して入手する。その他、情報の提供・入手の際においても、法令で定める安全措置を講じる。
(※ 番号法令で認められた範囲内で、特定個人情報を含んだものを取り扱う。) 県発信の情報は、主に「税務システム」において保有するデータが基となる。県へ送られてきた情報は、主に「税務システム」に蓄積する。

<各種業務委託> 上表G

- G 各種業務委託 …税務事務に関するデータ入力作成委託、パンチ委託及び納税通知書の封入封緘等委託等、各種業務を委託する。(※ 委託の内容によっては、特定個人情報を含んだものを取り扱う。)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	福岡県税に係る納税義務者 及び 課税調査対象者
その必要性	県税の公平・公正な賦課徴収のため、上記対象者の特定個人情報を取り扱う必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (内部機関情報、技術的事項(エラーコードなど)、公金受取口座関係情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号 及び その他識別情報は、対象者を正確に特定するために保有する。 ・4情報 及び 連絡先は、①賦課決定に際し課税要件を確認するため、②納税通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡のために保有する。 ・国税関係情報は、国から入手した課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うために保有する。 ・地方税関係情報は、他の都道府県及び市町村から入手した課税調査対象者に関する情報を確認して課税事務を行うためや、低所得者に対する税の軽減等を行うために保有する。 ・障害者福祉関係情報は、障がいを持った方やその家族に対する税の軽減を行うために保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報は、生活保護受給者に対する税の軽減を行うために保有する。 ・公金受取口座関係情報は、地方税法上個人を対象とする税の還付を行うために保有する。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	総務部税務課、各県税事務所(12事務所)

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (行財政支援課、保護・援護課、保健福祉環境事務所、障がい福祉課、障がい者更生相談所) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他の都道府県、市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (地方公共団体情報システム機構)
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルシステム、ふくおか電子申請サービス及び政令で定める安全な措置(番号利用法第19条第10号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年3月31日政令第155号。以下「施行令」という。))第22条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年7月4日内閣府・総務省令第3号。以下「施行規則」という。))第20条)が確保されたシステムを利用。
③入手の時期・頻度	①定期的に対応する事務に際して入手するもの(毎年) ・ 税務署(国税庁)から、国税連携システムを経由して得られる個人事業税の賦課に必要な情報。(平成30年度実績 確定申告期は毎営業日、左記以外は月1回) ②個別的に対応する事務に際して入手するもの(随時) ・ 申告書等を受け付けた都度。地方税法令に係る事務上、納税義務者の特定が必要な都度。
④入手に係る妥当性	以下、番号利用法令に則り、地方税法上の賦課徴収関係事務について、特定個人情報の入手ができるものをケース別に挙げる。なお、本人又はその代理人、本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から入手する全ての情報については、既に入手したものでないか事前に保有情報を確認した上で入手する。必要に応じて、住基ネットの利用により個人番号の真正性を確認する。 <番号利用法 第19条 第8号のケース> ・ 番号利用法第19条第8号並びに同法別表24の項及び同133の項の規定に則り、情報提供ネットワークシステム等を使用して、本県他部署、他の都道府県及び市町村から情報を入手。 個人事業税等の生活保護受給者減免、自動車税等の身体障がい者等減免、狩猟税の低所得者減免、過誤納金等の還付のため。 ・ 都道府県の社会福祉関係部署 又は 市町村(提供元)→本県(提供先) <番号利用法 第19条 第10号のケース> ・ 番号利用法第19条第10号、施行令第21条 及び 施行規則第19条に則り、各提供元から地方税法に基づく県税関係情報を入手。 ・ 国、他の都道府県及び市町村(提供元)→本県(提供先) <番号利用法 第19条 第15号のケース> ・ 番号利用法第19条第15号、施行令第25条 及び 施行令別表に則り、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査 及び 租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請により、情報を入手。 ・ 本人又はその代理人、本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等(提供元)→本県(提供先)
⑤本人への明示	本人又はその代理人として定められた者から入手する情報については、提出者に使用目的を示した上で入手する。 本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から入手する情報は、この限りではないため、入手の際の安全の確保として、情報提供ネットワークシステム等の番号利用法令に則った通信手段を使用して入手する。
⑥使用目的 ※	県税の賦課徴収のため
変更の妥当性	-
⑦使用の主体	使用部署 ※ 総務部税務課、各県税事務所(12事務所)
	使用者数 [500人以上1,000人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>① 課税管理に関する事務 申告及び届出等による情報から、課税管理業務を行う。</p> <p>② 収納管理に関する事務 収納及び課税等の情報から、収納、還付及び充当等の収納管理業務を行う。</p> <p>③ 滞納管理に関する事務 滞納者情報等から、滞納管理業務を行う。</p> <p>④ 宛名管理に関する事務 納税者の宛名情報の特定や突合を行い、宛名管理業務を行う。</p>
<p>情報の突合 ※</p>	<p>① 課税管理に関する事務 課税調査対象者に関する情報を確認して課税事務を行うためや、税の軽減等を行うため、本人から提出された申告書等の内容と、本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から入手した関係情報との突合を行う。</p> <p>④ 宛名管理に関する事務(①～③に係る宛名管理) 納税義務者及び課税調査対象者の確定等を行うため、当該システムにおける宛名情報と、本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から入手した関係情報との突合を行う。</p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>特定個人情報を使用して、特定の個人が判別しうるような統計分析は行わない。</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>県税の賦課決定</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成28年1月1日</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> (4) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	税務システムの運用管理等業務委託	
①委託内容	税務システムの維持及び機能向上に係る運用管理等を委託するもの。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	福岡県税に係る納税義務者及び課税調査対象者	
その妥当性	税務システムの維持及び機能向上に係る運用管理等を担う本委託において、システムの維持管理のため特定個人情報を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (利用事務系ネットワークシステムに接続)	
⑤委託先名の確認方法	委託に関する落札業者の氏名及び住所等について、公示を行っている。福岡県情報公開条例に基づく開示請求又は情報提供により確認可能。	
⑥委託先名	株式会社BCC	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	自動車税(環境性能割・種別割)及び軽自動車税(環境性能割)の申告書に係る情報処理業務等委託	
①委託内容	①自動車税(環境性能割・種別割)及び軽自動車税(環境性能割)の申告書の受付及びデータ化、②申告書記載情報と自動車登録情報の突合等業務を委託するもの。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	福岡県税に係る自動車税(環境性能割・種別割)及び軽自動車税(環境性能割)の納税義務者(身障者減免においては、場合によりその家族)	
その妥当性	自動車税(環境性能割・種別割)及び軽自動車税(環境性能割)の納税義務者等の情報をシステム上で確認・入力する業務であるため、特定個人情報を取り扱う必要がある。	

③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (利用事務系ネットワークシステムに接続)	
⑤委託先名の確認方法		福岡県情報公開条例に基づく開示請求又は情報提供により確認可能。	
⑥委託先名		①福岡県自動車販売店協会 ②株式会社BCC	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項3		滞納整理等に伴うデータ抽出・加工業務委託	
①委託内容		福岡県税の滞納情報について、税務システムでの情報処理等を委託するもの。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	福岡県税に係る滞納者	
	その妥当性	滞納整理とは、税収確保に努めるため、納期限までに納付のない各種県税について、督促状の発付や滞納処分等を行うことである。 本委託においては、上記滞納整理に伴う税務システムのデータ抽出・加工等を実施するため、滞納者の特定個人情報を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (利用事務系ネットワークシステムに接続)	
⑤委託先名の確認方法		福岡県情報公開条例に基づく開示請求又は情報提供により確認可能。	
⑥委託先名		株式会社BCC	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項4		県税収納管理業務等データ入力委託
①委託内容		①県税収入情報を税務システムに入力 又は ②課税情報をデータパンチする業務等を委託するもの。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	福岡県税に係る納税義務者
	その妥当性	県税の収入及び課税情報を税務システムに入力 又は データパンチする業務等を含む本委託において、納税義務者の特定個人情報を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (利用事務系ネットワークシステムに接続)
⑤委託先名の確認方法		福岡県情報公開条例に基づく開示請求又は情報提供により確認可能。
⑥委託先名		①テルウェル西日本(株)九州支店 ②株式会社BCC
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (2) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない
提供先1	市町村、他都道府県及び国
①法令上の根拠	番号利用法第19条第10号、施行令第21条及び施行規則第19条
②提供先における用途	地方税法上の業務として行われている地方税法に基づく通知や供覧等、外部の税関連機関への情報提供を番号利用法令で認められた範囲内で行うもの。各提供先において、賦課徴収関係事務に活用する。 ・地方税に係る特定個人情報を提供。 ・本県(提供元)→市町村・他都道府県・国(提供先)
③提供する情報	地方税に係る納税義務者情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税に係る納税義務者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	地方税法令に係る事務上、納税義務者の特定が必要な都度であるため、各業務の提供時期は随時、提供頻度は不確定。
提供先2	市町村、他都道府県及び国
①法令上の根拠	番号利用法第19条第15号、施行令第25条及び施行令別表
②提供先における用途	地方税法上の業務として行われている地方税法第20条の11(官公署等への協力要請)等、番号利用法令に基づく情報のやりとりを行うもの。各提供先において、賦課徴収及び滞納処分状況等を把握し、賦課徴収関係事務に活用する。 ・福岡県税の賦課徴収及び滞納処分に係る特定個人情報を提供。 ・本県(提供元)→市町村・都道府県・国(提供先)
③提供する情報	地方税に係る納税義務者情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税に係る納税義務者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	地方税法令に係る事務上、納税義務者の特定が必要な都度であるため、各業務の提供時期は随時。提供頻度は不確定。

6. 特定個人情報の保管・消去	
①保管場所 ※	<p><税務システムにおける措置> 税務システムについては、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。申請書等の紙媒体については、施錠して保管する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
②保管期間	<p>期間</p> <p>[6年以上10年未満]</p> <p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>
	<p>その妥当性</p> <p>地方税法第1章第11節(地方税法第17条の5～第18条の3)により、地方税の法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においては、更正又は決定をすることができない旨(なお、賦課決定は3年、加算金決定は7年。)等が定められており、税務システムにおけるデータ及び申請書等の紙媒体の保管期間もこれに則る。</p>
③消去方法	<p><税務システムにおける措置> 不用となったデータについては、税務システムにおいて消去する。申請書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ② ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p>
7. 備考	
—	

変更前本税(付加価値割)	変更前本税(資本割)	変更前本税(収入割)	変更前本税(特別税)	変更前過少申告加算金
変更前不申告加算金	変更前重加算金	変更後本税	変更後本税(法人税割)	変更後本税(均等割)
変更後本税(所得割)	変更後本税(付加価値割)	変更後本税(資本割)	変更後本税(収入割)	変更後本税(特別税)
変更後過少申告加算金	変更後不申告加算金	変更後重加算金	歳出還付額1	歳出還付事由1
歳出還付発生日1	歳出還付加算金始期1	歳出除算期間開始日1	歳出除算期間終了日1	歳出還付額2
歳出還付事由2	歳出還付発生日2	歳出還付加算金始期2	歳出除算期間開始日2	歳出除算期間終了日2
歳出還付額3	歳出還付事由3	歳出還付発生日3	歳出還付加算金始期3	歳出除算期間開始日3
歳出除算期間終了日3	納付日	歳入日	納付事由	納付県税
納付額本税	納付額延滞金	納付額過少申告加算金	納付額不申告加算金	納付額重加算金
納付者納税者番号	減額先課税区分	減額先修正申告区分	当初課税区分	更正決定理由
登録日	更新日			

KEプレプリントファイル
152

法人番号	事業年度開始日	課税連番	プレプリント順コード	管轄県税コード
分割区分	延長月(県民税)	延長月(事業税)	申告書送付日	申告書整理番号
申告済フラグ	事業年度終了日	納税者番号	決算月日1	決算月日2
申告期限	本来の納期限	利子割添付フラグ	分割添付フラグ	納管注コード
指定法人サイン	申告書送付先順コード	送付先納税者番号	関与税理士納税者番号	納税管理人等使用区分
納税管理人等納税者番号	前期確定事業税額	前期確定事業税額(所得)	前期確定事業税額(付加)	前期確定事業税額(資本)
前期確定事業税額(収入)	前期確定法人税割額	前期確定均等割額	前期確定県民税合計額	前期確定特別税額
是認処理日(事業税)	是認処理日(事業税)	是認処理日(県民税)	是認処理日(県民税)	予定申告要否
予定判断法人税(申告分)	予定判断法人税(調査分)	前事業年度申告日	前事業年度課税区分	資本金額
資本積立金額	資本等合計額	前事業年度開始日	前事業年度終了日	前事業年度の法人税割額
法人税割換算月	法人税割予定申告税額	法人税割既納付額	納付法人税割額	均等割額年額
均等割月数	均等割額	均等割既納付額	納付県民税額	前事業年度の事業税額
前事業年度の事業税額(所得)	前事業年度の事業税額(付加)	前事業年度の事業税額(資本)	前事業年度の事業税額(収入)	事業税換算月
事業税予定申告税額	事業税既納付額	納付事業税額	納付事業税額(所得)	納付事業税額(付加価値)
納付事業税額(資本)	納付事業税額(収入)	前事業年度の特別税額	特別税換算月	特別税額
特別税既納付額	前年度使途秘匿	前年度規定法人税	前年度法人税割額	前年度外国法人税控除額
前年度仮装経理控除額(県)	前年度利子割控除額	前年度租税条約控除額(県)	前年度納付法人税割額	前年度使途秘匿法人税割額
前年度差引法人税割額	前年度税率(県民税)	前年度所得総額	前年度所得1課税標準額	前年度所得1税率
前年度所得1税率	前年度所得2課税標準額	前年度所得2税率	前年度所得2課税標準額	前年度所得3課税標準額
前年度所得3税率	前年度所得3税額	前年度合計課税標準額	前年度合計税率	前年度合計税額
前年度軽減不適課税標準額	前年度軽減不適税率	前年度軽減不適税額	前年度付加価値総額	前年度付加価値課税標準額
前年度付加価値税率	前年度付加価値税額	前年度資本総額	前年度資本課税標準額	前年度資本税率
前年度資本税率	前年度収入金総額	前年度収入金課税標準額	前年度収入金税率	前年度収入金税額
前年度合計事業税額	前年度仮装経理控除額(事)	前年度租税条約控除額(事)	前年度納付事業税額	前年度特別税所得課税標準額
前年度特別税所得税率	前年度特別税所得税額	前年度特別税収入課税標準額	前年度特別税収入税率	前年度特別税収入税額
前年度合計特別税額	前年度仮装経理控除額(特)	前年度租税条約控除額(特)	前年度納付特別税額	前年度特別税収入税額
前事業年度調定日	法人区分	調定年月	前事業年度申告無しフラグ	調定連番
当年度所得2税率	当年度所得3税率	当年度軽減不適税率	当年度付加価値税率	当年度所得1税率
当年度収入金税率	当年度特別税所得税率	当年度特別税収入税率	申告催告期限	申告催告書出力済フラグ
連結区分	外形区分	非課税区分1	非課税区分2	電子申告区分
登録日	更新日			

KE電子申告利用届出データ
41

税目区分	手続ID	作成区分	審査結果区分	入力区分
納税者ID	届出受付番号	法人名称カナ	法人名称漢字	本支店区分
本店住所コード	本店所在地	本店郵便番号	本店電話番号1	本店電話番号2
メールアドレス	メールアドレス2	メールアドレス3	代表者資格	代表者名カナ
代表者名漢字	代表者住所	代表者郵便番号	代表者電話番号	代理人属性
証明書氏名漢字	証明書住所	証明書代表者名漢字	税務事務所コード	法人番号
審査日時	受信日時	受付日	取込日	管理番号
納税者番号	県外県内区分	出力区分	エラー内容	処理済フラグ
更新日				

SYSIN県税コード	管轄県税コード	法人番号	事業年度開始日	課税連番
訂正連番	現・過事業年度区分	決議日	【基本登録事項】	法人区分
分割区分	清算法人区分	【資本等】	資本金額	資本積立金額
保険業法区分	課税種別	年2回区分	軽減税率適用区分	分割種別(基準)
【業種】	業種(大分類)	業種(小分類)	非課税区分1	非課税区分2
自主決定区分	連結区分	【不申告情報】	不申告フラグ	休業フラグ
清算中フラグ	所在不明フラグ	確定申告有無区分	確定申告申告期限	課税区分
保有月数(事業税)	【県民税】	【法人税割】	【税額等】	税額等
中間申告額	既還付請求利子割額過大納付	【現事業年度分調定額】	【税額等】	税額等
中間納付分 前年	中間納付分 当年	中間納付分を除外	現年度調定額	【歳出還付】
【過事業年度分調定額】	現年度調定額	歳出還付	課税標準外税額(総額)	課税標準外税額
算出法人税割額	【控除額等】	課税控除超過額相当額の加算額	課税標準外税額(控除額)	仮装経理に基づく控除額
利子割額の控除額	租税条約控除額	差引法人税割額(超過相当)	確定申告有	確定申告有(うち決定)
確定申告無	中間申告額前年度分	中間申告額確定翌年度分	確定翌年度見込納付額	確定申告有区分
確定申告有区分(うち決定)	確定申告無区分	中間申告額前年度区分	中間申告額確定翌年度区分	確定翌年度見込納付区分
【均等割額】	【税額等】	税額	中間申告額	【現事業年度分調定額】
現年度調定額	【歳出還付】	中間納付分 前年	中間納付分 当年	中間納付分を除外
【過事業年度分調定額】	現年度調定額	歳出還付	【事業税額】	【税額等】
税額	税額(所得)	税額(付加)	税額(資本)	税額(収入)
税額(所得3号)	税額(付加3号)	税額(資本3号)	税額(収入3号)	中間申告額
仮装経理控除	【現事業年度分調定額】	現年度調定額	【歳出還付】	中間納付分前年
中間納付分前年・所得	中間納付分前年・付加	中間納付分前年・資本	中間納付分前年・収入	中間納付分前年・所得3号
中間納付分前年・付加3号	中間納付分前年・資本3号	中間納付分前年・収入3号	中間納付分当年	中間納付分当年・所得
中間納付分当年・付加	中間納付分当年・資本	中間納付分当年・収入	中間納付分当年・所得3号	中間納付分当年・付加3号
中間納付分当年・資本3号	中間納付分当年・収入3号	中間納付分当年を除外	中間納付分当年を除外・所得	中間納付分当年を除外・付加3号
中間納付分当年を除外・資本	中間納付分当年を除外・収入	中間納付分当年を除外・所得3号	中間納付分当年を除外・付加3号	中間納付分当年を除外・資本3号
中間納付分当年を除外・収入3号	所得金額	収入金額	付加価値割金額	資本割金額
所得金額(3号)	収入金額(3号)	付加価値割金額(3号)	資本割金額(3号)	税額(超過相当)
法所得金	所得総額	収入総額	付加価値割総額	資本割総額
所得総額(3号)	収入総額(3号)	付加価値割総額(3号)	資本割総額(3号)	加算所得税額
加算海外投資	加算技術等	みなし欠損	加算その他	減算その他
減算海外投資	【社会保険等に関わる医療X】	社会保険等に関わる医療	繰越欠損金額	所得課税外国法人税額
特別医療控除収入	特別医療うち社会保険診療	特別医療総所得額	67条規定法人区分	確定申告有
確定申告有・所得	確定申告有・付加	確定申告有・収入	確定申告有(うち決定)	確定申告有・所得3号
確定申告有・付加3号	確定申告有・資本3号	確定申告有・収入3号	確定申告有(うち決定)	確定申告有(うち決定)・所得
確定申告有(うち決定)・付加	確定申告有(うち決定)・資本	確定申告有(うち決定)・収入	確定申告有(うち決定)・所得3号	確定申告有(うち決定)・付加3号
確定申告有(うち決定)・資本3号	確定申告有(うち決定)・収入3号	確定申告無	確定申告無・所得	確定申告無・付加
確定申告無・資本	確定申告無・収入	確定申告無・所得3号	確定申告無・付加3号	確定申告無・資本3号
確定申告無・収入3号	中間申告額前年度分	中間申告額前年度分・所得	中間申告額前年度分・付加	中間申告額前年度分・資本
中間申告額前年度分・収入	中間申告額前年度分・所得3号	中間申告額前年度分・付加3号	中間申告額前年度分・資本3号	中間申告額前年度分・収入3号
中間申告額確定翌年度分	中間申告額確定翌年度分・所得	中間申告額確定翌年度分・付加	中間申告額確定翌年度分・資本	中間申告額確定翌年度分・収入
中間申告額確定翌年度分・所得3号	中間申告額確定翌年度分・付加3号	中間申告額確定翌年度分・資本3号	中間申告額確定翌年度分・収入3号	確定翌年度見込納付額
確定翌年度見込納付額・所得	確定翌年度見込納付額・付加	確定翌年度見込納付額・資本	確定翌年度見込納付額・収入	確定翌年度見込納付額・所得3号
確定翌年度見込納付額・付加3号	確定翌年度見込納付額・資本3号	確定翌年度見込納付額・収入3号	確定申告有区分	確定申告有区分(うち決定)
確定申告無区分+	中間申告額前年度区分	中間申告額確定翌年度区分	確定翌年度見込納付区分	【分割用金額欄】

分割税額1	分割税額2	分割収入(所得)金額1	分割収入(所得)金額2	分割収入(付加)金額1
分割収入(付加)金額2	分割収入(資本)金額1	分割収入(資本)金額2	分割2号収入税額1	分割2号収入税額2
分割収入(収入)金額1	分割収入(収入)金額2	分割3号税額1	分割3号税額2	分割収入(所得3号)金額1
分割収入(所得3号)金額2	分割収入(付加3号)金額1	分割収入(付加3号)金額2	分割収入(資本3号)金額1	分割収入(資本3号)金額2
分割収入(収入3号)金額1	分割収入(収入3号)金額2	課税標準分割有無区分	【過事業年度分調定額】	所得金額
収入金額	付加価値金額	資本割金額	所得金額3号	収入金額3号
付加価値金額3号	資本割金額3号	【現年度調定額】	調定額	調定額・所得
調定額・付加	調定額・資本	調定額・収入	調定額・所得3号	調定額・付加3号
調定額・資本3号	調定額・収入3号	【歳出還付額】	歳出還付額	歳出還付額・所得
歳出還付額・付加	歳出還付額・資本	歳出還付額・収入	歳出還付額・所得3号	歳出還付額・付加3号
歳出還付額・資本3号	歳出還付額・収入3号	【特別税額】	【税額等】	税額
税額(所得)	税額(収入)	税額(収入3号)	中間申告額	中間申告額(所得)
中間申告額(収入)	中間申告額(収入3号)	仮装経理控除	【現事業年度分調定額】	現年度調定額
【歳出還付】	中間納付分前年	中間納付分前年・所得	中間納付分前年・収入	中間納付分前年・収入3号
中間納付分当年	中間納付分当年・所得	中間納付分当年・収入	中間納付分当年・収入3号	中間納付分を除く
中間納付分を除く・所得	中間納付分を除く・収入	中間納付分を除く・収入3号	所得金額	収入金額
収入金額(3号)	確定申告有	確定申告有・所得	確定申告有・収入	確定申告有・収入3号
確定申告有(うち決定)	確定申告有(うち決定)・所得	確定申告有(うち決定)・収入	確定申告有(うち決定)・収入3号	確定申告無
確定申告無・所得	確定申告無・収入	確定申告無・収入3号	中間申告額前年度分	中間申告額前年度分・所得
中間申告額前年度分・収入	中間申告額前年度分・収入3号	中間申告額確定翌年度分	中間申告額確定翌年度分・所得	中間申告額確定翌年度分・収入
中間申告額確定翌年度分・収入3号	確定翌年度見込納付額	確定翌年度見込納付額・所得	確定翌年度見込納付額・収入	確定翌年度見込納付額・収入3号
確定申告有区分	確定申告有区分(うち決定)	確定申告無区分	中間申告額前年度分区分	中間申告額確定翌年度分区分
確定翌年度見込納付区分	【過事業年度分調定額】	所得金額	収入金額	収入金額(3号)
【現年度調定額】	調定額	調定額・所得	調定額・収入	調定額・収入3号
【歳出還付額】	歳出還付額	歳出還付額・所得	歳出還付額・収入	歳出還付額・収入3号
特別税適用判断	事業年度終了日	分割県数	外形区分	税率(収入金額)
税率(収入金3)	【対象年度】	対象年度(元号)	対象年度(年)	更新プログラムID
個別帰属税額	初年度フラグ	資本+準備金	改正法控除額	雇用者給与等支給増加額
県民税特定寄附金	事業税特定寄附金	特定寄附金	外国子会社控除額	納税者番号
税率(所得1)	税率(所得2)	税率(所得3)	税率(軽減税率不適用)	税率(付加価値割)
税率(資本割)	税率(所得2)	税率(付加価値3)	税率(資本3)	税率(法人税割・標準)
税率(法人税割・超過)	税率(均等割)	税率(特別税・所得)	税率(特別税・収入)	税率(特別税・収入3号)
強制入力サイン	【過事業年度分課税標準増差】	所得金額	収入金額	付加価値金額
資本割金額	所得金額(3号)	収入金額(3号)	付加価値金額(3号)	資本割金額(3号)
特別税・所得金額	特別税・収入金額	特別税・収入金額3号	分割税額収入1	分割税額収入2
分割収入(収入)金額1	分割収入(収入)金額2	分割税額収入3号1	分割税額収入3号2	分割事業税額3号金額1
分割事業税額3号金額2	【付加価値マスタ】	法人番号	事業年度開始日	課税連番
事業連番	訂正連番	事業年度終了日	課税区分	報酬給与額
純支払利子	純支払賃借料	収益配分額	単年度損益	付加価値額
報酬給与額の占める割合	収益配分額70	雇用安定控除額	雇用者給与等支給増加額	課税標準となる付加価値額
総額の計算報酬給与額	総額の計算純支払利子	総額の計算純支払賃借料	総額の計算単年度損益	総額の計算付加価値額
外国事業報酬給与額	外国事業純支払利子	外国事業純支払賃借料	外国事業単年度損益	外国事業付加価値額
外国事業期末従業員数	外国事業総従業員数	林業報酬給与額	林業純支払利子	林業純支払賃借料
鉱物報酬給与額	鉱物純支払利子	農業報酬給与額	農業純支払利子	農業純支払賃借料
農業純支払賃借料	非課税計報酬給与額	非課税計純支払利子	非課税計純支払賃借料	報酬給与の報酬給与額
報酬給与の純支払利子	報酬給与の純支払賃借料	小計	加算又は減算	計
役員小計1	役員小計2	役員計	派遣元	派遣元の75
派遣労働者	派遣先	労働者派遣計	報酬給与額の計算	支払利子額計
受取利子額計	純支払利子の計算	支払賃借料計	受取賃借料計	純支払賃借料の計算
登録日	更新日	【付加価値マスタ(3号)】	法人番号	事業年度開始日
課税連番	事業連番	訂正連番	事業年度終了日	課税区分
報酬給与額	純支払利子	純支払賃借料	収益配分額	単年度損益
付加価値額	報酬給与額の占める割合	収益配分額70	雇用安定控除額	雇用者給与等支給増加額
課税標準となる付加価値額	総額の計算報酬給与額	総額の計算純支払利子	総額の計算純支払賃借料	総額の計算単年度損益
総額の計算付加価値額	外国事業報酬給与額	外国事業純支払利子	外国事業純支払賃借料	外国事業単年度損益
外国事業付加価値額	外国事業期末従業員数	外国事業総従業員数	林業報酬給与額	林業純支払利子
林業純支払賃借料	鉱物報酬給与額	鉱物純支払利子	農業報酬給与額	農業純支払賃借料
農業純支払利子	非課税計報酬給与額	非課税計純支払利子	非課税計純支払賃借料	報酬給与の報酬給与額
報酬給与の報酬給与額	報酬給与の純支払利子	報酬給与の純支払賃借料	小計	加算又は減算
計	役員小計1	役員小計2	役員計	派遣元
派遣元の75	派遣労働者	派遣先	労働者派遣計	報酬給与額の計算
支払利子額計	受取利子額計	純支払利子の計算	支払賃借料計	受取賃借料計
純支払賃借料の計算	登録日	更新日	【資本等マスタ】	法人番号
事業年度開始日	課税連番	事業連番	訂正連番	事業年度終了日
課税区分	資本等の金額	月数	月数按分	控除額計
差引	一千億円以下	一千億円超五千億円以下	五千億円超一兆円以下	仮計
所得等期末従業員数	収入等期末従業員数	従業員者数計	課税標準となる資本等の金額	差引期末の資本
差引期末の積立金	差引期末の合計	収入金額課税資本等の金額	収入金額課税以外の資本等	収入金額課税以外の期末従業員
収入金額の総従業員数	内国特定子会社資本等金額	内国特定子会社の控除額	内国差引	内国外国事業の控除額
内国再差引	内国非課税事業の控除額	内国課税標準特例控除額	内国控除額計	内国法人割合
内国非課税事業期末従業員数	内国非課税事業総従業員数	特例資本等の金額	特例法附則に係る加算額	特例法附則に係る控除額
特例差引	特例月数按分後資本等の金額	特例課税標準特例控除割合	特例未収金又は販売用土地	特例総資産価値額
特例課税標準特例控除額	外国外国事業資本等金額	外国外国事業の控除額	外国差引	外国非課税事業の控除額
外国控除額計	外国非課税事業期末従業員数	外国非課税事業総従業員数	外国非課税収入期末従業員	外国事務所期末従業員数
特定子会社の株式等控除額	登録日	更新日	【資本等マスタ(3号)】	法人番号
事業年度開始日	課税連番	事業連番	訂正連番	事業年度終了日
課税区分	資本等の金額	月数	月数按分	控除額計
差引	一千億円以下	一千億円超五千億円以下	五千億円超一兆円以下	仮計
所得等期末従業員数	収入等期末従業員数	従業員者数計	課税標準となる資本等の金額	差引期末の資本
差引期末の積立金	差引期末の合計	収入金額課税資本等の金額	収入金額課税以外の資本等	収入金額課税以外の期末従業員
収入金額の総従業員数	内国特定子会社資本等金額	内国特定子会社の控除額	内国差引	内国外国事業の控除額
内国再差引	内国非課税事業の控除額	内国課税標準特例控除額	内国控除額計	内国法人割合
内国非課税事業期末従業員数	内国非課税事業総従業員数	特例資本等の金額	特例法附則に係る加算額	特例法附則に係る控除額
特例差引	特例月数按分後資本等の金額	特例課税標準特例控除割合	特例未収金又は販売用土地	特例総資産価値額
特例課税標準特例控除額	外国外国事業資本等金額	外国外国事業の控除額	外国差引	外国非課税事業の控除額
外国控除額計	外国非課税事業期末従業員数	外国非課税事業総従業員数	外国非課税収入期末従業員	外国事務所期末従業員数
特定子会社の株式等控除額	登録日	更新日	【所得金額明細ファイル】	法人番号
事業年度開始日	課税連番	訂正連番	取消区分	事業年度終了日
所得金額(6号様式71)	加算所得税額	加算海外投資	加算技術等	加算外国法人税
加算農協社外流出	加算その他	加算小計	減算海外投資	減算外国法人税
減算所得課税外国法人税	減算農協留保所得	減算その他	減算小計	仮計
外国事業所得	再仮計	林業に係る所得	鉱物の採掘事業	社会保険等に関わる医療
農事組合法人の農業	小計	繰越欠損金額	私財提供欠損金額	所得金額再差引
非課税区分1	非課税区分2	旧非課税額1	旧非課税額2	旧非課税繰越欠損金等
56と57の多い額	所得金額再々計	特別勘定取崩益金	特別勘定繰入額損金	災害損失金
所得金額3号	加算所得税額3号	加算海外投資3号	加算移転資産等譲渡益3号	加算外国法人税3号
加算災害損失欠損金額3号	加算小計3号	減算海外投資3号	減算外国法人税3号	減算所得課税外国法人3号
減算移転資産等譲渡損3号	減算その他3号	減算小計3号	仮計3号	外国事業所得3号
再仮計3号	林業に係る所得3号	鉱物の採掘事業3号	社会保険等に関わる医療3	農事組合法人の農業3号
小計3号	繰越欠損金額3号	債務免除等控除3号	所得金額再差引3号	新鉱床探鉱費控除3号

農業経営基盤損金3号	農地取得圧縮損金3号	架空等積立損金3号	再投資等積立損金3号	特別勘定取崩益金3号
特別勘定繰上額損金3号	合計3号	特別医療総収入額	特別医療うち社会保険診療	特別医療総所得額
67条規定法人区分	個別帰属リース特別控除	規定計算個別帰属法人税額	試験研究費	みなし配当
調整額1	調整額2	差引個別帰属法人税額	控除調整額	控除還付税額
退職年金	課税標準法人税額	個別帰属法人税額	登録日	更新日
FILLER				

SYSDIN県税コード	管轄県税コード	法人番号	事業年度開始日	課税連番
訂正連番	現・過事業年度区分	決議日	【基本登録事項】	法人区分
分割区分	清算法人区分	【資本等】	資本金額	資本積立金額
保険業法区分	課税種別	年2回区分	軽減税率適用区分	分割種別(基準)
【業種】	業種(大分類)	業種(小分類)	非課税区分1	非課税区分2
自主決定区分	連結区分	【不申告情報】	不申告フラグ	休業フラグ
清算中フラグ	所在不明フラグ	確定申告有無区分	確定申告申告期限	課税区分
保有月数(事業税)	【県民税】	【法人税割】	【税額等】	税額等
中間申告額	既還付請求利子割額過大納付	【現事業年度分調定額】	現年度調定額	【歳出還付】
中間納付分 前年	中間納付分 当年	中間納付分を除く	内利子割還付額	内利子割還付発生件数
【過事業年度分調定額】	現年度調定額	歳出還付	課税標準法人税額	算出法人税割額
【控除額等】	外国税額控除額	仮装経理に基づく控除額	利子割額の控除額	租税条約控除額
差引法人税割額(超過相当)	確定申告有	確定申告有(うち決定)	確定申告無	中間申告額前年度分
中間申告額確定翌年度分	確定翌年度見込納付額	確定申告有区分	確定申告有区分(うち決定)	確定申告無区分
中間申告額前年度区分	中間申告額確定翌年度区分	確定翌年度見込納付区分	【均等割額】	【税額等】
税額	中間申告額	【現事業年度分調定額】	現年度調定額	【歳出還付】
中間納付分 前年	中間納付分 当年	中間納付分を除く	【過事業年度分調定額】	現年度調定額
歳出還付	【事業税額】	【税額等】	税額	税額(所得)
税額(付加)	税額(資本)	税額(収入)	税額(所得3号)	税額(付加3号)
税額(資本3号)	税額(収入3号)	中間申告額	仮装経理控除	【現事業年度分調定額】
現年度調定額	【歳出還付】	中間納付分前年	中間納付分前年・所得	中間納付分前年・付加
中間納付分前年・資本	中間納付分前年・収入	中間納付分前年・所得3号	中間納付分前年・付加3号	中間納付分前年・資本3号
中間納付分前年・収入3号	中間納付分当年	中間納付分当年・所得	中間納付分当年・付加	中間納付分当年・資本
中間納付分当年・収入	中間納付分当年・所得3号	中間納付分当年・付加3号	中間納付分当年・資本3号	中間納付分当年・収入3号
中間納付分を除く	中間納付分を除く・所得	中間納付分を除く・付加	中間納付分を除く・資本	中間納付分を除く・収入
中間納付分を除く・所得3号	中間納付分を除く・付加3号	中間納付分を除く・資本3号	中間納付分を除く・収入3号	所得金額
収入金額	付加価値割金額	資本割金額	所得金額(3号)	収入金額(3号)
付加価値割金額(3号)	資本割金額(3号)	税額(超過相当)	法所得金	所得総額
収入総額	付加価値割総額	資本割総額	所得総額(3号)	収入総額(3号)
付加価値割総額(3号)	資本割総額(3号)	加算所得税額	加算海外投資	加算技術等
みなし欠損	加算その他	減算その他	減算海外投資	【社会保険等に関する医療X】
社会保険等に関する医療	繰越欠損金額	特別課税外国法人税額	特別医療総収入	特別医療うち社会保険診療
特別医療総所得額	67条規定法人区分	確定申告有	確定申告有・所得	確定申告有・付加
確定申告有・資本	確定申告有・収入	確定申告有・所得3号	確定申告有・付加3号	確定申告有・資本3号
確定申告有・収入3号	確定申告有(うち決定)	確定申告有(うち決定)・所得	確定申告有(うち決定)・付加	確定申告有(うち決定)・資本
確定申告有(うち決定)・収入	確定申告有(うち決定)・所得3号	確定申告有(うち決定)・付加3号	確定申告有(うち決定)・資本3号	確定申告有(うち決定)・収入3号
確定申告無	確定申告無・所得	確定申告無・付加	確定申告無・資本	確定申告無・収入
確定申告無・所得3号	確定申告無・付加3号	確定申告無・資本3号	確定申告無・収入3号	中間申告額前年度分
中間申告額前年度分・所得	中間申告額前年度分・付加	中間申告額前年度分・資本	中間申告額前年度分・収入	中間申告額前年度分・所得3号
中間申告額前年度分・付加3号	中間申告額前年度分・資本3号	中間申告額前年度分・収入3号	中間申告額確定翌年度分	中間申告額確定翌年度分・所得
中間申告額確定翌年度分・付加	中間申告額確定翌年度分・資本	中間申告額確定翌年度分・収入	中間申告額確定翌年度分・所得3号	中間申告額確定翌年度分・付加3号
中間申告額確定翌年度分・資本3号	中間申告額確定翌年度分・収入3号	確定翌年度見込納付額	確定翌年度見込納付額・所得	確定翌年度見込納付額・付加
確定翌年度見込納付額・資本	確定翌年度見込納付額・収入	確定翌年度見込納付額・所得3号	確定翌年度見込納付額・付加3号	確定翌年度見込納付額・資本3号
確定翌年度見込納付額・収入3号	確定申告有区分	確定申告有区分(うち決定)	確定申告無区分	中間申告額前年度区分
中間申告額確定翌年度区分	確定翌年度見込納付区分	【分割用金額欄】	分割税額1	分割税額2
分割収入(所得)金額1	分割収入(所得)金額2	分割収入(付加)金額1	分割収入(付加)金額2	分割収入(資本)金額1
分割収入(資本)金額2	分割収入(所得3号)金額1	分割収入(所得3号)金額2	分割収入(付加3号)金額1	分割収入(付加3号)金額2
分割収入(資本3号)金額1	分割収入(資本3号)金額2	課税標準分割有無区分	【過事業年度分調定額】	所得金額
収入金額	付加価値金額	資本割金額	所得金額3号	収入金額3号
付加価値金額3号	資本割金額3号	【現年度調定額】	調定額	調定額・所得
調定額・付加	調定額・資本	調定額・収入	調定額・所得3号	調定額・付加3号
調定額・資本3号	調定額・収入3号	【歳出還付額】	歳出還付額	歳出還付額・所得
歳出還付額・付加	歳出還付額・資本	歳出還付額・収入	歳出還付額・所得3号	歳出還付額・付加3号
歳出還付額・資本3号	歳出還付額・収入3号	【特別税額】	【税額等】	税額
税額(所得)	税額(収入)	税額(収入3号)	中間申告額	中間申告額(所得)
中間申告額(収入)	中間申告額(収入3号)	仮装経理控除	【現事業年度分調定額】	現年度調定額
【歳出還付】	中間納付分前年	中間納付分前年・所得	中間納付分前年・収入	中間納付分前年・収入3号
中間納付分当年	中間納付分当年・所得	中間納付分当年・収入	中間納付分当年・収入3号	中間納付分を除く
中間納付分を除く・所得	中間納付分を除く・収入	中間納付分を除く・収入3号	所得金額	収入金額
収入金額(3号)	確定申告有	確定申告有・所得	確定申告有・収入	確定申告有・収入3号
確定申告有(うち決定)	確定申告有(うち決定)・所得	確定申告有(うち決定)・収入	確定申告有(うち決定)・収入3号	確定申告無
確定申告無・所得	確定申告無・収入	確定申告無・収入3号	中間申告額前年度分	中間申告額前年度分・所得
中間申告額前年度分・収入	中間申告額前年度分・収入3号	中間申告額確定翌年度分	中間申告額確定翌年度分・所得	中間申告額確定翌年度分・収入
中間申告額確定翌年度分・収入3号	確定翌年度見込納付額	確定翌年度見込納付額・所得	確定翌年度見込納付額・収入	確定翌年度見込納付額・収入3号
確定申告有区分	確定申告有区分(うち決定)	確定申告無区分	中間申告額前年度区分	中間申告額確定翌年度区分
確定翌年度見込納付区分	【過事業年度分調定額】	所得金額	収入金額	収入金額(3号)
【現年度調定額】	調定額	調定額・所得	調定額・収入	調定額・収入3号
【歳出還付額】	歳出還付額	歳出還付額・所得	歳出還付額・収入	歳出還付額・収入3号
特別税適用判断	事業年度終了日	分割回数	外形区分	税率(収入金額)
税率(収入金3)	【対象年度】	対象年度(元号)	対象年度(年)	更新プログラムID
個別帰属税額	初年度フラグ	資本+準備金	改正法控除額	雇用者給与等支給増加額
県民税特定寄附金	事業税特定寄附金	特定寄附金	外国子会社控除額	納税者番号
税率(所得1)	税率(所得2)	税率(所得3)	税率(軽減税率不適用)	税率(付加価値割)
税率(資本割)	税率(所得3)	税率(付加価値3)	税率(資本3)	税率(法人税割・標準)
税率(法人税割・超過)	税率(均等割)	税率(特別税・所得)	税率(特別税・収入)	税率(特別税・収入3号)
強制入力サイン	【過事業年度分課税標準増差】	所得金額	収入金額	付加価値金額
資本割金額	所得金額(3号)	収入金額(3号)	付加価値金額(3号)	資本割金額(3号)
特別税・所得金額	特別税・収入金額	特別税・収入金額3号	【付加価値マスタ】	法人番号
事業年度開始日	課税連番	事業連番	訂正連番	事業年度終了日
課税区分	報酬給与額	純支払子利子	純支払賃借料	収益配分額
単年度損益	付加価値額	報酬給与額の占める割合	収益配分額70	雇用安定控除額
雇用者給与等支給増加額	課税標準となる付加価値額	総額の計算報酬給与額	総額の計算純支払子利子	総額の計算純支払賃借料
総額の計算単年度損益	総額の計算付加価値額	外国事業報酬給与額	外国事業純支払子利子	外国事業純支払賃借料
外国事業単年度損益	外国事業付加価値額	外国事業期末従業者数	外国事業総従業者数	林業報酬給与額
林業純支払子利子	林業純支払賃借料	鉱物報酬給与額	鉱物純支払子利子	鉱物純支払賃借料
農業報酬給与額	農業純支払子利子	農業純支払賃借料	非課税計報酬給与額	非課税計純支払子利子
非課税計純支払賃借料	報酬給与の報酬給与額	報酬給与の純支払子利子	報酬給与の純支払賃借料	小計
加算又は減算	計	役員小計1	役員小計2	役員計
派遣元	派遣元の75	派遣労働者	派遣先	労働者派遣計
報酬給与額の計算	支払子利子額計	受取利子額計	純支払子利子の計算	支払賃借料計
受取賃借料計	純支払賃借料の計算	登録日	更新日	【付加価値マスタ(3号)】
法人番号	事業年度開始日	課税連番	事業連番	訂正連番

KE総務省報告中間ファイル附表
694

事業年度終了日	課税区分	報酬給与額	純支払利子	純支払賃借料
収益配分額	単年度損益	付加価値額	報酬給与額の占める割合	収益配分額70
雇用安定控除額	雇用者給与等支給増加額	課税標準となる付加価値額	総額の計算報酬給与額	総額の計算純支払利子
総額の計算純支払賃借料	総額の計算単年度損益	総額の計算付加価値額	外国事業報酬給与額	外国事業純支払利子
外国事業純支払賃借料	外国事業単年度損益	外国事業付加価値額	外国事業期末従業員数	外国事業総従業員数
林業報酬給与額	林業純支払利子	林業純支払賃借料	鉱物報酬給与額	鉱物純支払利子
鉱物純支払賃借料	農業報酬給与額	農業純支払利子	農業純支払賃借料	非課税計報酬給与額
非課税計純支払利子	非課税計純支払賃借料	報酬給与の報酬給与額	報酬給与の純支払利子	報酬給与の純支払賃借料
小計	加算又は減算	計	役員小計1	役員小計2
役員計	派遣元	派遣元の75	派遣労働者	派遣先
労働者派遣計	報酬給与額の計算	支払利子額計	受取利子額計	純支払利子の計算
支払賃借料計	受取賃借料計	純支払賃借料の計算	登録日	更新日
【資本等マスタ】	法人番号	事業年度開始日	課税連番	事業連番
訂正連番	事業年度終了日	課税区分	資本等の金額	月数
月数按分	控除額計	差引	一千億円以下	一千億円超五千億円以下
五千億円超一兆円以下	仮計	所得等期末従業員数	収入等期末従業員数	従業員者数計
課税標準となる資本等の金額	差引期末の資本	差引期末の積立金	差引期末の合計	収入金額課税資本等の金額
収入金額課税以外の資本等	収入金額課税以外の期末従業	収入金額の総従業員数	内国特定子会社資本等金額	内国特定子会社の控除額
内国差引	内国外国事業の控除額	内国再差引	内国非課税事業の控除額	内国課税標準特例控除額
内国控除額計	内国法人割合	内国非課税事業期末従業員	内国非課税事業総従業員数	特例資本等の金額
特例法附則に係る加算額	特例法附則に係る控除額	特例差引	特例月数按分後資本等の金額	特例課税標準特例控除割合
特例未収金又は販売用土地	特例総資産価値額	特例課税標準特例控除額	外国外国事業資本等金額	外国外国事業の控除額
外国差引	外国非課税事業の控除額	外国控除額計	外国非課税事業期末従業員	外国非課税事業総従業員数
外国非課税収入期末従業員	外国事務所期末従業員数	特定子会社の株式等控除額	登録日	更新日
【資本等マスタ(3号)】	法人番号	事業年度開始日	課税連番	事業連番
訂正連番	事業年度終了日	課税区分	資本等の金額	月数
月数按分	控除額計	差引	一千億円以下	一千億円超五千億円以下
五千億円超一兆円以下	仮計	所得等期末従業員数	収入等期末従業員数	従業員者数計
課税標準となる資本等の金額	差引期末の資本	差引期末の積立金	差引期末の合計	収入金額課税資本等の金額
収入金額課税以外の資本等	収入金額課税以外の期末従業	収入金額の総従業員数	内国特定子会社資本等金額	内国特定子会社の控除額
内国差引	内国外国事業の控除額	内国再差引	内国非課税事業の控除額	内国課税標準特例控除額
内国控除額計	内国法人割合	内国非課税事業期末従業員	内国非課税事業総従業員数	特例資本等の金額
特例法附則に係る加算額	特例法附則に係る控除額	特例差引	特例月数按分後資本等の金額	特例課税標準特例控除割合
特例未収金又は販売用土地	特例総資産価値額	特例課税標準特例控除額	外国外国事業資本等金額	外国外国事業の控除額
外国差引	外国非課税事業の控除額	外国控除額計	外国非課税事業期末従業員	外国非課税事業総従業員数
外国非課税収入期末従業員	外国事務所期末従業員数	特定子会社の株式等控除額	登録日	更新日
【所得金額明細ファイル】	法人番号	事業年度開始日	課税連番	訂正連番
取消区分	事業年度終了日	所得金額(6号様式71)	加算所得税額	加算海外投資
加算技術等	加算外国法人税	加算農協社外流出	加算その他	加算小計
減算海外投資	減算外国法人税	減算所得課税外国法人税	減算農協留保所得	減算その他
減算小計	仮計	外国事業所得	再仮計	林業に係る所得
鉱物の探掘事業	社会保険等に関する医療	農事組合法人の農業	小計	繰越欠損金額
私財提供欠損金額	所得金額再差引	非課税区分1	非課税区分2	旧非課税額1
旧非課税額2	旧非課税繰越欠損金等	56と57の多い額	所得金額再々計	特別勘定取崩損益金
特別勘定編入額損金	災害損失金	所得金額3号	加算所得税額3号	加算海外投資3号
加算移転資産等譲渡益3号	加算外国法人税3号	加算災害損失欠損金額3号	加算小計3号	減算海外投資3号
減算外国法人税3号	減算所得課税外国法人3号	減算移転資産等譲渡損3号	減算その他3号	減算小計3号
仮計3号	外国事業所得3号	再仮計3号	林業に係る所得3号	鉱物の探掘事業3号
社会保険等に関する医療3号	農事組合法人の農業3号	小計3号	繰越欠損金額3号	債務免除等控除3号
所得金額再差引3号	新鉱床探掘費控除3号	農業経営基盤増進3号	農地取得圧縮損金3号	関空等積立額損金3号
再投資等積立損金3号	特別勘定取崩損益金3号	特別勘定編入額損金3号	合計3号	特別医療総収入額
特別医療うち社会保険診療	特別医療総所得額	67条規定法人区分	個別帰属リス特別控除	規定計算個別帰属法人税額
試験研究費	みなし配当	調整額2	調整額2	差引個別帰属法人税額
控除調整額	控除還付税額	退職年金	課税標準法人税額	個別帰属法人税額
登録日	更新日	FILLER		

課税標準額通知に対応する手続ID	回送先団体コード	回送元団体コード	税務事務所コード	所属コード
法人番号1	法人番号2	納税者ID	事業年度(自)	事業年度(至)
通知年月日	文書記号番号	長名	連絡先組織名	連絡先電話番号
課税番号	組織名付法人名	カナ法人名	主たる事務所等の所在地	本都道府県における主たる事務所等の所在地
連結区分	事業年度区分	法人税申告期限延長月数	災害等延長の申告期限	法人区分
資本金の額又は出資金の額	資本金の額又は出資金の額(解散時点)	資本金の額及び資本準備金の額の合計額	資本等金額	税務官署の処理区分
税務官署の通知年月日	減額更正の理由	税務官署の申告区分	法人税申告年月日	申告処理区分
申告処理年月日	税務署コード	使途秘匿金額等	法人税割額の課税標準額(法人税額)	法人税割額の課税標準額(法人税額(非PE分))
差引所得に対する法人税額	重加算金対象所得	重加算金対象付加価値額	重加算金対象資本等金額	重加算金対象収入金額
重加算税額	重加算税対象所得金額	税額控除超過相当額(加算額)の総額・市町村分	法人税割額から控除すべき外国税額の総額・市町村民税分	補正後の従業員の総額・市町村民税分
租税条約・対象法人税額	特定寄附金の合計額	分割基準の総数	備考	メモ
仮装経理・対象法人税額等	課税連番	外形区分	出力済フラグ	個別控除額の総額

課税標準額通知に対応する手続ID	回送先団体コード	回送元団体コード	税務事務所コード	所属コード
法人番号1	法人番号2	納税者ID	事業年度(自)	事業年度(至)
通知年月日	文書記号番号	長名	連絡先組織名	連絡先電話番号
課税番号	組織名付法人名	カナ法人名	主たる事務所等の所在地	連結区分
事業年度区分	延長月数(事業税)	延長月数(県民税)	災害等延長の申告期限	法人区分
資本金の額又は出資金の額	資本金の額又は出資金の額(解散時点)	資本金の額及び資本準備金の額の合計額	資本等金額	税務官署の処理区分
税務官署の通知年月日	減額更正の理由	税務官署の申告区分	法人税申告年月日	申告処理区分
申告処理年月日	税務署コード	所得割課税標準(400万円以下)	所得割課税標準(400万円超800万円以下)	所得割課税標準(800万円超)
課税標準となる所得金額総額	軽減税率不適用法人の金額	付加価値割課税標準総額	資本割課税標準総額	収入割課税標準総額
所得割課税標準総額3号	付加価値割課税標準総額3号	資本割課税標準総額3号	収入割課税標準総額3号	使途秘匿金額等
法人税割額の課税標準額(法人税額)	法人税割の課税標準額(法人税額(非PE分))	差引所得に対する法人税額	重加算金対象所得	重加算金対象付加価値額
重加算金対象資本等金額	重加算金対象収入金額	重加算金対象所得3号	重加算金対象付加価値額3号	重加算金対象資本等金額3号
重加算金対象収入金額3号	重加算金対象収入金額	重加算金対象所得3号	重加算金対象付加価値額3号	重加算金対象資本等金額3号
重加算金対象収入金額3号	重加算金対象収入金額	重加算金対象所得3号	重加算金対象付加価値額3号	重加算金対象資本等金額3号
重加算金対象収入金額3号	重加算金対象収入金額	重加算金対象所得3号	重加算金対象付加価値額3号	重加算金対象資本等金額3号
重加算金対象収入金額3号	重加算金対象収入金額	重加算金対象所得3号	重加算金対象付加価値額3号	重加算金対象資本等金額3号
無申告加算税額	重加算税額	重加算税対象所得金額	法人事業税の分割基準1の種類	法人事業税分割基準1・内訳
法人事業税分割基準1・総数	法人事業税の分割基準2の種類	法人事業税分割基準2・内訳	法人事業税分割基準2・総数	法人事業税の分割基準3の種類
法人事業税分割基準3・内訳	法人事業税分割基準3・総数	法人住民税分割基準・内訳	法人住民税分割基準・総数	関係道府県の事務所等所在地
分割額道府県数	税額控除超過相当額(加算額)の総額・道府県民税分	税額控除超過相当額(加算額)の総額・市町村民税分	法人税割額から控除すべき外国税額の総額・道府県民税分	法人税割額から控除すべき外国税額の総額・市町村民税分
補正後の従業員の総額・道府県民税分	補正後の従業員の総額・市町村民税分	軌道又は鉄道の売上高	その他部門の売上高	仮装経理・対象所得金額
仮装経理・対象付加価値額	仮装経理・対象資本等金額	仮装経理・対象収入金額	仮装経理・対象所得金額3号	仮装経理・対象付加価値額3号
仮装経理・対象資本等金額3号	仮装経理・対象収入金額3号	仮装経理・対象法人税額	租税条約・対象所得金額	租税条約・対象付加価値額
租税条約・対象資本等金額	租税条約・対象収入金額	租税条約・対象法人税額	租税条約・対象付加価値額3号	租税条約・対象資本等金額3号
租税条約・対象収入金額3号	租税条約・対象法人税額	特定寄附金の合計額	欠損事業年度の所得金額(欠損金額)	備考
メモ	課税連番	外形区分	出力済フラグ	個別 都道府県民税分

KH基本マスタ 23	特別徴収義務者番号	履歴連番	訂正連番	処理区分	特徴者納税者番号
	変更後特別徴収義務者番号	業種コード	営業所数	営業所数計上年月日	申告者納税者番号
	管轄県税コード	税務署コード	状態区分コード	書類送付先コード	書類送付先納税者番号
	更新処理区分	更新県税事務所コード	更新利用者コード	初期登録日	変更登録日
	登録日	更新日	備考		

KH交付金データファイル 25	交付金・報奨金・補助金種別	対象番号	税目コード	期別	特徴者納税者番号
	施設名等納税者番号	指令番号	指令年月日	通知事務所コード	通知番号
	通知年月日	申請年月日	支払年月日	支払番号	支払方法コード
	支払金額	金融機関コード	支店コード	口座種別コード	口座番号
	口座名義人	管轄県税コード	取扱区分	送付先区分	更新年月日

KH調定ファイル 48	特別徴収義務者番号	実績年月	金融商品コード	調定逆連番	課税区分
	課税連番	訂正連番	課税年度	調定連番	本税利用区分
	加算金利用区分	本税	過少申告加算金	不申告加算金	重加算金
	納税者番号	課税事務所	収納事務所	調定事由	変更すべき事由
	本税の調定連番	本来納入期限	納入期限	調定日	賦課決議日
	通知書発行日	増減調定適用日	延滞増減調定適用日	申告日	更正請求日
	不徴収終期日	過誤納事由	過誤納発生日	還付加算金始期日	納付日
	収納日	納付事由	納付県税事務所	納付本税額	納付延滞金
	納付者納税者番号	送付先承継人納税者番号	更新県税事務所コード	更新日	更新利用者コード
	更新処理区分	更新課税連番	更新訂正連番		

KH調定移動ファイル 52	特別徴収義務者番号	実績年月	金融商品コード	調定逆連番	課税連番
	訂正連番	課税年度	調定連番	本税利用区分	加算金利用区分
	変更前本税	変更前過少申告加算金	変更前不申告加算金	変更前重加算金	変更後本税
	変更後過少申告加算金	変更後不申告加算金	変更後重加算金	納税者番号	課税事務所
	収納事務所	調定事由	変更すべき事由	本税の調定連番	本来納入期限
	納入期限	調定日	賦課決議日	通知書発行日	増減調定適用日
	延滞増減調定適用日	申告日	更正請求日	不徴収終期日	過誤納事由
	過誤納発生日	還付加算金始期日	納付日	収納日	納付事由
	納付県税事務所	納付本税額	納付延滞金	納付者納税者番号	送付先承継人納税者番号
	取消フラグ	更新県税事務所コード	更新日	更新利用者コード	更新処理区分
	更新課税連番	更新訂正連番			

KH電子申告データ 44	申告受付番号	特別徴収義務者番号	法人番号	実績年月	種類コード
	様式別申告連番	種類別申告連番	申告区分	納税者ID	様式ID
	受付日	納付日	納入区分	住所(所在地)	氏名(名称)
	電話番号	支払額1	税額1	支払額2	税額2
	支払額3	税額3	支払額4	税額4	支払額5
	税額5	支払額6	税額6	支払額7	税額7
	非居住者等	その他	支払額計	税額計	支払金額
	特別徴収税額	延滞金	納入金額合計	摘要1	摘要2
	電子申告処理済フラグ	処理日	登録日	更新日	

個人事業税サブシステム (1ファイル・・・49項目)

KJ基本登録マスタ 49	整理番号	税務署コード	国税番号	納税者番号	管轄県税事務所コード
	種別コード1	業種コード1	該当区分1	種別コード2	業種コード2
	該当区分2	種別コード3	業種コード3	該当区分3	青白区分
	送付区分	分割区分	開業日	廃業日	状態区分
	変更日	注意コード1	注意コード2	備考1	備考登録日1
	備考2	備考登録日2	備考3	備考登録日3	備考4
	備考登録日4	備考5	備考登録日5	備考6	備考登録日6
	備考7	備考登録日7	備考8	備考登録日8	備考9
	備考登録日9	事務所番号	相続人管理番号	税理士管理番号	新国税番号
	新税務署コード	新管轄県税事務所コード	ハッチ更新日	更新日	

不動産取得税サブシステム (9ファイル・・・359項目)

KK課税マスタ 152	課税番号	課税区分	原承区分	合算区分	課税年度
	データ受付年月日	決議年月日	通知・発布年月日	当初納期限	変更後納期限
	納期限変更年月日	変更課税申請年月日	変更課税決議番号	資料番号	課税筆数
	共有者数	物件数	所在地CD	主たる物件の物件番号(土地)	主たる物件の物件番号(建物)
	申告書提出区分	申告書提出年月日	賦課額変更事由	評価額	税率適用区分
	控除額1	控除事由1	控除額2	控除事由2	控除額3
	控除事由3	免税点適用額	案分前課税標準額	課税標準額	税額
	減額額1	減額事由1	減額額2	減額事由2	減額額3
	減額事由3	減額額4	減額事由4	最終税額	賦課額変更事由
	評価額	税率適用区分	控除額1	控除事由1	控除額2
	控除事由2	控除額3	控除事由3	免税点適用額	案分前課税標準額
	課税標準額	税額	減額額1	減額事由1	減額額2
	減額事由2	減額額3	減額事由3	減額額4	減額事由4
	最終税額	賦課額変更事由	評価額	税率適用区分	控除額1
	控除事由1	控除額2	控除事由2	控除額3	控除事由3
	免税点適用額	案分前課税標準額	課税標準額	税額	減額額1
	減額事由1	減額額2	減額事由2	減額額3	減額事由3
	減額額4	減額事由4	最終税額	建物最終税額	課税最終税額
	差引増減額(訂正)	差引増減額(実質)	年月日(メモ1)	対応者(メモ1)	相手CD1(メモ1)
	相手CD2(メモ1)	内容CD1(メモ1)	内容CD2(メモ1)	備考欄(メモ1)	年月日(メモ2)
	対応者(メモ2)	相手CD1(メモ2)	相手CD2(メモ2)	内容CD1(メモ2)	内容CD2(メモ2)
	備考欄(メモ2)	連帯納税管理番号	資料番号1	課税番号1	課税区分1
	資料番号2	課税番号2	課税区分2	資料番号3	課税番号3
	課税区分3	資料番号4	課税番号4	課税区分4	資料番号5
	課税番号5	課税区分5	共有者合算前資料番号	物件合算前資料番号	調定対応連番
	現最終調定連番	調定額及用調定額	課税データ区分	保留フラグ(特殊原因)	保留フラグ(農地)
	保留フラグ(価格なし)	保留フラグ(新築マンション)	保留フラグ(併用住宅・共同住宅)	保留フラグ(用途非課税(地目))	保留フラグ(用途非課税(団体・法人))
課税状態区分	エラー状態区分	事前減額適用の有無	失格区分	納変処理の有無	
返戻処理の有無	取消区分	調定年月日	過誤納事由	納税通知書出力の有無	
現過年度区分	歳入年度	床面積	非住宅部分面積	排他用更新年月日・時刻	
入力生成年月日	更新年月日				

KK共有者マスタ	課税番号	課税区分	共有者番号	納税者番号	課税年度
	主従区分	業者区分	取得者持分(分子)	取得者持分(分母)	返戻・納変事由
	変更後納期限	返戻・納変処理年月日	通知・発布年月日	取得額	控除適用額1
	控除適用額2	控除適用額3	免税点適用額	負担額	取得額

38	控除適用額1	控除適用額2	控除適用額3	免税点適用額	負担額
	取得額	控除適用額1	控除適用額2	控除適用額3	免税点適用額
	負担額	連帯納税義務離脱区分	資料番号	共有者合算前資料番号	物件合算前資料番号
	共有者エラーフラグ	入力生成年月日	更新年月日		

KK共有者異動ファイル 39	事務所コード	資料番号	課税年度	原始・承継区分	課税区分
	共有者番号	納税者番号	主従区分	業者区分	共有者持分(分子)
	共有者持分(分母)	返戻・納変事由	変更後納期限	返戻・納変処理年月日	通知・発布年月日
	取得額	控除適用額1	控除適用額2	控除適用額3	免税点適用額
	負担額	取得額	控除適用額1	控除適用額2	控除適用額3
	免税点適用額	負担額	取得額	控除適用額1	控除適用額2
	控除適用額3	免税点適用額	負担額	連帯納税義務離脱区分	共有者合算前資料番号
	物件合算前資料番号	共有者エラーフラグ	入力生成年月日	更新年月日	

KK合算共有者異動ファイル 40	事務所コード	資料番号	課税年度	原始・承継区分	課税区分
	共有者番号	解除	納税者番号	主従区分	業者区分
	共有者持分(分子)	共有者持分(分母)	返戻・納変事由	変更後納期限	返戻・納変処理年月日
	通知・発布年月日	取得額	控除適用額1	控除適用額2	控除適用額3
	免税点適用額	負担額	取得額	控除適用額1	控除適用額2
	控除適用額3	免税点適用額	負担額	取得額	控除適用額1
	控除適用額2	控除適用額3	免税点適用額	負担額	連帯納税義務離脱区分
	共有者合算前資料番号	物件合算前資料番号	共有者有無	入力生成年月日	更新年月日

KK合算登記義務者異動ファイル 15	事務所コード	資料番号	課税年度	法務局受付番号	義務者番号
	解除	納税者番号	主従区分	業者区分	義務者数他
	共有者合算前資料番号	物件合算前資料番号	義務者エラーフラグ	入力生成年月日	更新年月日

KK登記義務者マスタ 14	課税番号	法務局受付番号	義務者番号	納税者番号	課税年度
	主従区分	業者区分	義務者数他	資料番号	共有者合算前資料番号
	物件合算前資料番号	義務者エラーフラグ	入力生成年月日	更新年月日	

KK登記義務者異動ファイル 14	事務所コード	資料番号	課税年度	法務局受付番号	義務者番号
	納税者番号	主従区分	業者区分	義務者数他	共有者合算前資料番号
	物件合算前資料番号	義務者エラーフラグ	入力生成年月日	更新年月日	

KK統計ファイル08 35	レコード区分	帳票区分	作成事務所	事務所区分	個人法人区分
	納税者番号	漢字氏名	事由CD	事由名称	都道府県CD
	市町村CD	大字・通称CD	字・丁目CD	都道府県名	市町村名
	大字名	小字名	地番	課税番号	取得年月日
	登記年月日	家屋種類	家屋種類名	取得区分CD	取得区分名
	連帯区分	家屋面積	土地面積	合計面積	家屋評価額
	土地評価額	合計評価額	住宅特例控除額	宅地減額(本法)	宅地減額(附則)

KK被収用物件マスタ 12	登録番号	物件所在地CD	物件所在地名称	地番	納税者番号
	取用年月日	限度額	控除額	差引額	排他用更新年月日・時刻
	入力生成年月日	更新年月日			

自動車二税サブシステム (21ファイル・・・938項目)

KL課税インターフェースF 5	納税義務者納税者番号	納税者番号区分	該当ファイルキー	連番	余白
-----------------	------------	---------	----------	----	----

KL課税照会異動データ1 7	登録番号	納税者番号・納税義務者	納税者番号・所有者	納税者番号・使用者	異動年月日
	異動事由コード	異動内容			

KL基本納税者ファイル 5	登録番号	所有者納税者番号	使用者納税者番号	送付先納税者番号	余白
---------------	------	----------	----------	----------	----

KL月次基本ファイル 104	登録番号	連番	納税者番号・納税義務者	車台番号下4桁	車台番号
	車検有効年月日	初度登録年月	用途コード	型式指定番号	類別区分番号
	形状コード	定員区分	定員1	定員2	排気種別
	排気量	積載量1	積載量2	車輻重量	車両総重量1
	車両総重量2	車輻長さ	車輻幅	車輻高さ	燃料コード
	塗色コード	排ガス適合コード	型式	所有者コード	所有者コード(使用者欄)
	使用の本拠具体名漢字	住所コード(本拠地)	番号・棟番号・番地等(本拠地)	メーカーコード	車名
	車名コード	納税者番号・使用者	納税者番号・所有者	納税者番号・送付先	納税通知書送付先区分
	状態コード	状態適用年月日	状態処理年月	注意コード	下取会社コード
	下取年月日	税率	年税額	管轄県税コード	登録事由コード
	登録年月日	異動事由コード	異動年月日	前基本レコード有無	後基本レコード有無
	更新前登録番号	更新前車台番号下4桁	更新前登録番号変更年月日	取引銀行(収納)	名義人氏名(収納)
	取引銀行名(収納)	取引店舗名(収納)	作成区分(収納)	仕向銀行(還付)	名義人氏名(還付)
	仕向銀行名(還付)	仕向店舗名(還付)	作成区分(還付)	課税年度	納期限
	滞納	納税義務者氏名(漢字)	納税義務者氏名(カナ)	住所コード(納税義務者)	住所(納税義務者)
	郵便番号(納税義務者)	補記コード(納税義務者)	法人コード(納税義務者)	使用者氏名(漢字)	使用者氏名(カナ)
	住所コード(使用者)	住所(使用者)	郵便番号(使用者)	補記コード(使用者)	法人コード(使用者)
	所有者氏名(漢字)	所有者氏名(カナ)	住所コード(所有者)	住所(所有者)	郵便番号(所有者)
	補記コード(所有者)	法人コード(所有者)	送付先名(漢字)	送付先名(カナ)	住所コード(送付先)
	住所(送付先)	郵便番号(送付先)	補記コード(送付先)	法人コード(送付先)	県内外区分
グリーン化税制軽加重課区分	パス	更新日	更新時刻		

KMグループ登録管理ファイル 7	納税者番号・申請者	管轄県税コード	グループコード	申請区分	決議区分
	更新日	更新時刻			

KM異動修正ファイル 88	処理年月日	処理時間	異動連番	修正前後	オンライン・配区分
	登録番号	連番	納税者番号・納税義務者	車台番号下4桁	車台番号
	業務種別コード	申請年月日	車検有効年月日	初度登録年月	用途コード
	型式指定番号	類別区分番号	形状コード	定員区分	定員1
	定員2	排気種別	排気量	積載量1	積載量2
	車輻重量	車両総重量1	車両総重量2	車輻長さ	車輻幅
	車輻高さ	燃料コード	塗色コード	排ガス適合コード	型式コード
	型式	原動機識別コード	原動機型式	所有者コード	所有者コード(使用者欄)
	使用の本拠具体名漢字	使用の本拠(LASDEC)	使用の本拠(LASDEC)番地等	メーカーコード	車名
	車名コード	納税者番号・使用者	納税者番号・所有者	納税者番号・送付先	納税通知書送付先区分
	状態コード	状態適用年月日	状態処理年月	注意コード	下取会社コード
	下取年月日	特種コード	税率コード	年税額	県税コード
	登録事由コード	登録年月日	異動事由コード	異動年月日	前基本レコード有無
	後基本レコード有無	変更前登録番号	変更前車台番号下4桁	変更前登録年月日	変更前登録番号変更年月日
	変更後登録番号	変更後車台番号下4桁	変更後登録年月日	変更後登録番号変更年月日	分配処理日
	修正処理日	最終履歴連番	所有形態	グリーン化税制軽加重課区分	改造車前類別区分番号

	抵当権 余白基本	低燃費車 最古登録番号	ハイブリッド車 余白	更新日	更新時刻
KM一括課税保留ファイル 29	最新登録番号	賦課年度	課税連番	課税年度	課税時登録番号
	課税納税義務者納税者番号	収納納税コード	決議年月日	状態コード	状態適用年月日
	課税変更事由	課税適用年月日	申請年月日	税率	変更後の課税月数
	変更前課税額	変更後課税額	課税増減額	変更前調定額	変更後調定額
	未納額	年税額	納期限	調定上未納額	除外フラグ
	車検有効年月日	納税者番号・送付先	更新日	更新時刻	
KM基本マスタ 81	登録番号	連番	納税者番号・納税義務者	車台番号下4桁	車台番号
	業務種別コード	申請年月日	車検有効年月日	初度登録年月	用途コード
	型式指定番号	類別区分番号	形状コード	定員区分	用1
	定員2	排気種別	排気量	積載量1	積載量2
	車輻重量	車両総重量1	車両総重量2	車輻長さ	車輻幅
	車輻高さ	燃料コード	塗色コード	排ガス適合コード	型式コード
	型式	原動機識別コード	原動機型式	所有者コード	所有者コード(使用者欄)
	使用の本拠具体名漢字	使用の本拠(LASDEC)	使用の本拠(LASDEC)番地等	メーカーコード	車名
	車名コード	納税者番号・使用者	納税者番号・所有者	納税者番号・送付先	納税通知書送付先区分
	状態コード	状態適用年月日	状態処理年月	注意コード	下取会社コード
	下取年月日	特種コード	税率コード	年税額	県税コード
	登録事由コード	登録年月日	異動事由コード	異動年月日	前基本レコード有無
	後基本レコード有無	変更前登録番号	変更前車台番号下4桁	変更前登録年月日	変更前登録番号変更年月日
	変更後登録番号	変更後車台番号下4桁	変更後登録年月日	変更後登録番号変更年月日	分配処理日
	修正処理日	最終履歴連番	所有形態	グリーン化税制軽課重課区分	改造車前類別区分番号
	抵当権 余白	低燃費車	ハイブリッド車	更新日	更新時刻
KM減免管理マスタ 39	最古登録番号	連番	生年月日	手帳種類コード1	手帳交付都道府県コード1
	手帳番号1	障害コード1	等級コード1	手帳交付年月日1	再交付
	確認日1	運転者氏名	使用目的コード	当初登録番号	車台番号下4桁
	登録年月日	登録事由コード	異動年月日	異動事由コード	税率
	申請年月日	納税者番号・身体障害者	納税者番号・納税義務者	納税者番号・所有者	所有者の続柄
	納税者番号・使用者	使用者の続柄	連絡先相手コード	送付先コード	納税者番号・送付先
	県税コード	減免継続区分	減免継続異動年月日	継続減免照会書状態区分	最終履歴連番
	補記	更新日	更新時刻	余白	
KM減免継続管理ファイル 18	管轄県税コード	通知書連番	納税者番号・納税義務者	納税者番号・身障者	納税者番号・送付先
	通知年月日	最新登録番号	最古登録番号	車台番号下4桁	減免継続区分
	減免異動年月日	継続減免照会書状態区分	入力年月日	減免はがき審査区分	審査年月日
	更新日	更新時刻	余白		
KM商品中古車情報ファイル 16	納税者番号・申請者	登録番号	車台番号下4桁	グループコード	管轄県税コード
	提出年月日	決議区分	更新済区分	警告区分	税率
	年税額	減額タ	納付状況	更新日	更新時刻
	余白				
KM新年度課税ファイル 104	登録番号	連番	納税者番号・納税義務者	車台番号下4桁	車台番号
	車検有効年月日	初度登録年月	用途コード	型式指定番号	類別区分番号
	形状コード	定員区分	定員1	定員2	排気種別
	排気量	積載量1	積載量2	車両重量	車両総重量1
	車両総重量2	車輻長さ	車輻幅	車輻高さ	燃料コード
	塗色コード	排ガス適合コード	型式	所有者コード	所有者コード(使用者欄)
	使用の本拠具体名漢字	住所コード(本拠地)	番号・棟番号・番地等(本拠地)	メーカーコード	車名
	車名コード	納税者番号・使用者	納税者番号・所有者	納税者番号・送付先	納税通知書送付先区分
	状態コード	状態適用年月日	状態処理年月	注意コード	下取会社コード
	下取年月日	税率	年税額	管轄県税コード	登録事由コード
	登録年月日	異動事由コード	異動年月日	前基本レコード有無	後基本レコード有無
	更新前登録番号	更新前車台番号下4桁	更新前登録番号変更年月日	取引銀行(収納)	名義人氏名(収納)
	取引銀行名(収納)	取引店舗名(収納)	作成区分(収納)	仕向銀行(還付)	名義人氏名(還付)
	仕向銀行名(還付)	仕向店舗名(還付)	作成区分(還付)	課税年度	納期限
	滞納	納税義務者氏名(漢字)	納税義務者氏名(カナ)	住所コード(納税義務者)	住所(納税義務者)
	郵便番号(納税義務者)	補記コード(納税義務者)	法人コード(納税義務者)	使用者氏名(漢字)	使用者氏名(カナ)
	住所コード(使用者)	住所(使用者)	郵便番号(使用者)	補記コード(使用者)	法人コード(使用者)
	所有者氏名(漢字)	所有者氏名(カナ)	住所コード(所有者)	住所(所有者)	郵便番号(所有者)
	補記コード(所有者)	法人コード(所有者)	送付先名(漢字)	送付先名(カナ)	住所コード(送付先)
	住所(送付先)	郵便番号(送付先)	補記コード(送付先)	法人コード(送付先)	県内外区分
	グリーン化税制軽加重課区分	パス	更新日	更新時刻	
KM滞納データ 5	納税者番号	登録番号	滞納フラグ	本税未納額	延滞金未納額
KM注意メッセージファイル 15	登録番号	納税者番号	入力日	管轄県税コード	担当者名
	申出人名	電話番号	入力理由	代納区分	代納者名
	処理方法	メモ	更新日	更新時刻	余白
KM通知書発付ファイル 24	税目コード	通知書種別	発付年度	通知書番号	納税者番号
	引き抜き区分	年税額	入力県税コード	登録番号	事業実績
	課税連番	課税年度	注意コード	納税通知書 状態区分	調定日
	納期限	変更納期限	発付日	返戻日	返戻解除日
	公示送達日	住所照会出力回数	更新日	更新時刻	
KM納通作成不要ファイル 13	登録番号	納税者番号	引抜コード	年税額	入力県税コード
	通知書種別	発付年度	通知書連番	税率コード	グリーン化税制軽課重課区分
	車台番号下4桁	更新日	更新時刻		
KM分配データ変換後 108	登録番号・A	処理年月日	処理時刻	登録番号・最古	結束番号
	結束番号連番	登録番号・B	業務種別コード	申請年月日	車台番号
	車検有効年月日	初度登録年月	用途コード	型式指定番号	分類区分番号
	形状コード	定員区分	定員1	定員2	排気種別
	排気量	積載量1	積載量2	車両重量	車両総重量1
	車両総重量2	車輻長さ	車輻幅	車輻高さ	燃料コード
	塗色コード	排ガス適合コード	型式コード	所有者コード	原動機型式識別コード
	原動機型式	所有者コード	所有者コード(使用者欄)	使用の本拠具体名漢字	使用の本拠(LASDEC)
	使用の本拠番地等	使用の本拠(国交省)	使用の本拠(国交省)丁目	使用の本拠(国交省)番地等	メーカーコード
	車名	車名コード	税率区分	年税額	年税額
	取得税額	賦課額	所有者氏名漢字	所有者住所	使用者氏名漢字
	使用者住所	所有者住所(国交省)	所有者住所(国交省)丁目	所有者住所(国交省)番地等	使用者住所(国交省)
	使用者住所(国交省)丁目	使用者住所(国交省)番地等	所有者納税者番号M	所有者関連番号M	所有者氏名漢字M

所有者補記コードM	所有者郵便番号分割M	所有者住所(LASDEC)M	所有者住所(LASDEC)番地等M	使用者納税者番号M
使用者関連番号M	使用者氏名漢字M	使用者補記コードM	使用者郵便番号分割M	使用者住所(LASDEC)M
使用者住所(LASDEC)番地等M	フラグ所有者未発見	フラグ使用者未発見	フラグ所使同一	フラグ氏名更新
フラグリスト作成済	更新ビット・A	更新ビット・B	更新ビット・C	更新ビット・D
状態ビット・A	状態ビット・B	状態ビット・C	状態ビット・D	状態ビット・E
状態ビット・F	状態ビット・G	グリーン化税制軽減対策区分	改造車前類別区分番号	分配使用の本拠・住所
分配所有者住所コード	分配使用者住所コード	転出陸運支局コード	転出一覧表用・登録番号	削除事由
更新事由	修正処理日(税率・税額)	削除処理日	管轄県税コード	証紙県税コード
更新日	更新時刻	余白分配		

KM変額ファイル 39	登録番号・最新	賦課年度	課税連番	課税年度	決議年月日
	状態コード	状態適用年月日	変更前状態コード	変更前状態適用年月日	課税変更事由
	課税適用年月日	申請年月日	税率	年税額	変更後の課税月数
	変更前課税額	変更後課税額	課税増差額	変更前調定額	変更後調定額
	変更後未納額	歳出還付額	納期限	基本注意コード	基本県税コード
	登録事由	登録年月日	異動事由	異動年月日	車検有効年月日
	登録番号	課税納税義務者納税者番号	収納注意コード	変更前未納額	収納県税コード
	普証区分	現年・過年・新年区分	増額・減額区分	余白	

KM自動車税口座振替実績ファイル 32	調定キー・税目	調定キー・登録番号	調定キー・実績年月等	調定キー・課税連番	調定キー・課税年度
	通知書種別	発行年度	通知書連番	調定額(当初)	県税事務所コード
	納税者番号・納税義務者	金融機関コード	店舗コード	預金種別	口座番号
	口座名義人	口座振替開始年月日	口座振替終了年月日	引落日	引落依頼額
	口座依頼データ作成有無	口座振替停止フラグ	返戻停止フラグ	第三者納付停止フラグ	未送達のお知らせ発行フラグ
	振替結果コード	データ種別	定期納税通知書データ	登録日	登録時刻
	更新日	更新時刻			

KN基本更新用ファイル 121	登録番号・A	処理年月日	処理時刻	登録番号・最古	結束番号
	結束番号連番	登録番号・B	業務種別コード	申請年月日	車台番号
	車検有効年月日	初度登録年月	用途コード	型式指定番号	分類区分番号
	形状コード	定員区分	定員1	定員2	排気種別
	排気量	積載量1	積載量2	車両重量	車両総重量1
	車両総重量2	車軸長さ	車軸幅	車軸高さ	燃料コード
	塗色コード	排ガス適合コード	型式	原動機型式	所有者コード
	所有者コード(使用者欄)	使用の本拠具体名漢字	使用の本拠(LASDEC)	使用の本拠(LASDEC)番地等	使用の本拠(国交省)
	使用の本拠(国交省)丁目	使用の本拠(国交省)番地等	メーカーコード	車名	車名コード
	税率コード	年税額	取得税額	賦課額	所有者氏名漢字
	所有者住所漢字	使用者氏名漢字	使用者住所漢字	所有者住所(国交省)	所有者住所(国交省)丁目
	所有者住所(国交省)番地等	使用者住所(国交省)	使用者住所(国交省)丁目	所有者住所(国交省)番地等	所有者納税者番号M
	所有者関連番号M	所有者氏名漢字M	所有者補記コードM	所有者郵便番号分割M	所有者住所(LASDEC)M
	所有者住所(LASDEC)番地等M	使用者納税者番号M	使用者関連番号M	使用者氏名漢字M	使用者補記コードM
	使用者郵便番号分割M	使用者住所(LASDEC)M	使用者住所(LASDEC)番地等M	フラグ	更新状態ビット
	グリーン化税制軽減対策区分	改造車前類別区分番号	分配住所LASDEC	転出一覧表用情報	更新削除事由
	修正削除処理日(分配)	県税コード	更新日時刻	余白分配	同日連番
	OCR連番	関連年月日	申告書区分	取得税申告区分	取得税課税区分
	所有形態	状態コード・自動車税	状態コード・取得税	取得価額・車両本体	取得価額・付加物
	自動車取得税額	特例区分	税率コード(申告)	自動車税額	住所コード
	番地	方書	力ナ氏名	生年月日	電話番号
	最古登録番号	結束番号(申告)	結束連番(申告)	分配・業務種別コード	分配・型式
	分配・グリーン	時刻・更新日時刻	余白申告	納税義務者区分	納税者番号 納税義務者
	納税者番号 送付先	旧登録番号	データ設定区分	送付先登録フラグ	取得税課税対象区分
	余白基本更新				

KN取得税課税マスタ 78	登録番号	同日連番	登録年月日	課税連番	納税義務者納税者番号
	車台番号下4桁	税率・自動車税	状態コード・自動車税	状態適用年月日・自動車税	自動車税額
	調定連番	課税年度	調定額	課税区分	更正事由
	更正事由年月日	取得年月日	申告書区分	取得税申告区分	取得税課税区分
	自管区分	状態コード・取得税	通知年月日	決議年月日	納期限
	取得価額・車両本体	取得価額・付加物	後課税標準額	前課税標準額	差引課税標準額
	種類・取得税	既確定額	過不足額	初度登録年月	型式指定番号
	類別区分番号	メーカーコード	車名	特例区分	決議年月日加算
	通知年月日加算	納期限加算	不徴収	調定額・過少	対応税額・過少通常
	率%・過少通常	加算金額・過少通常	既確定額・過少通常	過不足額・過少通常	対応税額・過少加算
	率%・過少加算	加算金額・過少加算	既確定額・過少加算	過不足額・過少加算	調定額・不申告
	対応税額・不申告	率%・不申告	加算金額・不申告	既確定額・不申告	過不足額・不申告
	調定額・重加算	対応税額・重加算	率%・重加算	加算金額・重加算	既確定額・重加算
	過不足額・重加算	加算金計	過不足額計	最終連番	更正決定入力区分
	加算金区分	型式	更新日	更新時刻	県税コード
	前特例区分	後取得価額	前取得価額		

鉦区税サブシステム (2ファイル・・・94項目)

KO課税マスタ 65	整理番号	実績年度	課税連番	県税事務所コード	鉦業者番号
	連帯番号	課税区分	課税年度	決議日	通知発行日
	納期限	納期限変更理由コード	変更納期限	県内面積1	課税標準面積1
	課税種別コード1	税率1	適用月数1	明細税額1	県内面積2
	課税標準面積2	課税種別コード2	税率2	適用月数2	明細税額2
	調整額	課税額	総面積	県内面積1 既確定	課税標準面積1 既確定
	課税種別コード1 既確定	税率1 既確定	適用月数1 既確定	明細税額1 既確定	県内面積2 既確定
	課税標準面積2 既確定	課税種別コード2 既確定	税率2 既確定	適用月数2 既確定	明細税額2 既確定
	調整額 既確定	課税額 既確定	総面積 既確定	差引増減額	異動事由
	基本履歴番号	登録年月日	満了年月日	存続期限	課税種別
	調定事由	鉦業者抹消日	過誤納事由	過誤納発生日	還付加算金始期日
	増減調定適用日	増減調定延滞金適用日	訂正フラグ	取消フラグ	災害減免
	納税通知フラグ	県内面積変更分	課税標準変更分	非課税等区分コード	更新日

KO基本マスタ 29	整理番号	履歴番号	県税事務所コード	異動日	異動事由コード
	鉦業者番号	連帯番号	課税種別コード	非課税等区分コード	課税保留事由コード
	鉦物コード1	鉦物コード2	鉦物コード3	登録日	更新回数
	存続期間終了日	期間満了日	県内面積	総面積	鉦区位置コード1
	鉦区位置コード2	鉦区位置コード3	鉦区位置コード4	鉦区県外コード1	鉦区県外コード2
	備考	納税管理人番号	送付先管理番号	更新日	

その他税サブシステム (1ファイル・・・97項目)

税目	課税番号	実績年月	調定連番	課税年度
課税側課税年度	納税者番号	課税事務所	収納事務所	歳入年度

KP調定データ時ファイル 97	現滞区分	調定事由	課税区分	変更すべき調定事由	変更すべき課税区分
	本税の調定連番	本来の納期限	納期限	調定日	賦課決議日
	通知書発付日	増減調定適用日	増減調定延滞金適用日	申告日	申請日・收受日
	更正請求日	税務署処理日	事業年度終了日	申告書提出日	重加算金対応率
	監査による申告期限延長	税率・区分	税率・コード	登録日	登録抹消日
	課税月数	注意コード	状態コード	納通返戻コード	不動産取得日
	鉱業権抹消日	利息割不徴収終期	過誤納事由	過誤納発生日	還付加算金始期日
	除算期間開始日	除算期間終了日	変更前調定額・本税	変更前調定額・本税均等割	変更前調定額・延滞金
	変更前調定額・過少申告加算金	変更前調定額・不申告加算金	変更年度終了日	変更後調定額・本税	変更後調定額・本税均等割
	変更後調定額・延滞金	変更後調定額・過少申告加算金	変更後調定額・不申告加算金	変更後調定額・重加算金	還付額1
	還付事由1	還付発生日1	還付加算金始期1	除算期間開始日1	除算期間終了日1
	還付額2	還付事由2	還付発生日2	還付加算金始期2	除算期間開始日2
	除算期間終了日2	還付額3	還付事由3	還付発生日3	還付加算金始期3
	除算期間開始日3	除算期間終了日3	納付情報・納付日	納付情報・歳入日	納付情報・納付事由
	納付情報・納付県税	納付情報・本税	納付情報・本税均等割	納付情報・延滞金	納付情報・過少申告加算金
	納付情報・不申告加算金	納付情報・重加算金	納付者納税者番号	処理区分	本税区分
	加算金情報・調定連番	加算金情報・調定日	加算金情報・通知日	加算金情報・納期限	更新フラグ
	更新年月日	更新時間			

ゴルフ場利用税サブシステム (5ファイル・・・270項目)

KQ基本マスタ 49	登録番号	履歴番号	変更日	事務所コード	登録日
	営業開始日	債権者番号	状態区分	状態日付	ハブリック
	セルフ	メンバー	施設名	施設名カナ	施設住所コード
	施設住所2	施設電話番号	等級コード	税率	按分税率
	所在地コード1	面積(m2)1	所在地コード2	面積(m2)2	所在地コード3
	面積(m2)3	所在地コード4	面積(m2)4	面積合計(m2)	コース距離
	ホール数	平均距離	定休日	備考欄	特例 高齢者
	特例 早期薄暮	特例 スポーツ	特徴者番号	特徴者指定日	納税者番号
	包括	納税管理人番号	送付先コード	送付先納税者番号	施設所有者番号
	プレプリント区分	eLTAXID	認証日	更新日	

KQ仮調定データ 15	申告受付番号	申告区分	eLTAXID	登録番号	行為年月
	様式ID	受付日	申告日	取込日	申告済フラグ
	個人・法人番号	データエリア1	データエリア2	データエリア3	データエリア4

KQ課税マスタ 67	登録番号	行為年月	課税連番	課税区分	施設番号
	納税者番号	決議日	調定年月	課税年度	通知日
	納期限	申告日	申告期限	期限延長区分	延長申告期限
	営業日数	利用人員	特例人員	非課税人員	税額
	特例人員(高齢者)	特例人員(スポーツ)	特例人員(早期・薄暮)	非課税人員(身障者)	非課税人員(学生)
	非課税人員(高齢者)	非課税人員(18未満)	非課税人員(スポーツ)	特例税額(高齢者)	特例税額(スポーツ)
	特例税額(早期・薄暮)	利用人員 既確定	特例人員 既確定	非課税人員 既確定	税額 既確定
	特例人員(高齢者) 既確定	特例人員(スポーツ) 既確定	特例人員(早期・薄暮) 既確定	非課税人員(身障者) 既確定	非課税人員(学生) 既確定
	非課税人員(高齢者) 既確定	非課税人員(18未満) 既確定	非課税人員(スポーツ) 既確定	特例税額(高齢者) 既確定	特例税額(スポーツ) 既確定
	特例税額(早期・薄暮) 既確定	利用人員 差引	特例人員 差引	非課税人員 差引	税額 差引
	特例人員(高齢者) 差引	特例人員(スポーツ) 差引	特例人員(早期・薄暮) 差引	非課税人員(身障者) 差引	非課税人員(学生) 差引
	非課税人員(高齢者) 差引	非課税人員(18未満) 差引	非課税人員(スポーツ) 差引	特例税額(高齢者) 差引	特例税額(スポーツ) 差引
	特例税額(早期・薄暮) 差引	過年度減	事務所コード	追加申告フラグ	加算金有無フラグ
電子申告区分	更新日				

KQ収納状況ファイル 134	税目コード	対象番号	会計年度	期	納税者番号
	債権者番号	業種コード	課税処理コード1	調定年月1	調定金額1
	収納額納期内1	収納額猶予期間内1	収納額期間外1	収入未済額1	徴収猶予・還付有無コード1
	課税処理コード2	調定年月2	調定金額2	収納額納期内2	収納額猶予期間内2
	収納額期間外2	収入未済額2	徴収猶予・還付有無コード2	課税処理コード3	調定年月3
	調定金額3	収納額納期内3	収納額猶予期間内3	収納額期間外3	収入未済額3
	徴収猶予・還付有無コード3	課税処理コード4	調定年月4	調定金額4	収納額納期内4
	収納額猶予期間内4	収納額期間外4	収入未済額4	徴収猶予・還付有無コード4	課税処理コード5
	調定年月5	調定金額5	収納額納期内5	収納額猶予期間内5	収納額期間外5
	収入未済額5	徴収猶予・還付有無コード5	課税処理コード6	調定年月6	調定金額6
	収納額納期内6	収納額猶予期間内6	収納額期間外6	収入未済額6	徴収猶予・還付有無コード6
	課税処理コード7	調定年月7	調定金額7	収納額納期内7	収納額猶予期間内7
	収納額期間外7	収入未済額7	徴収猶予・還付有無コード7	課税処理コード8	調定年月8
	調定金額8	収納額納期内8	収納額猶予期間内8	収納額期間外8	収入未済額8
	徴収猶予・還付有無コード8	課税処理コード9	調定年月9	調定金額9	収納額納期内9
	収納額猶予期間内9	収納額期間外9	収入未済額9	徴収猶予・還付有無コード9	課税処理コード10
	調定年月10	調定金額10	収納額納期内10	収納額猶予期間内10	収納額期間外10
	収入未済額10	徴収猶予・還付有無コード10	課税処理コード11	調定年月11	調定金額11
	収納額納期内11	収納額猶予期間内11	収納額期間外11	収入未済額11	徴収猶予・還付有無コード11
	課税処理コード12	調定年月12	調定金額12	収納額納期内12	収納額猶予期間内12
	収納額期間外12	収入未済額12	徴収猶予・還付有無コード12	調定額合計	収入額合計
	滞繰区分コード	更正決定区分コード	廃業区分コード	廃業区年月日	報償金交付対象金額
	交付率	報償金額	交付調整額	交付確定額	支払方法コード
	地域区分コード	県税事務所コード	減有りフラグ1	減有りフラグ2	減有りフラグ3
	減有りフラグ4	減有りフラグ5	減有りフラグ6	減有りフラグ7	減有りフラグ8
	減有りフラグ9	減有りフラグ10	減有りフラグ11	減有りフラグ12	右商区分
	支払保留区分	予備	登録年月日	更新年月日	

KQ包括者ファイル 5	登録番号	適用開始日	適用終了日	納税者番号	更新日
-------------	------	-------	-------	-------	-----

証券二税サブシステム (5ファイル・・・180項目)

KR基本マスタ 19	整理番号	履歴連番	訂正連番	処理区分	特別徴収義務者番号
	特徴者納税者番号	管轄県税コード	状態区分コード	代行機関コード	書類送付先納税者番号
	宛名ラベル出力区分コード	更新処理区分	更新県税事務所コード	更新利用者コード	初期登録日
	変更登録日	登録日	更新日	備考	

KR交付金データファイル 25	交付金・報奨金・補助金種別	対象番号	税目コード	期別	特徴者納税者番号
	施設名等納税者番号	指令番号	指令年月日	通知事務所コード	通知番号
	通知年月日	申請年月日	支払年月日	支払番号	支払方法コード
	支払金額	金融機関コード	支店コード	口座種別コード	口座番号
	口座名義人	管轄県税コード	取扱区分	送付先区分	更新年月日

	税目コード	整理番号	実績年月	種類コード	調定逆連番
	特別徴収義務者番号	課税区分	課税連番	訂正連番	課税年度
	調定連番	本税利用区分	加算金利用区分	本税	過少申告加算金

KR調定ファイル 50	不申告加算金	重加算金	納税者番号	課税事務所	収納事務所
	調定事由	変更すべき事由	本税の調定連番	本来納入期限	納入期限
	調定日	賦課決議日	通知書発行日	増減調定適用日	延滞増減調定適用日
	申告日	更正請求日	不徴収終日	過誤納事由	過誤納発生日
	還付加算金始期日	納付日	収納日	納付事由	納付県事務所
	納付本税額	納付延滞金	納付者納税者番号	送付先承継人納税者番号	更新県事務所コード
	更新日	更新利用者コード	更新処理区分	更新課税連番	更新訂正連番

KR調定異動ファイル 54	税目コード	整理番号	実績年月	種類コード	調定逆連番
	特別徴収義務者番号	課税連番	訂正連番	課税年度	調定連番
	本税利用区分	加算金利用区分	変更前本税	変更前過少申告加算金	変更前不申告加算金
	変更前重加算金	変更後本税	変更後過少申告加算金	変更後不申告加算金	変更後重加算金
	納税者番号	課税事務所	収納事務所	調定事由	変更すべき事由
	本税の調定連番	本来納入期限	納入期限	調定日	賦課決議日
	通知書発行日	増減調定適用日	延滞増減調定適用日	申告日	更正請求日
	不徴収終期日	過誤納事由	過誤納発生日	還付加算金始期日	納付日
	収納日	納付事由	納付県事務所	納付本税額	納付延滞金
	納付者納税者番号	送付先承継人納税者番号	取消フラグ	更新県事務所コード	更新日
	更新利用者コード	更新処理区分	更新課税連番	更新訂正連番	

KR電子申告データ 32	申告受付番号	税目	法人番号	実績年月	種類コード
	様式別申告連番	種類別申告連番	申告区分	納税者ID	様式ID
	受付日	納付日	住所(所在地)	氏名(名称)	電話番号
	課税支払額	課税額	還付支払額	還付税額	非課税等
	支払額計	税額計	支払金額	税額	延滞金
	納入金額合計	摘要1	摘要2	電子申告処理済フラグ	処理日
	登録日	更新日			

軽油引取税サブシステム (4ファイル・・・246項目)

KS基本マスタ 85	事業者コード	履歴番号	変更日付	事業者区分	大口需要家業種コード
	申告方法	旧管轄県事務所	新管轄県事務所	管轄県税変更日	旧所在区分
	新所在区分	所在区分設定日	特徴者登録日	特徴者番号	特徴者消除日
	特約業者指定日	特約業者取消日	状態区分	状態区分設定日	営業開始日
	実績開始年月	受任者	休業期間(自)1	休業期間(至)1	休業期間(自)2
	休業期間(至)2	休業期間(自)3	休業期間(至)3	送付先サイン	納入口座
	還付口座	報償金口座	元売系列コード	油種コード1	施設区分1
	容量1	基数1	油種コード2	施設区分2	容量2
	基数2	油種コード3	施設区分3	容量3	基数3
	油種コード4	施設区分4	容量4	基数4	油種コード5
	施設区分5	容量5	基数5	油種コード6	施設区分6
	容量6	基数6	油種コード7	施設区分7	容量7
	基数7	油種コード8	施設区分8	容量8	基数8
	仕入業者コード1	仕入方法1	仕入業者コード2	仕入方法2	仕入業者コード3
	仕入方法3	仕入業者コード4	仕入方法4	仕入業者コード5	仕入方法5
	納税者番号(事業者)	納税者番号(事務所)	納税者番号(送付先)	納入先	注意コード
	組合加入	債権者番号	特記事項	登録日	更新日

KS収納状況ファイル 134	税目コード	対象番号	会計年度	期	納税者番号
	債権者番号	業種コード	課税処理コード1	調定年月1	調定金額1
	収納額納期内1	収納額納期予期間内1	収納額期間外1	収入未済額1	徴収猶予・還付有無コード1
	課税処理コード2	調定年月2	調定金額2	収納額納期内2	収納額納期予期間内2
	収納額期間外2	収入未済額2	徴収猶予・還付有無コード2	課税処理コード3	調定年月3
	調定金額3	収納額納期内3	収納額納期予期間内3	収納額期間外3	収入未済額3
	徴収猶予・還付有無コード3	課税処理コード4	調定年月4	調定金額4	収納額納期内4
	収納額納期予期間内4	収納額期間外4	収入未済額4	徴収猶予・還付有無コード4	課税処理コード5
	調定年月5	調定金額5	収納額納期内5	収納額納期予期間内5	収納額期間外5
	収入未済額5	徴収猶予・還付有無コード5	課税処理コード6	調定年月6	調定金額6
	収納額納期内6	収納額納期予期間内6	収納額期間外6	収入未済額6	徴収猶予・還付有無コード6
	課税処理コード7	調定年月7	調定金額7	収納額納期内7	収納額納期予期間内7
	収納額期間外7	収入未済額7	徴収猶予・還付有無コード7	課税処理コード8	調定年月8
	調定金額8	収納額納期内8	収納額納期予期間内8	収納額期間外8	収入未済額8
	徴収猶予・還付有無コード8	課税処理コード9	調定年月9	調定金額9	収納額納期内9
	収納額納期予期間内9	収納額期間外9	収入未済額9	徴収猶予・還付有無コード9	課税処理コード10
	調定年月10	調定金額10	収納額納期内10	収納額納期予期間内10	収納額期間外10
	収入未済額10	徴収猶予・還付有無コード10	課税処理コード11	調定年月11	調定金額11
	収納額納期内11	収納額納期予期間内11	収納額期間外11	収入未済額11	徴収猶予・還付有無コード11
	課税処理コード12	調定年月12	調定金額12	収納額納期内12	収納額納期予期間内12
	収納額期間外12	収入未済額12	徴収猶予・還付有無コード12	調定額合計	収入額合計
	滞繰区分コード	更正決定区分コード	廃業区分コード	廃業等年月日	報償金交付対象金額
	交付率	報償金額	交付調整額	交付確定額	支払方法コード
	地域区分コード	県税事務所コード	減有リフラグ1	減有リフラグ2	減有リフラグ3
減有リフラグ4	減有リフラグ5	減有リフラグ6	減有リフラグ7	減有リフラグ8	
減有リフラグ9	減有リフラグ10	減有リフラグ11	減有リフラグ12	石商区分	
支払保留区分	予備	登録年月日	更新年月日		

KS免税基本マスタ 20	使用者番号	発行区分	発行区分設定日	初回交付日	今回交付日
	有効期間(自)	有効期間(至)	登録区分	登録区分設定日	業種コード
	共同使用者数	機械設備数	申請区分	注意コード	特記事項
	納税者番号	旧管轄県事務所	新管轄県事務所	登録日	更新日

KS免税共同使用者ファイル 7	使用者番号	連番	登録年月日	取消日	納税者番号
	登録日	更新日			

たばこ税サブシステム (2ファイル・・・49項目)

KT基本マスタ 37	事業者コード	履歴番号	変更日	納税者番号	開始日
	廃止日	管轄県事務所コード	旧管轄県事務所	業者コード1	販売業者1登録日1
	販売業者1取消日1	販売業者1登録日2	販売業者1取消日2	業者コード2	販売業者2登録日1
	販売業者2取消日1	販売業者2登録日2	販売業者2取消日2	特例期限許可日1	特例期限取消日1
	休止期間終了日2	休止期間開始日3	休止期間終了日3	担当部署名	担当者名
	特例期限許可日2	特例期限取消日2	休止期間開始日1	休止期間終了日1	休止期間開始日2
	電話番号	備考	プレプリント区分	eLTAXID	認証日
	登録日	更新日			

KT仮調定データ 12	申告受付番号	申告区分	eLTAXID	事業者コード	行為年月
	様式ID	受付日	申告日	取込日	申告済フラグ

個人・法人番号	データエリア			
---------	--------	--	--	--

狩猟税サブシステム (1ファイル・・・62項目)

KU調定データファイル 62	県税事務所コード	課税年度	課税区分	実績年月日	決議日
	登録区分	納税者番号	納税貯蓄組合コード	課税番号	実績年度
	課税連番	納期限	変更前の登録区分	確定狩猟税件数 第一種1号	確定狩猟税件数 第二種2号
	確定狩猟税件数 網・わな1号	確定狩猟税件数 網・わな2号	確定狩猟税件数 わな1号	確定狩猟税件数 わな2号	確定狩猟税件数 第二種3号
	確定狩猟税件数 計	確定狩猟税金額 第一種1号	確定狩猟税金額 第一種2号	確定狩猟税金額 網・わな1号	確定狩猟税金額 網・わな2号
	確定狩猟税金額 わな1号	確定狩猟税金額 わな2号	確定狩猟税金額 第二種3号	確定狩猟税金額 計	確定狩猟税件数 第一種1号
	既確定狩猟税件数 第一種2号	既確定狩猟税件数 網・わな1号	既確定狩猟税件数 網・わな2号	既確定狩猟税件数 わな1号	既確定狩猟税件数 わな2号
	既確定狩猟税件数 第二種3号	既確定狩猟税件数 計	既確定狩猟税金額 第一種1号	既確定狩猟税金額 第一種2号	既確定狩猟税金額 網・わな1号
	既確定狩猟税金額 網・わな2号	既確定狩猟税金額 わな1号	既確定狩猟税金額 わな2号	既確定狩猟税金額 第二種3号	既確定狩猟税金額 計
	差引狩猟税件数 第一種1号	差引狩猟税件数 第一種2号	差引狩猟税件数 網・わな1号	差引狩猟税件数 網・わな2号	差引狩猟税件数 わな1号
	差引狩猟税件数 わな2号	差引狩猟税件数 第二種3号	差引狩猟税件数 計	差引狩猟税金額 第一種1号	差引狩猟税金額 第一種2号
	差引狩猟税金額 網・わな1号	差引狩猟税金額 網・わな2号	差引狩猟税金額 わな1号	差引狩猟税金額 わな2号	差引狩猟税金額 第二種3号
	差引狩猟税金額 計	更新日			

産廃税サブシステム (2ファイル・・・160項目)

KX基本マスタ 34	登録番号	納税者番号	債権者番号	新管轄県税事務所	旧管轄県税事務所
	管轄県税変更日	事業者施設区分	事業者区分	施設種類区分	地域区分
	特徴者登録日	特徴者消除日	応答部署	応答部署電話番号	許可日
	有効期限年月日	許可番号	開始日	施設連番	所有区分
	他施設有無区分	施設名	施設所在地コード	番地	方書
	廃棄物種類コード	処理能力	申請日	交付日	廃止日
	状態区分	備考	登録日	更新日	

KX収納状況ファイル 126	税目コード	登録番号	会計年度	納税者番号	債権者番号
	業種コード	納入課税処理コード1	納入調定年月1	納入調定金額1	納入収納額納期内1
	納入収納額納期外1	納入収納額納期外1	納入収入未済額1	納入徴収猶予・還付有無コード1	納入合計課税処理コード1
	納入合計調定年月1	納入合計調定金額1	納入合計収納額納期内1	納入合計収納額納期外1	納入合計収納額納期外1
	納入合計収入未済額1	納入合計徴収猶予・還付有無コード1	納入一部課税処理コード1	納入一部調定年月1	納入一部調定金額1
	納入一部収納額納期外1	納入一部収納額納期外1	納入一部収入未済額1	納入一部徴収猶予・還付有無コード1	納入一部課税処理コード1
	納入課税処理コード2	納入調定年月2	納入調定金額2	納入収納額納期内2	納入収納額納期外2
	納入収納額納期外2	納入収入未済額2	納入徴収猶予・還付有無コード2	納入合計課税処理コード2	納入合計調定年月2
	納入合計調定金額2	納入合計収納額納期内2	納入合計収納額納期外2	納入合計収入未済額2	納入合計収入未済額2
	納入合計徴収猶予・還付有無コード2	納入一部課税処理コード2	納入一部調定年月2	納入一部調定金額2	納入一部課税処理コード2
	納入一部収納額納期外2	納入一部収納額納期外2	納入一部収入未済額2	納入一部徴収猶予・還付有無コード2	納入課税処理コード3
	納入調定年月3	納入調定金額3	納入収納額納期内3	納入収納額納期外3	納入収納額納期外3
	納入収入未済額3	納入徴収猶予・還付有無コード3	納入合計課税処理コード3	納入合計調定年月3	納入合計調定金額3
	納入合計収納額納期内3	納入合計収納額納期外3	納入合計収入未済額3	納入合計徴収猶予・還付有無コード3	納入一部課税処理コード3
	納入一部課税処理コード3	納入一部調定年月3	納入一部調定金額3	納入一部収納額納期内3	納入一部収納額納期外3
	納入一部収納額納期外3	納入一部収入未済額3	納入一部徴収猶予・還付有無コード3	納入課税処理コード4	納入調定年月4
	納入調定金額4	納入収納額納期内4	納入収納額納期外4	納入収入未済額4	納入合計課税処理コード4
	納入徴収猶予・還付有無コード4	納入合計課税処理コード4	納入合計調定年月4	納入合計調定金額4	納入合計課税処理コード4
	納入合計収納額納期外4	納入合計収入未済額4	納入合計徴収猶予・還付有無コード4	納入一部課税処理コード4	納入一部課税処理コード4
	納入一部調定年月4	納入一部調定金額4	納入一部収納額納期内4	納入一部収納額納期外4	納入一部収納額納期外4
	納入一部収入未済額4	納入一部徴収猶予・還付有無コード4	調定額合計	収入額合計	滞繰区分コード
	更正決定区分コード	廃業区分コード	廃業等年月日	報償金交付対象金額	交付率
	報償金額	交付調整額	交付確定額	支払方法コード	県税事務所コード
	納入減有りフラグ1	納入減有りフラグ1	納入減有りフラグ2	納入減有りフラグ2	納入減有りフラグ3
	納入減有りフラグ3	納入減有りフラグ4	納入減有りフラグ4	支払保留区分	登録年月日
更新年月日					

収納サブシステム (17ファイル・・・1,253項目)

KC収納管理マスタ明細 116	調定キー・税目コード	調定キー・課税番号	調定キー・実績年月等	調定キー・課税連番	調定キー・課税年度
	調定キー・本税・加算金区分	S納税者番号	S税目コード	S課税年度(降順)	S課税番号
	S実績年月等	S課税連番	S本税・加算金区分	課税事務所	収納事務所
	収納歳入年度	現滞区分	調定事由(当初)	課税区分(当初)	調定事由(現在)
	課税区分(現在)	本税の調定連番	本来の納期限	納期限	調定日(当初)
	調定日(現在)	賦課決議日	通知書発付日	増税調定適用日	増税調定延滞金適用日
	申告日	申請日・收受日	更正請求日	(法人二税の時使用)	税務署処理日
	事業年度終了日	確定申告提出日	重加対付率	利子割還付額等	監査の申告期限延長
	外形法人区分	(自動車税の時使用)	税率・区分	税率・コード	登録日
	登録抹消日	課税月数	注意コード	状態コード	納通返戻コード
	初度登録年月	(その他の税目の時使用)	他税目設定日付	本税・当初調定額	本税・最終調定額
	本税・最終調定額(税割額)	本税・最終調定額・内均等割額	本税・最終調定額(所得割額)	本税・最終調定額(付加価値割額)	本税・最終調定額(資本割額)
	本税・最終調定額(収入割額)	本税・年度当初調定額	本税・現在調定額	本税・未納額	本税・当年度収納額
	本税・収納額合計	本税・当年度欠損額	本税・欠損額合計	本税・歳出還付額	本税・督促状発付額
	延滞金・確定延滞金	延滞金・延滞金確定日	延滞金・延滞金減免額	延滞金・延滞金調定額	延滞金・延滞金未納額
	延滞金・当年度収納額	延滞金・収納額	延滞金・歳出還付額	最終収納日	最終納付日
	状況・個票出力	状況・執事後調査書出力	状況・発付止	状況・公示送達	状況・繰上徴収・納期限変更
	状況・徴収嘱託	状況・執行停止	状況・送付先	状況・二次納	状況・承継人
	状況・納管人	状況・延滞金減免入力	状況・徴収引継	情報・調定件数	情報・納付件数
	情報・督促状発付	情報・催告書発付	情報・滞納処分	情報・中断停止	情報・徴収猶予
	情報・換価猶予	情報・証券受託	情報・納税誓約	情報・不納欠損	情報・徴収引継
	経歴最終連番	担当者コード	収税担当者コード	滞納報告年月日	大口区分
	有無・過少レコード	有無・不申告レコード	有無・重加レコード	有無・仮本税レコード	有無・仮過少レコード
	有無・仮不申告レコード	有無・仮重加レコード	更新日	更新時間(時分秒)	

	調定キー・税目	調定キー・課税番号	調定キー・実績年月等	調定キー・課税連番	調定キー・課税年度
	経歴番号・経歴基準日	経歴番号・登録連番	レコード区分	共通エリア	状態区分
	更新日	(調定増減情報)	歳入年度	調定事由	調定日
	賦課決議日	通知書発付日	増減調定適用日	増減調定延滞金適用日	(申告・請求情報)
	申告請求・申告日	申告請求・申請日・收受日	申告請求・更正請求日	(調定増減額)	調定増減額・本税
	調定増減額・税割額	調定増減額・内均等割額	調定増減額・所得割額	調定増減額・付加価値割額	調定増減額・資本割額
	調定増減額・収入割額	調定増減額・過少	調定増減額・不申告	調定増減額・重加	利子割還付額等
	(還付加算金)	還付加算金・過誤納事由	還付加算金・過誤納発生日	還付加算金・始期日	還付加算金・除算期間開始日
	還付加算金・除算期間終了日	訂正登録連番	予備	(予備(項番42)の内訳)	調定件数・本税
	調定件数・延滞金	調定件数・過少	調定件数・不申告	調定件数・重加	歳出還付額・本税
	歳出還付額・延滞金	歳出還付額・過少	歳出還付額・不申告	歳出還付額・重加	予備
	(納付情報)	会計年度	収納日	納付日	納付日2
	納付事由	(納付額)	納付額・本税	納付額・税割額	納付額・均等割額
	納付額・所得割額	納付額・付加価値割額	納付額・資本割額	納付額・収入割額	納付額・延滞金

納付額・過少	納付額・不申告	納付額・重加	(過誤納処理済額)	過誤納処理済額・本税
過誤納処理済額・延滞金	過誤納処理済額・過少	過誤納処理済額・不申告	過誤納処理済額・重加	(過誤納未処理額)
過誤納未処理額・本税	過誤納未処理額・延滞金	過誤納未処理額・過少	過誤納未処理額・不申告	過誤納未処理額・重加
納付者納税者番号	(納付個人情報)	バッチ番号・入力区分	バッチ番号・番号・区分	バッチ番号・番号・連番
バッチ番号・枝番	納付県税	課税県税	課税事由	金融機関
登録日	処理連番・入力連番	処理連番・処理日	処理連番・処理時間	予備
(収納更正情報)	会計年度	収納日	納付日	納付事由
(納付額)	納付額・本税	納付額・税割額	納付額・均等割額	納付額・所得割額
納付額・付加価値割額	納付額・資本割額	納付額・収入割額	納付額・延滞金	納付額・過少
納付額・不申告	納付額・重加	(過誤納処理済額)	過誤納処理済額・本税	過誤納処理済額・延滞金
過誤納処理済額・過少	過誤納処理済額・不申告	過誤納処理済額・重加	(過誤納未処理額)	過誤納未処理額・本税
過誤納未処理額・延滞金	過誤納未処理額・過少	過誤納未処理額・不申告	過誤納未処理額・重加	納付者納税者番号
(更正(先・元)調定情報)	更正先元・調定・税目	更正先元・調定・課税番号	更正先元・調定・実績年月等	更正先元・調定・調定連番
更正先元・調定・課税年度	(更正(先・元)経歴情報)	経歴基準日	経歴連番	課税県税コード
課税県税コード(未調定)	調定事由(未調定)	予備	(予備(項番130)の内訳)	計上元県税コード
計上先県税コード	予備	(充当情報)	会計年度	収納日
納付日	納付事由	(納付額)	納付額・本税	納付額・延滞金
納付額・過少	納付額・不申告	納付額・重加	(過誤納処理済額)	過誤納処理済額・本税
過誤納処理済額・延滞金	過誤納処理済額・過少	過誤納処理済額・不申告	過誤納処理済額・重加	(過誤納未処理額)
過誤納未処理額・本税	過誤納未処理額・延滞金	過誤納未処理額・過少	過誤納未処理額・不申告	過誤納未処理額・重加
納付者納税者番号	(過誤納情報)	還付・充当通知日	過誤納番号・会計年度	過誤納番号・課税コード
過誤納番号・連番	過誤納番号・枝番	過誤納事由	(充当(先・元)調定情報)	充当先元・調定・税目
充当先元・調定・課税番号	充当先元・調定・実績年月等	充当先元・調定・調定連番	予備	予備
(還付情報)	会計年度	収納日	納付日	納付日2
納付事由	(納付額)	納付額・本税	納付額・延滞金	納付額・過少
納付額・不申告	納付額・重加	(過誤納処理済額)	過誤納処理済額・本税	過誤納処理済額・延滞金
過誤納処理済額・過少	過誤納処理済額・不申告	過誤納処理済額・重加	(過誤納未処理額)	過誤納未処理額・本税
過誤納未処理額・延滞金	過誤納未処理額・過少	過誤納未処理額・不申告	過誤納未処理額・重加	納付者納税者番号
(過誤納情報)	還付・充当通知日	過誤納番号・会計年度	過誤納番号・県税コード	過誤納番号・連番
過誤納番号・枝番	過誤納事由	蔵入蔵出区分	(還付情報)	還付・還付先区分
還付・還付先納税者番号	還付・変更受付番号・年度	還付・変更受付番号・県税	還付・変更受付番号・連番	予備
(不納欠損情報)	会計年度	収納日	納付日	納付事由
(納付額)	納付額・本税	納付額・延滞金	納付額・過少	納付額・不申告
納付額・重加	(過誤納処理済額)	過誤納処理済額・本税	過誤納処理済額・延滞金	過誤納処理済額・過少
過誤納処理済額・不申告	過誤納処理済額・重加	(過誤納未処理額)	過誤納未処理額・本税	過誤納未処理額・延滞金
過誤納未処理額・過少	過誤納未処理額・不申告	過誤納未処理額・重加	納付者納税者番号	予備
(過誤納情報)	過誤納番号・会計年度	過誤納番号・県税コード	過誤納番号・連番	過誤納番号・枝番
減額調定経歴番号・基準日	減額調定経歴番号・連番	過誤納事由	過誤納発生日	還付充当処理日
蔵入蔵出区分	過誤納額・本税	過誤納額・内均等割額	過誤納額・延滞金	過誤納額・過少
過誤納額・不申告	過誤納額・重加	還付加算金額・本税	還付加算金額・延滞金	還付加算金額・過少
還付加算金額・不申告	還付加算金額・重加	保留区分	還付加算計算・始期日	還付加算計算・除算開始日
還付加算計算・除算終了日	予備	(発付止情報)	(督促)	督促・発付止事由
督促・発付止期限	(催告)	催告・発付止事由	催告・発付止期限	余白
(発付情報)	通知書種類	発付日	返戻日	公示日
取消日	(発付時税額)	発付時税額・本税	発付時税額・延滞金	発付時税額・過少
発付時税額・不申告	発付時税額・重加	(通知書ハコードファイルキー)	通知書BCFK・通知書種類	通知書BCFK・発付日
通知書BCFK・税目コード	通知書BCFK・課税番号	通知書BCFK・実績年月等	通知書BCFK・課税連番	通知書BCFK・課税年度
余白	(調定別復命情報)	復命日	復命時間	復命コード
復命内容	登録県税	利用者番号	登録担当者名	シークレット区分
予備	(繰上徴収情報)	納期限変更事由	決議日	通知日
納期限(変更前)	納期限(変更後)	(繰上徴収額)	繰上徴収額・本税	繰上徴収額・過少
繰上徴収額・不申告	繰上徴収額・重加	予備	(各種徴収情報)	マスタ内容
(納税誓約情報)	調定キー・税目コード	調定キー・課税番号	調定キー・実績年月等	調定キー・課税連番
調定キー・課税年度	年度	納税誓約番号・県税コード	納税誓約番号・連番	S年度
S納税誓約番号・県税コード	S納税誓約番号・連番	S画面登録連番	納税誓約年月日	前回納付年月日
最終納付年月日	毎月納付日	毎月納付額	納税誓約中断コード	中断日
納税誓約額・本税	納税誓約額・延滞金	納税誓約額・過少	納税誓約額・不申告	納税誓約額・重加
一部誓約フラグ・本税	一部誓約フラグ・過少	一部誓約フラグ・不申告	一部誓約フラグ・重加	分納延滞金区分
延滞金減免額	納税誓約時点未納額・本税	納税誓約時点未納額・延滞金	納税誓約時点未納額・過少	納税誓約時点未納額・不申告
納税誓約時点未納額・重加	余白	経歴F登録連番・経歴基準日	経歴F登録連番・登録連番	更新区分
更新日	(証券受託情報)	調定キー・課税番号	調定キー・課税番号	調定キー・実績年月等
調定キー・課税連番	調定キー・課税年度	年度	受託証券番号・県税コード	受託証券番号・冊番
受託証券番号・枝番	受託証券番号・項番	S年度	S受託証券番号・県税コード	S受託証券番号・冊番
S受託証券番号・枝番	S受託証券番号・項番	S画面登録連番	証券受託日	取消事由
取消日	証券種別	証券番号	証面金額	金融機関コード
支店コード	提出日	支払日	対象税額・本税	対象税額・延滞金
対象税額・過少	対象税額・不申告	対象税額・重加	委託者納税者番号	収納担当者コード
余白	経歴F登録連番・経歴基準日	経歴F登録連番・登録連番	更新区分	更新日
(徴収猶予・換価猶予情報)	調定キー・税目コード	調定キー・課税番号	調定キー・実績年月	調定キー・課税連番
調定キー・課税年度	開始日	猶予区分	猶予事由コード	S納税者番号
S開始日	S猶予区分	S画面登録連番	登録区分	登録区分
申請日	終了日	決議日	通知日	取消事由コード
取消決議日	取消日	誓約・年度	誓約・誓約番号・県税CD	誓約・誓約番号・連番
担保有無コード	延滞金減免率	対象税額・本税	対象税額・延滞金	対象税額・過少
対象税額・不申告	対象税額・重加	調書年度	調書・県税コード	調書番号
余白	経歴F登録連番・基準日	経歴F登録連番・連番	更新区分	更新日
(滞納処分情報)	調定キー・税目コード	調定キー・課税番号	調定キー・実績年月等	調定キー・課税連番
調定キー・課税年度	年度	処分番号・県税コード	処分番号処分事由	処分番号連番
S年度	S処分番号・県税コード	S処分番号・処分事由	S処分番号・連番	S画面登録連番
処分日	決議日	処分解除事由	処分解除日	処分額・本税
処分額・確定延滞金	処分額・過少	処分額・不申告	処分額・重加	余白
経歴F登録連番最新・基準日	経歴F登録連番最新・連番	更新区分	更新日	(中断停止情報)
調定キー・税目コード	調定キー・課税番号	調定キー・実績年月等	調定キー・課税連番	調定キー・課税年度
発生日	中断停止事由	S納税者番号	S発生日	S中断停止事由
S画面登録連番	終了日	決議日	通知日	取消事由
取消決議日	取消日	対象税額・本税	対象税額・延滞金	対象税額・過少
対象税額・不申告	対象税額・重加	余白	経歴F登録連番・経歴基準日	経歴F登録連番・登録連番
更新区分	更新日	(執行停止情報)	調定キー・税目コード	調定キー・課税番号
調定キー・実績年月等	調定キー・課税連番	調定キー・課税年度	発生日	執行停止事由
S納税者番号	S発生日	S執行停止事由	S画面登録連番	消滅日
決議日	通知日	取消事由	取消決議日	取消日
対象税額・本税	対象税額・延滞金	対象税額・過少	対象税額・不申告	対象税額・重加
調書年度	県税コード	調書連番	欠損フラグ	余白
経歴F登録連番・経歴基準日	経歴F登録連番・登録連番	更新区分	更新日	(徴収委託情報)
調定キー・税目コード	調定キー・課税番号	調定キー・実績年月	調定キー・課税連番	調定キー・課税年度
年度	徴収委託番号・県税コード	徴収委託番号・連番	S年度	S徴収委託番号・県税コード
S徴収委託番号・連番	S画面登録連番	嘱託先事務所納税者番号	嘱託事由	嘱託通知日
決議日	取消コード	取消日	嘱託金額・本税	嘱託金額・延滞金
嘱託金額・過少	嘱託金額・不申告	嘱託金額・重加	納期限	差押充足日
余白	経歴F登録連番・経歴基準日	経歴F登録連番・登録連番	更新区分	更新日

KC収納徴収経歴ファイル
556

【徴収引継情報】	調定キー・税目コード	調定キー・課税番号	調定キー・実績年月等	調定キー・課税連番
調定キー・課税年度	年度	引継番号・県税コード	引継番号・連番	S年度
S引継番号・県税コード	S引継番号・連番	S画面登録連番	引継先県税コード	引継決議日
引継日	引受通知日	取消事由	取消日	引継額・本税
引継額・過少	引継額・不申告	引継額・重加	引継額・確定延滞金	余白
経歴F登録連番最新・基準日	経歴F登録連番最新・連番	更新区分	更新日	【延滞金減免情報】
減免申請日	減免事由	取消日	減免額	予備
【納期限変更情報】	変更後納期限	変更前納期限	予備	

KC一括納付ファイル 14	納税者番号	課税番号	課税年度	歳入日	納付日
	課税事務所コード	収納事務所コード	税額	納税証明書交付番号	所有者コード
	納期限	削除フラグ	消込フラグ	送付先事業者ID	

KC一括納付還付マスタ 4	納税者番号	一括区分	受付事務所	更新日
---------------	-------	------	-------	-----

KC過誤納マスタ 82	過誤納番号・会計年度	過誤納番号・県税コード	過誤納番号・連番	過誤納番号・枝番	経歴Fキー・税目
	経歴Fキー・課税番号	経歴Fキー・実績年月等	経歴Fキー・課税連番	経歴Fキー・課税年度	経歴Fキー・経歴基準日
	経歴Fキー・登録連番	経歴F登録連番・過誤納R	経歴F登録連番・還R過誤納	経歴F登録連番・還R加算金	過誤納事由
	過誤納発生日	賦課決議日	歳入歳出区分	納付(入)すべき額・本税	納付(入)すべき額・延滞金
	納付(入)すべき額・過少	納付(入)すべき額・不申告	納付(入)すべき額・重加	過誤納額・本税	過誤納額・均等割
	過誤納額・延滞金	過誤納額・過少	過誤納額・不申告	過誤納額・重加	還付加算金始期日
	除算始期	除算終期	通知日	支払日	充当額合計・本税
	充当額合計・延滞金	還付額合計・過少	充当額合計・不申告	還付額合計・重加	還付額合計・本税
	還付額合計・延滞金	還付額合計・過少	還付額合計・不申告	還付額合計・重加	還付加算金・本税
	還付加算金・延滞金	還付加算金・過少	還付加算金・不申告	還付加算金・重加	内充当した額・本税
	内充当した額・延滞金	内充当した額・過少	内充当した額・不申告	内充当した額・重加	還付加算金手計算
	支払区分	還付先区分	還付先納税者番号	還付先口座情報・金融機関	還付先口座情報・支店番号
	還付先口座情報・口座種別	還付先口座情報・口座番号	還付先口座情報・口座名義	過誤納処理状態	未調定フラグ
	還付者納税者番号	保留区分	調査文書出力区分現滞区分	過誤納処理日	調定事由(当初)
	調定事由(現在)	還付先変更受付番号	自動車県外還付口座調査フラグ	収税担当者コード	納税義務納税者番号
納付日	納付日2	収納日	予定更新日	予定更新時間	

KC還付金管理ファイル 27	過誤納番号・会計年度	過誤納番号・県税コード	過誤納番号・連番	過誤納番号・枝番	S隔地払通知書番号
	歳入歳出区分	過誤納事由	調定キー・税目	調定キー・課税番号	調定キー・実績年月等
	調定キー・課税連番	調定キー・課税年度	調定事由(当初)	還付通知日	支払日
	受領日	還付額・本税	還付額・延滞金	還付額・過少	還付課税額・不申告
	還付課税額・重加	還付加算額(内)・本税	還付加算額(内)・延滞金	還付加算額(内)・過少	還付加算額(内)・不申告
	還付加算額(内)・重加	支払区分			

KC還付充当通知書バーコードF 35	通知書種類	調定キー・税目コード	調定キー・課税番号	調定キー・実績年月等	調定キー・課税連番
	調定キー・課税年度	調定キー・課税年度	過誤納番号・会計年度	過誤納番号・県税コード	過誤納番号・連番
	過誤納番号・枝番	S通知書種類	S調定キー・税目コード	S調定キー・課税番号	S調定キー・実績年月等
	S調定キー・課税連番	S調定キー・課税年度	S納税者番号	発付止事由	発付止期限
	発付日	返戻日	公示日	取消日	取消事由
	宛先納税者番号	発付県税コード	送金依頼番号	公示送達継続フラグ	返戻フラグ
	返戻フラグ(口座振替用)	経歴F経歴番号・経歴基準日	経歴F経歴番号・登録連番	更新区分	更新日

KC還付充当入力解除ファイル 34	入力種別	入力補助種別	過誤納番号・会計年度	過誤納番号・県税コード	過誤納番号・連番
	過誤納番号・枝番	支払日	調定事由(当初)	調定事由(現在)	過誤納事由
	歳入歳出区分	充当元・税目コード	充当元・課税番号	調定キー・実績年月等	充当元・課税連番
	充当元・課税年度	納税者番号	納税者氏名(漢字)	納税者住所	歳入年度
	充当先・税目コード	充当先・課税番号	充当先・実績年月等	充当先・課税連番	充当先・課税年度
	過誤納額	過誤納額	充当・還付額	発生日	充当日
	除算始期	除算終期	操作日付	操作時刻	始期日

KC還付先変更情報ファイル 21	調定キー・税目コード	調定キー・課税番号	調定キー・実績年月	調定キー・課税連番	調定キー・課税年度
	登録連番	過誤納事由	受付日	受付番号・受付年度	受付番号・受付県税コード
	受付番号・受付連番	有効期間	支払区分	委任先・納税者番号	委任先・金融機関CD
	委任先・金融機関支店CD	委任先・口座種別CD	委任先・口座番号	委任先・口座名義	使用状態コード
	更新区分	更新日			

KC手書消込ファイル 50	レコード区分	入力連番	入力区分	会計年度	収納日
	収納日・統計用	調定キー・税目コード	調定キー・課税番号	調定キー・実績年月等	調定キー・課税連番
	調定キー・課税年度	納税者番号	納付者納税者番号	調定事由	課税県税
	納付事由	納付額合計	本税	税割額	均等割額
	所得割額	付加価値割額	資本割額	収入割額	延滞金
	過少申告加算金	不申告加算金	重加算金	納付日	納付県税
	ハッチ番号	口座振替情報・委託者コード	口座振替情報・金融機関	口座振替情報・支店番号	口座振替情報・口座種別
	口座振替情報・口座番号	口座振替情報・口座名義	口座振替情報・振替結果コード	金融機関処理日	納付日2
	余白1	エラー情報	エラー情報・エラーCD	納付額合計チェック	決済バーコードKEY・消込日
	決済バーコードKEY・処理連番	出力県税コード	リストID	訂正日	余白2

KC充当候補ファイル 62	納税者番号	調定キー・税目コード	調定キー・課税番号	調定キー・実績年月等	調定キー・課税連番
	調定キー・課税年度	データ区分	歳入年度	課税事務所	調定事由コード
	SORT税目コード	納期限	注意コード	異動事由コード	状態コード
	車検満了日	登録番号	未納額・本税	未納額・延滞金	未納額・過少
	未納額・不申告	未納額・重加	充当できる額・本税	充当できる額・延滞金	充当できる額・過少
	充当できる額・不申告	充当できる額・重加	調定情報区分	予定更新日	予定更新時間
	収納事務所	【以下、KCAS11のパラメータ】	延滞金・税目コード	延滞金・課税番号	延滞金・実績年月等
	延滞金・課税連番	延滞金・課税年度	延滞金・本来の納期限	延滞金・納期	延滞金・通知日
	延滞金・申告日	【法人二税の時使用】	延滞金・税務署処理日	延滞金・事業年度終了日	延滞金・確定申告提出日
	延滞金・重加算金対応率	延滞金・利子割還付額等	延滞金・監査申告期限延長	【自動車税の時使用】	延滞金・税率・区分
	延滞金・税率・コード	延滞金・登録日	延滞金・登録抹消日	延滞金・課税月数	延滞金・注意コード
	延滞金・状態コード	延滞金・納通返戻コード	【その他の税目の時使用】	延滞金・その他日付	【以下、KCAS11のパラメータ続き】
	延滞金・当初調定額	延滞金・延滞金減免額	延滞金・増減調定適用日	延滞金・最終納付日	延滞金・調定事由・当初
	延滞金・調定事由・現在	状況・繰上徴収・納期限変更			

KC照会文書入力データ 12	職員番号	納税者番号	発行種別	郵便番号	住所
	氏名(漢字)	氏名(カナ)	電話番号1	電話番号2	生年月日
	登録連番	更新日			

KC調定キーバーコードファイル 13	税目コード	通知書種類	発付年度	連番	S調定キー・税目コード
	S調定キー・課税番号	S調定キー・実績年月等	S調定キー・課税連番	S調定キー・課税年度	S通知書種類
	S発付年度	S納税者番号	死先納税者番号		

通知書種類	調定キー・税目コード	調定キー・課税番号	調定キー・実績年月等	調定キー・課税連番
調定キー・課税年度	納税者番号	S通知書種類	S調定キー・税目コード	S調定キー・課税番号

KD通知書バーコードファイル 31	S調定キー・実績年月等	S調定キー・課税連番	S調定キー・課税年度	S納税者番号	発付止事由
	発付止期限	発付日	返戻日	公示日	取消日
	取消事由	宛先納税者番号	発付県税コード	送金依頼番号	公示送達継続フラグ
	返戻フラグ	返戻フラグ(口座振替用)	経歴F経歴番号・経歴基準日	経歴F経歴番号・登録連番	更新区分
	更新日				

KD二次納等管理マスタ 10	調定キー・税目コード	調定キー・課税番号	調定キー・実績年月	調定キー・課税連番	調定キー・課税年度
	レコード区分	S納税者番号	設定日	更新区分	更新日

KC共通納税納付情報マスタ 85	(納付情報)	納付情報キー	納付番号	収納団体コード	税目・料金番号
	申告区分・課税期間	確認番号	履歴番号	納税者ID	利用者ID
	法人番号	税務事務所コード	税目区分	見込みなし納付区分	申告受付番号
	法人税割額	均等割税額	県民税延滞金	所得割税額	付加価値割税額
	資本割税額	収入割税額	特別税額	事業税延滞金	過少申告加算金
	不申告加算金	重加算金	その他納付額	今回支払金額合計	入金年月日
	納付年月日	金融機関コード	支払可能期限	納付情報登録日	(編集情報)
	課税番号(情報取込時)	特定区分(情報取込時)	納税者番号(情報取込時)	課税番号(収納消込時)	特定区分(収納消込時)
	納税者番号(収納消込時)	収納県税事務所	状態区分	県民税合計	事業税本税合計
	事業税合計	事務所区分	歳計年月日	会計年度	仮消込結果区分
	内訳作成済区分	消込処理済区分	納付者名フリガナ	納付者名	納付者住所
	納付者名フリガナ(清音)	納付者名(清音)	納付者住所(清音)	清音済区分	特定キー1
	特定キー2	納付方式	支払方法	チャネル区分	入力区分
	チャネル区分2	店舗コード	決済年月日	実入金年月日	確認取込日
	納税区分	OSS受付番号	延滞金通知フラグ	税目・料金番号エラーフラグ	調定キー・税目コード
	調定キー・課税番号	調定キー・実績年月等	調定キー・課税連番	調定キー・課税年度	調定事由
	第三者等フラグ	仕向処理連番	機構指定納付受託者	特例申告区分	特例申告支払金額合計
	(その他)	更新日	更新時間		

KC共通納税管理データ 106	納付情報キー	地方公共団体コード	納税者ID	発行依頼受付日時	税務事務所コード
	所属コード	手続ID(電子納税)	申告区分(eLTX)	税目区分(電子納税)	見込みなし納付区分
	期別(自)	期別(至)	申告受付番号	申告受付日	申告受付日時
	利用者ID	納付者名フリガナ	納付者名	納付者住所	本税等合計額
	延滞金合計額	収納団体名	支払内容	収納団体番号	納付番号
	納付区分	確認番号	支払可能期限	納付情報管理登録日時	納付情報作成日時
	MPN登録日時	内訳情報個数	法人番号	特定キー1	特定キー2
	特定キー予約	総括納付情報納付区分	総括納付情報確認番号	納付情報件数	備考
	納付額コード01	納付額区分01	金額01	金額01	納付額コード02
	納付額区分02	納付額名02	金額02	納付額コード03	納付額区分03
	納付額名03	金額03	納付額コード04	納付額区分04	納付額名04
	金額04	納付額コード05	納付額区分05	納付額名05	金額05
	納付額コード06	納付額区分06	納付額名06	金額06	納付額コード07
	納付額区分07	納付額名07	金額07	納付額コード08	納付額区分08
	納付額名08	金額08	納付額コード09	納付額区分09	納付額名09
	金額09	納付額コード10	納付額区分10	納付額名10	金額10
	納付額コード11	納付額区分11	納付額名11	金額11	納付額コード12
	納付額区分12	納付額名12	金額12	納付額コード13	納付額区分13
	納付額名13	金額13	納付額コード14	納付額区分14	納付額名14
	金額14	納付額コード15	納付額区分15	納付額名15	金額15
	取込フラグ	納付者名フリガナ(清音)	納付者名(清音)	納付者住所(清音)	清音済区分
	登録日				

滞納整理サブシステム (22ファイル...569項目)

KD異動確認表示ファイル 20	収税担当者コード	S納税者番号	異動年月日	異動日連番	異動種類
	氏名(漢字)	氏名(カナ)	住所コード	住所(左詰め)	調定キー・税目コード
	調定キー・課税番号	調定キー・実績年月等	調定キー・課税連番	調定キー・課税年度	調定事由(現在)
	異動金額	未納額	確定延滞金フラグ	更新区分	更新日

KD延滞金減免ファイル 22	調定キー・税目コード	調定キー・課税番号	調定キー・実績年月等	調定キー・課税連番	調定キー・課税年度
	調書年度	県税コード	調書連番	調定事由	S納税者番号
	本税	算定延滞金額期間FROM	算定延滞金額期間TO	算定延滞金額算定金額	減免/免除延滞金額
	減免/免除後延滞金額	延滞金収納額	仮登録フラグ	収税担当者コード	経歴F登録連番・経歴基準日
	経歴F登録連番・登録連番	更新日			

KD延滞金減免ヘッダーファイル 10	調書年度	県税コード	調書連番	S納税者番号	該当条項
	理由	仮登録フラグ	収税担当者コード	更新区分	更新日

KD換価猶予管理簿 22	調書年度	県税コード	調書連番	決議日	期限
	S納税者番号	S開始日	S猶予事由コード	差押済	摘要1
	摘要2	摘要3	猶予条件1	猶予条件2	猶予条件3
	猶予対象物件1	猶予対象物件2	猶予対象物件3	収税担当者コード	仮登録フラグ
	更新区分	更新日			

KD交付要求管理簿 22	年度	処分番号・県税コード	処分番号・処分事由	処分番号・連番	執行機関名
	差押年月日	S納税者番号	納税者住所	納税者氏名	収税担当者コード
	収税担当者名	登記年月日	登記番号	解除年月日	解除理由
	登記年月日(解除事項)	登記番号(解除事項)	解除収税担当者コード	解除収税担当者名	参加事績
	更新区分	更新日			

KD差押管理簿 22	年度	処分番号・県税コード	処分番号・処分事由	処分番号・連番	執行機関名
	差押年月日	S納税者番号	納税者住所	納税者氏名	収税担当者コード
	収税担当者名	登記年月日	登記番号	解除年月日	解除理由
	登記年月日(解除事項)	登記番号(解除事項)	解除収税担当者コード	解除収税担当者名	参加事績
	更新区分	更新日			

KD財産マスタ 38	物件番号・財産区分	物件番号・財産種別	物件番号・連番	S納税者番号	S物件番号・財産区分
	S物件番号・財産種別	S物件番号・連番	調査日	調査県税コード	調査担当者名
	処分現況区分	処分県税コード	財産有無区分	記事1	記事2
	記事3	記事4	記事5	履行期限	延床面積1
	延床面積2	郵便番号	給料日	退職日	料金支払方法
	金融機関種別	金融機関名	店舗名	口座種別	口座番号
	貯金残高	貸付金額	不動産種類	本店本社名	本店本社住所
	予備	更新区分	更新日		

KD参加差押管理簿 22	年度	処分番号・県税コード	処分番号・処分事由	処分番号・連番	執行機関名
	参加差押年月日	S納税者番号	納税者住所	納税者氏名	収税担当者コード
	収税担当者名	登記年月日	登記番号	解除年月日	解除理由
	登記年月日(解除事項)	登記番号(解除事項)	解除収税担当者コード	解除収税担当者名	参加事績

	更新区分	更新日			
KD資力回復調査ファイル 11	納税者番号 住所 分類フラグ	収税担当者コード 住所名	停止年度 税額	氏名(漢字) 欠損予定年月日	氏名(カナ) 滞納報告
KD時効接近ファイル 21	調定キー・税目コード 収税担当者コード 住所コード 納期限 更新日	調定キー・課税番号 S納税者番号 住所(左詰め) 時効中断事由	調定キー・実績年月等 調定事由(現在) 本税・未納額 時効起算日	調定キー・課税連番 氏名(漢字) 延滞金・延滞金未納額 時効予定日	調定キー・課税年度 氏名(カナ) 加算金・未納額 更新区分
KD執行停止マスタ 31	調定キー・税目コード 発生日 S画面登録連番 取消決議日 対象税額・不申告 欠損フラグ 更新日	調定キー・課税番号 執行停止事由 消滅日 取消日 対象税額・重加 余白	調定キー・実績年月等 S納税者番号 決議日 対象税額・本税 調書年度 経歴F登録連番・経歴基準日	調定キー・課税連番 S発生日 通知日 対象税額・延滞金 県税コード 経歴F登録連番・登録連番	調定キー・課税年度 S執行停止事由 取消事由 対象税額・過少 調書連番 更新区分
KD承継人メモファイル 12	納税者番号 相続分 更新区分	承継人納税者番号 税額 更新日	続柄 延滞金額	督促状発付日 加算金額	納期限 納付責任額
KD証券受託マスタ 38	調定キー・税目コード 年度 S年度 S画面登録連番 証券番号 支払日 対象税額・重加 経歴F登録連番・登録連番	調定キー・課税番号 受託証券番号・県税コード S受託証券番号・県税コード 証券受託日 証面金額 対象税額・本税 委託者納税者番号 更新区分	調定キー・実績年月等 受託証券番号・冊番 S受託証券番号・冊番 取消事由 金融機関コード 対象税額・延滞金 収税担当者コード 更新日	調定キー・課税連番 受託証券番号・枝番 S受託証券番号・枝番 取消日 支店コード 対象税額・過少 余白	調定キー・課税年度 受託証券番号・項番 S受託証券番号・項番 証券種別 振出日 対象税額・不申告 経歴F登録連番・経歴基準日
KD滞納経歴ファイル 65	収税担当者コード (調定キー) 課税年度 処理年月 (調定額) 重加 不申告 過少 延滞金 本税 (現在調定額) 重加 時効年度 延滞金発生フラグ 更新日	S納税者番号 税目コード 調定事由(当初) 経歴番号・経歴基準日 本税 (収納額(当年度) 異動額) 重加 不申告 過少 延滞金 本税 納期限 欠損年月日 更新区分 更新時間	情報区分 課税番号 調定事由(現在) 経歴番号・登録連番 延滞金 本税 (未納額) 重加 不申告 延滞金 初度登録年月 時効中断事由 状態区分	異動日 実績年月等 納付事由 異動種類 過少 延滞金 本税 (最終調定額) 重加 不申告 過少 時効起算日 収納日 作成日	異動連番 課税連番 歳入年度 主従区分 不申告 過少 延滞金 本税 (繰越調定額) 重加 不申告 過少 時効予定日 執行停止フラグ 作成時間
KD滞納者状況ファイル 37	収税担当者コード 延滞金 滞納税目・個人 滞納件数 市区町村調査・固 情報・滞納処分の有無 特記事項・承 3行出力履歴・前々回 更新区分	S納税者番号 過少 滞納税目・法人 時効年度 市区町村調査・動 処理方針 特記事項・連 郵便局出力履歴・前回 更新日	納期限 不申告 滞納税目・不動産 初度登録年度 貯金調査・3 (特記事項の有無) 未処理 郵便局出力履歴・前々回	(未納額) 重加 滞納税目・自動車 (調査の有無) 貯金調査・郵 特記事項・分 (調査日) 3行以外出力履歴・前回	本税 (滞納の有無) 滞納税目・その他 (調査の有無) 市区町村調査・住 貯金調査・その他 特記事項・有 3行以外出力履歴・前回 3行以外出力履歴・前々回
KD滞納処分調書ファイル 36	年度 権利者通知日 登記受付番号 電話会社名 差押債権文言4 事件番号年度 収税担当者コード 更新日	処分番号・県税コード 続行決定通知日 執行機関名 電話会社社長名 預貯金調査証 事件番号符号 S納税者番号	処分番号・処分事由 続行決定年月日 執行機関・職名 差押債権文言1 差押担当者コード 事件番号内容 仮登録フラグ	処分番号・連番 法務局支局 執行機関・氏名 差押債権文言2 旧住所 条項物件 差押年月日	画面種別 登記受付日 メモ 差押債権文言3 旧氏名 条項内容 更新区分
KD徴収猶予マスタ 39	調定キー・税目コード 開始日 S猶予区分 終了日 取消日 延滞金減免率 対象税額・重加 経歴F登録連番・基準日	調定キー・課税番号 S開始日 担保2 差押中物件1 更新日	調定キー・実績年月 猶予事由コード S画面登録連番 通知日 誓約・誓約番号・県税CD 対象税額・延滞金 調書・県税コード 更新区分	調定キー・課税連番 S納税者番号 登録区分 取消事由コード 誓約・誓約番号・連番 対象税額・過少 調書番号 更新日	調定キー・課税年度 S開始日 申請日 取消決議日 担保有無コード 対象税額・不申告 余白
KD徴収猶予管理簿 22	調書年度 S納税者番号 担保2 差押中物件1 更新区分	県税コード S開始日 担保3 差押中物件2 更新日	調書連番 S猶予事由コード 摘要1 差押中物件3	決議日 根拠条文 摘要2 収税担当者コード	期限 担保1 摘要3 仮登録フラグ
KD納税者別復命管理マスタ 19	納税者番号 一般地図情報・地図情報 復命・復命日 復命・シークレット区分	復命区分 一般地図情報・注意情報 復命・時 大口・様式区分	ソート用復命日 復命・復命CD・大分類 復命・分 更新区分	同日連番 復命・復命CD・小分類 復命・登録県税CD 更新日	一般地図情報・一般情報 復命・復命(内容) 復命・登録担当者名
KD納税誓約管理簿 16	年度 初回納付年月日 中断日 更新日	納税誓約番号・県税コード 最終納付年月日 メモ	納税誓約番号・連番 毎月納付日 収税担当者コード	分納口約束区分 毎月納付額 S納税者番号	納税誓約年月日 納税誓約中断コード 更新区分
KD分納者納付状況ファイル 22	収税担当者コード 分納口約束区分 納付額・6月 納付額・11月 更新区分	S納税者番号 納付予定額 納付額・7月 納付額・12月 更新日	年度 初回納付年月日 納付額・8月 納付額・1月	納税誓約番号・県税コード 納付額・4月 納付額・9月 納付額・2月	納税誓約番号・連番 納付額・5月 納付額・10月 納付額・3月

KD処分表明細ファイル 22	調定キー	調定キー・税目コード	調定キー・課税番号	調定キー・実績年月等	調定キー・課税連番
	調定キー・課税年度	納税者番号	課税事務所コード	担当事務所コード	収納歳入年度
	現滞区分	法定納期限	納期限	収税担当者コード	所属コード
	滞納報告年月日	処分日	情報・滞納処分	情報・徴収猶予	情報・証券受託
	情報・納税誓約	本税・年度当初調定額			

(中間サーバー 1項目)

中間サーバーファイル 1	個人番号対応符号			
--------------	----------	--	--	--

宿泊税サブシステム (3ファイル・・・242項目)

KV基本マスタ 42	施設番号	履歴番号	納税者番号	許可等番号	管轄県税事務所
	申告区分	種別コード	債権者番号	指定日	解除日
	電子申告区分	納税者ID	認証日	取消日	個別指定区分
	プレプリント区分	施設名称	施設力名称	施設所在地コード	施設番地
	施設方書	施設所在地郵便番号	施設電話番号	経営開始日	休止期間開始日
	休止期間終了日	廃止日	客室数	収容人数	外国大使等区分
	内訳区分	管理業者納税者番号	送付先区分	送付先納税者番号	メモ
	原因発生日	関連番号	原因	eLTAXID	eLTAX認証日
	登録日	更新日			

KV仮調定データ 12	申告受付番号	申告区分	eLTAXID	施設番号	行為年月
	様式ID	受付日	申告日	取込日	申告済フラグ
	個人・法人番号	データエリア			

KX収納状況ファイル 188	税目コード	施設番号	会計年度	報償金加算区分	納税者番号
	債権者番号	行為年月1	調定年月1	減有りフラグ1	調定金額1
	収納額納期内1	収納額猶予期間内1	収納額期間外1	収入未済額1	申告義務有無1
	電子申告区分1	納期後納付レコード区分1	徴収猶予終了日1	徴収猶予額1	報償金申告区分1
	行為年月2	調定年月2	減有りフラグ2	調定金額2	収納額納期内2
	収納額猶予期間外2	収納額期間外2	収入未済額2	申告義務有無2	電子申告区分2
	納期後納付レコード区分2	徴収猶予終了日2	徴収猶予額2	報償金申告区分2	行為年月3
	調定年月3	減有りフラグ3	調定金額3	収納額納期内3	収納額猶予期間内3
	収納額期間外3	収入未済額3	申告義務有無3	電子申告区分3	納期後納付レコード区分3
	徴収猶予終了日3	徴収猶予額3	報償金申告区分3	行為年月4	調定年月4
	減有りフラグ4	調定金額4	収納額納期内4	収納額猶予期間外4	収納額期間外4
	収入未済額4	申告義務有無4	電子申告区分4	納期後納付レコード区分4	徴収猶予終了日4
	徴収猶予額4	報償金申告区分4	行為年月5	調定年月5	減有りフラグ5
	調定金額5	収納額納期内5	収納額猶予期間外5	収入未済額5	申告義務有無5
	申告義務有無5	電子申告区分5	納期後納付レコード区分5	徴収猶予終了日5	徴収猶予額5
	報償金申告区分5	行為年月6	調定年月6	減有りフラグ6	調定金額6
	収納額納期内6	収納額猶予期間内6	収納額期間外6	収入未済額6	申告義務有無6
	電子申告区分6	納期後納付レコード区分6	徴収猶予終了日6	徴収猶予額6	報償金申告区分6
	行為年月7	調定年月7	減有りフラグ7	調定金額7	収納額納期内7
	収納額猶予期間外7	収納額期間外7	収入未済額7	申告義務有無7	電子申告区分7
	納期後納付レコード区分7	徴収猶予終了日7	徴収猶予額7	報償金申告区分7	行為年月8
	調定年月8	減有りフラグ8	調定金額8	収納額納期内8	収納額猶予期間内8
	収納額期間外8	収入未済額8	申告義務有無8	電子申告区分8	納期後納付レコード区分8
	徴収猶予終了日8	徴収猶予額8	報償金申告区分8	行為年月9	調定年月9
	減有りフラグ9	調定金額9	収納額納期内9	収納額猶予期間外9	収納額期間外9
	収入未済額9	申告義務有無9	電子申告区分9	納期後納付レコード区分9	徴収猶予終了日9
	徴収猶予額9	報償金申告区分9	行為年月10	調定年月10	減有りフラグ10
	調定金額10	収納額納期内10	収納額猶予期間内10	収納額期間外10	収入未済額10
	申告義務有無10	電子申告区分10	納期後納付レコード区分10	徴収猶予終了日10	徴収猶予額10
	報償金申告区分10	行為年月11	調定年月11	減有りフラグ11	調定金額11
	収納額納期内11	収納額猶予期間内11	収納額期間外11	収入未済額11	申告義務有無11
	電子申告区分11	納期後納付レコード区分11	徴収猶予終了日11	徴収猶予額11	報償金申告区分11
	行為年月12	調定年月12	減有りフラグ12	調定金額12	収納額納期内12
	収納額猶予期間外12	収納額期間外12	収入未済額12	申告義務有無12	電子申告区分12
	納期後納付レコード区分12	徴収猶予終了日12	徴収猶予額12	報償金申告区分12	調定額合計
	収入額合計	報償金交付対象金額	交付率	加算率	報償金額
	交付調整額	猶予等交付額	交付確定額	管轄県税事務所	支払保留区分
	予備	登録日	更新日		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	書面様式において、誤って本人以外の特定個人情報を入手することがないように、入手の際に個人番号、氏名、住所、生年月日及び性別等についてのチェックを必須とする。 本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から個別に特定個人情報を入手する際も、誤って対象者以外の情報を入手することがないように、入手の際に個人番号、氏名、住所、生年月日及び性別等についてのチェックを必須とする。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	特定個人情報の入手については、様式（申告書、申請書、届出書等）を定め、必要な情報以外は入手できないよう防止措置をとる。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	特定個人情報の入手については、様式（申告書、申請書、届出書等）を定め、利用目的を明確にするとともに、必要な情報以外は記載できないようにする。 本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から特定個人情報を入手する場合には、政令で定める安全な措置（番号利用法第19条第10号、施行令第22条及び施行規則第20条）が確保されたシステムを利用する等、適切な入手方法をとる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カードの提示等、番号利用法令に定められた方法により本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	本人又はその代理人から入手する際には個人番号カードの提示等、番号利用法令に定められた方法により個人番号の真正性を確認する。 本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から特定個人情報を入手した際には、必要に応じて住基ネットの利用等により個人番号の真正性を確認する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	本人又はその代理人からの変更の申し出や、本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等からの変更情報の入手及び住基ネットの利用等により特定個人情報の更新を行い、正確性を確保する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・ 書面提出の場合は、本人又はその代理人から受け取ることを原則とする。 ・ 本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から特定個人情報を入手する場合には、政令で定める安全な措置（番号利用法第19条第10号、施行令第22条、施行規則第20条）が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムにおいて、職員認証によるアクセス制御、権限管理及びログ管理等を行う。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	税務システムには、県税の賦課徴収関係事務に関係のない情報を保有しない。なお、税務システムにアクセスできる職員及び委託先全てに、個人ごとのユーザーIDとパスワードによりアクセス制御を実施し、紐付けに係るアクセス制御を行うことで、事務の範囲を超える紐付けができないようにする。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	税務システムにアクセスできる職員及び委託先全てに、個人ごとのユーザーIDとパスワードによりアクセス制御を行っている。また、各職員が属する組織及び従事する業務に応じて、必要最小限の権限を付与している。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<税務システムにおける措置> (1)ユーザーIDとパスワードの発行管理 税務システムにアクセスできる職員及び委託先全てに対し、個人ごとのユーザーIDとパスワードによりアクセス制御を行っている。 (2)ユーザーIDとパスワードの失効管理 税務システムへのアクセス権限を有していた職員の異動退職や委託先の変更等があった場合、アクセス権限を更新して失効させる。 <団体内統合宛名システムにおける措置> 管理者が定期的に権限者の異動情報等を確認し、異動等があった場合は、管理者権限により、ID等を失効させる。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<税務システムにおける措置> 税務システムの管理者権限は、必要最小限度の職員に限定して与えることとしている。 <団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムの管理者権限は、必要最小限度の職員に限定して与えることとしている。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<税務システムにおける措置> 税務システムにおける特定個人情報ファイルの使用について、操作した日時・内容・ユーザーID・画面の名称等のアクセスログを日次で記録し、7年間保管する。 <団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムでは、いつ、どの特定個人情報が利用等されたのかについて記録する。
その他の措置の内容	税務システムに接続できる端末を登録し、不正なアクセスがないよう制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	業務外利用の禁止等の個人情報の保護に係る研修を原則年1度開催し、個人情報保護を指導する。地方税法第22条において、「秘密漏えいに関する罪」があり、地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者について、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合における厳格な罰則規定があり、全ての税務吏員はこれを遵守している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	バックアップは日次で全データを取ることとし、個人でバックアップができないよう、システム上の制限をかける。 なお、日次バックアップした全データは、特に厳重なアクセス制御を実施し、権限者しかアクセスできないよう制限をかける。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託契約の内容及び「保有個人情報取扱特記事項」があることを必須とする。 ※「保有個人情報取扱特記事項」とは、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、 作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修 その他必要な事項等を列挙したものを。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	税務システムにアクセスできる全ての委託先において、個人ごとのユーザーIDとパスワードによりアクセス制御を行っている。 委託先に提出された書面様式等については、従業員以外が閲覧できないよう、管理には細心の注意を払うとともに、特定個人情報が記入された書面は施錠して保管する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	税務システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いについて、操作した日時・内容・ユーザーID・画面の名称等のアクセスログを日次で記録し、7年間保管する。 書面様式等については、従業員以外が閲覧できないよう、管理には細心の注意を払うとともに、特定個人情報が記入された書面は施錠して保管する。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	該当なし(委託先から他者への提供はない)	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託業者に特定個人情報を提供する際は、電子情報の暗号化、ファイルへのパスワードの設定等の安全措置を講じる。 また、委託業者との契約を締結する際、保有個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修等を定め、不正な提供がないようルールを遵守させる。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託業者との契約を締結する際、保有個人情報取扱特記事項として、以下を規定している。 ・委託業者が、委託事務を処理するために県から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した特定個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに返還し、又は引き渡すものとする。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。 ・委託業者が契約による事務を処理するに当たり取り扱っている特定個人情報の状況について、県は随時調査することができるものとする。 ・委託業者が契約による事務に関して取り扱う特定個人情報の適切な管理を確保するため、県は必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができることとする。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	委託契約書中、保有個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修等を定める。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法		
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	番号利用法第19条第10号、施行令第22条及び第29条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子情報を外部へ持ち出す場合は、「データ持ち出し管理システム」により、情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者にその理由を申し出て、許可を得なければならない。 ・ 特定個人情報の提供・移転の対象は、番号利用法令で認められたもののみとする。 ・ 提供・移転の際には、政令で定める安全な措置（番号利用法第19条第10号、施行令第22条及び施行規則第20条）が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。 ・ 番号利用法第19条第10号、施行令第22条及び第29条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	特定個人情報を提供・移転する場合には、政令で定める安全な措置（番号利用法第19条第10号、施行令第22条及び施行規則第20条）が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	外部に個人情報を提供する場合には必ず上長の承認を受けることとし、提供に係るリスクに備える。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[O] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><税務システムにおける措置> 特定個人情報の入手は、番号法令の規定の範囲内で認められたもののみとする。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 情報照会を団体内統合宛名システムを通じて行う場合、情報照会の記録を保持する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号利用法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><税務システムにおける措置> 特定個人情報を入手する場合には、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用するため、安全性が担保されている。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 情報照会を団体内統合宛名システムを通じて行う場合の連携にはセキュアなネットワークを用いる。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><税務システムにおける措置> 情報提供ネットワークシステムを通じて入手した特定個人情報について、税務システム内の情報と突合を行い、正確性の確認を行う。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><税務システムにおける措置> 特定個人情報を入力する場合には、安全性が確保された情報提供ネットワークシステムの利用を必須とすることで、個人情報情報の漏えい・紛失の危険を防ぐ。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 情報照会を団体内統合宛名システムを通じて行う場合の連携にはセキュアなネットワークを用いる。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ① 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ② 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③ 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④ 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><税務システムにおける措置> ① サーバ等設置施設における生体認証による入退場制限 及び 監視カメラによる入退室の監視。 ② 停電によるデータの消失を防ぐため、サーバ等設置施設に無停電電源装置等を付設。 ③ 火災によるデータの消失を防ぐため、サーバ等設置施設に消火設備を完備。 ④ 地震によるデータの破損を防ぐため、免震ビル構造を備えた施設内にサーバ等を設置。 ⑤ パソコン、紙媒体等の盗難を防ぐため、職員不在時には執務室内を施錠して管理。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムのサーバの設置場所は耐震等設備及び予備電源を備え、ICカード等による入退室管理を行い、その入退室の事跡を記録している。また、使用するネットワークは機密性、安全性及び信頼性を備えている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ② 事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><税務システムにおける措置> ウィルス対策ソフトの定期的パターン更新による不正プログラム対策 及び ファイアウォールによる不正アクセス対策</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムのソフトウェアに情報セキュリティ上の問題があることが判明した場合は、速やかに修正プログラムを適用する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ② 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③ 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	自動車税に係るコールセンター業務の委託先事業者が利用するコールセンターシステムの保守業者の元社員が個人情報を不正に持ち出したため、本県の個人情報が漏えいしたもの。 本県の保有個人情報については、162,828人分の情報が漏えいした。		
再発防止策の内容	<p>【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が現在締結している保有個人情報を取扱う委託契約における安全管理措置の状況について緊急点検を実施し、全ての契約において記録媒体の使用制限や情報が持ち出されないよう監視を行うといった対策が講じられていることを確認した。 ・今後、個人情報の取扱いを委託する事業者への監視監督を強化するため、規程を見直し、上記緊急点検の項目を恒常的に実施するよう改めた。 <p>【委託先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保守作業時には、新設した中継サーバにダウンロードを行い、端末からリモートデスクトップ接続を行うことで、端末へのダウンロードを不要化。 ・保守作業端末への外部記録媒体への接続を技術的に不可化。データの持出しが必要な業務の場合、複数管理者の相互チェックを経ない限り、持出しできないシステムの措置を実施。 ・セキュリティリスクがある振る舞いを検知し、管理者にタイムリーにアラーム通知する措置を実施。 ・定期的なログチェックを徹底することに加え、当事者以外の第三者による抜き打ちチェックも実施。 		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
具体的な保管方法	<p><税務システムにおける措置> 死者の個人番号は、生存者の個人番号と分けて管理しないため、生存者の個人番号と同様の方法により安全管理措置を行う。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムでは死者の個人番号も生存者の個人番号と同様の方法により保管する。</p>		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	納税者情報は、各申告情報に基づいており、賦課徴収事務において、必要があれば、調査等を行い情報の更新を行う。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	システム上のデータで保存期間の過ぎた特定個人情報は、確認の上消去を行う。保存期間が経過した特定個人情報を廃棄する際は、紙媒体については、シュレッダーによる裁断、焼却、溶解処理を行う。外部媒体に保存された電磁的記録については、復元及び判読が不可能となる方法により消去する。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
サーバ、端末機器(パソコン)、記憶媒体等の 廃棄、保管転換又はリース期間終了による返却等に伴い、特定個人情報を消去する際には、情報を復元できないよう処理を行う。			

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<p><税務システムにおける措置> 本評価書の記載内容に沿った運用がされているか、年1回担当部署内で自己点検を実施。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<p><税務システムにおける措置> 評価書に記載されたとおりに運用がされているかどうか、評価の実施を担当する部署とは異なる部署が、定期又は随時に、監査を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><税務システムにおける措置></p> <p>①職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修を原則年1回実施。 ②外部委託業者に対しては、契約を締結する際、保有個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修等を定める。 ③違反を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	福岡県総務部県民情報広報課情報公開係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3104
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正等の請求を受け付ける。
特記事項	-
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は無料。開示請求の場合、写しの交付のみ実費(白黒A3版) までの場合1枚につき10円等)を窓口等で前納。
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	税務システム
公表場所	福岡県ホームページに掲載。 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kojin-joho-file.html
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	福岡県総務部税務課管理係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3062
②対応方法	苦情受付時に苦情処理に係る受付票を作成し、苦情に対する対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	県のホームページへの掲載 及び 評価担当部署への備付けにより全項目評価書の公示を行い、電子メール 及び 書面にて意見を受け付ける。
②実施日・期間	令和6年10月18日～令和6年11月18日の32日間(予定)
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	県民等からの意見の聴取後に記載
⑤評価書への反映	県民等からの意見の聴取後に記載
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年福岡県条例第43号)第10条第4号に基づく、福岡県個人情報保護審議会への諮問の方法による
③結果	第三者点検後に記載
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月4日	P14 特定個人情報の移転・提供 >移転・提供の有無	2件	3件	事前	個人番号の利用開始前
平成27年12月4日	P14 特定個人情報の移転・提供 >提供先1 ②提供先における用途 ③提供する情報 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法	②の4行目「不動産取得税、個人事業税、たばこ税及び軽油引取税に係る特定個人情報を提供。」 ③「福岡県税に係る不動産取得税、個人事業税、たばこ税及び軽油引取税の納税義務者情報」 ⑤「福岡県税に係る不動産取得税、個人事業税、たばこ税及び軽油引取税の納税義務者」 ⑥「専用線、紙」	②の4行目「地方税に係る特定個人情報を提供。」 ③「地方税に係る納税義務者情報」 ⑤「地方税に係る納税義務者」 ⑥「専用線、電子記憶媒体、フラッシュメモリ、紙」	事前	個人番号の利用開始前
平成27年12月4日	P14 特定個人情報の移転・提供 >提供先2 ②提供先における用途 ③提供する情報 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法	提供先2「市町村」 ②の3行目「各提供先において、徴収及び滞納処分状況等を把握し。」 ②の4行目「個人県民税の徴収及び滞納処分に係る特定個人情報を提供。」 ②の5行目「本県(提供元)→市町村(提供先)」 ③「福岡県税に係る個人県民税の納税義務者情報」 ⑤「福岡県税に係る個人県民税の納税義務者」 ⑥「専用線、紙」	提供先2「市町村、他都道府県」 ②の3行目「各提供先において、賦課徴収及び滞納処分状況等を把握し。」 ②の4行目「地方税の賦課徴収及び滞納処分に係る特定個人情報を提供。」 ②の5行目「本県(提供元)→市町村・他都道府県(提供先)」 ③「地方税に係る納税義務者情報」 ⑤「地方税に係る納税義務者」 ⑥「専用線、電子記憶媒体、フラッシュメモリ、紙」	事前	個人番号の利用開始前
平成27年12月4日	P14~15 特定個人情報の移転・提供 >提供先3 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度		提供先3「市町村、都道府県及び国税庁等(個人番号を利用できる官公署及び政府関係機関)」 ①「番号法第十九条第十二号、同法施行令第二十六条及び同法施行令別表」 ②「現在、地方税法上の業務として行われている地方税法二十条の十一(官公署等への協力要請)等、番号法令に基づく情報のやりとりについて、新たに個人番号を付加して行うもの。各提供先において、徴収及び滞納処分状況等を把握し、賦課徴収関係事務に活用する。・福岡県税の賦課徴収及び滞納処分に係る特定個人情報を提供。・本県(提供元)→市町村・都道府県・国税庁等(提供先)」 ③「福岡県税に係る納税義務者情報」 ④「100万人以上1,000万人未満」 ⑤「福岡県税に係る納税義務者」 ⑥「専用線、電子記憶媒体、フラッシュメモリ、紙」 ⑦「地方税法令に係る事務上、納税義務者の特定が必要な都度であるため、各業務の提供時期は随時。提供頻度は不確定。」	事前	個人番号の利用開始前
平成27年12月4日	P16 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	・(税務システム 合計100ファイル・・・4, 613項目) ・宛名サブシステム (5ファイル・・・83項目) ・「KB番号リンクファイル 21」	・(税務システム 合計102ファイル・・・4, 636項目) ・宛名サブシステム (7ファイル・・・106項目) ・「KB個人番号リンクファイル 20」 併せて、21→20項目の内容の修正。 ・「KBマイナンバー採番ファイル」追記。 併せて、15項目の内容の追記。 ・「KBマイナンバーIFファイル」追記。 併せて、9項目の内容の追記	事前	個人番号の利用開始前
平成28年12月27日	I 基本情報/4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 /①事務実施上の必要性	番号法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	I 基本情報/7. 評価実施期間における担当部署/②所属長	榎崎綾子	石橋浩一	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要/3. 特定個人情報の入手・使用/②入手方法	第八号	第九号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要/3. 特定個人情報の入手・使用/②入手方法	同法施行令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年3月31日政令155号。以下「施行令」という。)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・II 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／④入手に係る妥当性 ・II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先1／①法令上の根拠 ・II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先2／①法令上の根拠 ・II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先3／①法令上の根拠 ・III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)/リスク2/リスクに対する措置の内容 ・III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)/リスク4/リスクに対する措 	同法施行令	施行令	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)/リスク1/特定個人情報の提供・移転の記録/具体的な方法 ・III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)/リスク1/特定個人情報の提供・移転に関するルール/ルール内容及びルール順守の確認方法 ・III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)/リスク2/リスクに対する措置の内容 	同法施行令	施行令	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／②入手方法	同法施行規則(内閣府令・総務省令第三号)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年7月4日内閣府・総務省令第3号。以下「施行規則」という。)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・II 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／④入手に係る妥当性 ・II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先1／①法令上の根拠 ・II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先2／①法令上の根拠 ・III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)/リスク2/リスクに対する措置の内容 ・III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)/リスク4/リスクに対する措 	同法施行規則(内閣府令・総務省令第三号)	施行規則	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	・Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)/リスク1/特定個人情報の提供・移転に関するルール/ルールの内容及びルール順守の確認方法 ・Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)/リスク2/リスクに対する措置の内容	同法施行規則(内閣府令・総務省令第三号)	施行規則	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／④入手に係る妥当性	第八号	第9号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／④入手に係る妥当性	第十二号	第13号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託/委託事項4/⑥委託先名	①株式会社ケー・デー・シー福岡支店	①テルウェル西日本(株)九州支店	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先1/①法令上の根拠	第八号	第9号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先2/①法令上の根拠	第八号	第9号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先3/①法令上の根拠	第十二号	第13号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要/ (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目/ 税務システム (合計ファイル数)	102ファイル・・・4, 636項目	110ファイル・・・5, 176項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要/ (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目/ 宛名管理サブシステム (ファイル数)	7ファイル・・・106項目	15ファイル・・・646項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要/ (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目/ KB口座管理マスター	—	「更新時間」を追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要/ (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目/ KB法人番号ファイル	—	全項目追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要/ (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目/ KB住基照会データファイル	—	全項目追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要/ (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目/ KB個人番号リンクファイル登録データファイル	—	全項目追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要/ (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目/ KB納税者番号統合依頼ファイル	—	全項目追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要/ (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目/ KB地方特定個人情報ファイル	—	全項目追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要/ (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目/ KB生保特定個人情報ファイル	—	全項目追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	・II 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／KB身障特定個人情報ファイル	—	全項目追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	・II 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／KB業務利用番号管理ファイル	—	全項目追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)／リスク2／リスクに対する措置の内容	第八号	第九号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)／リスク2／リスクに対する措置の内容	第八号	第九号	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)／リスク1／特定個人情報の提供・移転の記録／具体的な方法	第八号	第九号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)／リスク1／特定個人情報の提供・移転に関するルール／ルールの内容及びルール遵守の確認方法	第八号	第九号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)／リスク2／リスクに対する措置の内容	第八号	第九号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／6. 情報提供ネットワークシステムとの接続／リスク1／リスクに対する措置の内容	第十四号	第15号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年1月18日	・II 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／税務システム(合計ファイル数)	110ファイル・・・5、176項目	112ファイル・・・5、210項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年1月18日	・II 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／宛名管理サブシステム(ファイル数)	15ファイル・・・646項目	16ファイル・・・648項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年1月18日	・II 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／KB住基依頼納税者ファイル	—	全項目追加	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年1月18日	・II 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／自動車二税サブシステム(ファイル数)	20ファイル・・・906項目	21ファイル・・・938項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年1月18日	・II 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／KM自動車税口座振替実績ファイル	—	全項目追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月26日	I 基本情報／2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム／システム5	①システムの名称「国税連携システム」 ②システムの機能「個人事業税の賦課徴収のため、本県では所得税確定申告書等データや、国税庁から国税連携システムを使用して受信している。」 ③他のシステムとの接続	①システムの名称「国税連携システム(eLTAX)」 ②システムの機能「個人事業税の賦課徴収のため、本県では所得税確定申告書等データを、国税庁から国税連携システムを使用して受信している。また、地方税ポータルセンター(eLTAX)を通じて、寄附金税額に係る申告特例データ等を他の自治体に送付する。」 ③他のシステムとの接続「その他(地方税ポータルセンター(eLTAX))」	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月26日	I 基本情報/5. 評価実施機関における担当部署/2 所属長の役職名	総務部税務課長 石橋 浩一	総務部税務課長	事後	新様式への変更
平成31年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要/3. 特定個人情報の入手・使用/1入手元	評価実施機関内の他部署(市町村支援課、保護・援護課、保健福祉事務所、障害者福祉課、障害者更生相談所)	評価実施機関内の他部署(市町村支援課、保護・援護課、保健福祉事務所、障がい福祉課、障がい者更生相談所)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要/3. 特定個人情報の入手・使用/4入手に係る妥当性	第13号	第14号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要/5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供・移転の有無	3件	4件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要/5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先3/1法令上の根拠	第13号	第14号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要/5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先4		提供先4「市区町村」 ①法令上の根拠「地方税法附則第7条第5項及び第12項」 ②提供先における用途「個人住民税の賦課徴収に利用するため」 ③提供する情報「寄附金税額控除に係る申告特例通知書に記載された寄付金額及び住所、氏名等」 ④提供する情報の対象となる本人の数「1万人未満」 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲「寄附金税額控除に係る申告の特例の対象となる寄附をした者」 ⑥提供方法「その他(LGWAN)」 ⑦時期・頻度「毎年1月・年1回」	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要/(別添2)特定個人情報ファイル記録項目/税務システム(合計項目数)	112ファイル・・・5, 210項目	112ファイル・・・5, 226項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要/(別添2)特定個人情報ファイル記録項目/ゴルフ場利用税サブシステム(項目数)	4ファイル・・・235項目	4ファイル・・・251項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月26日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策/6. 情報提供ネットワークシステムとの接続/リスク1/リスクに対する措置の内容	第15号	第16号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	I 基本情報/2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム/システム4/2システムの機能	・ 都道府県の執行機関への情報提供：都道府県の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は基本4情報等に対応付く本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。	・ 自都道府県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転：自都道府県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応付く本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	I 基本情報/2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム/システム4/2システムの機能	・ 本人確認情報検索：代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	・ 本人確認情報検索：都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	I 基本情報/2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム/システム5/1システムの名称	国税連携システム(eLTAX)	地方税ポータルシステム(eLTAX)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	I 基本情報/2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム/システム5/2システムの機能	個人事業税の賦課徴収のため、本県では所得税確定申告書等データを、国税庁から地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて受信している。また、寄附金税額に係る申告特例データ等を他自治体に送付する。 地方税ポータルシステム(eLTAX)の機能は、以下のとおり。 ・基本設定機能：パスワード設定等の基本機能 ・国税連携データ管理機能：確定申告データ及び確定申告書等画像データのダウンロード・確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換等 ・団体間回送データ送受信機能：地方公共団体間でのデータのやり取りを行うための機能	個人事業税の賦課徴収のため、本県では所得税確定申告書等データを、国税庁から地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて受信している。また、寄附金税額に係る申告特例データ等を他自治体に送付する。 地方税ポータルシステム(eLTAX)の機能は、以下のとおり。 ・基本設定機能：パスワード設定等の基本機能 ・国税連携データ管理機能：確定申告データ及び確定申告書等画像データのダウンロード・確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換等 ・電子申告データ管理機能：申告等データのダウンロード 申告等データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換等 ・団体間回送データ送受信機能：地方公共団体間でのデータのやり取りを行うための機能	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	I 基本情報/2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム/システム5/③他システムとの接続	その他（地方税ポータルセンタ(eLTAX))		事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	I 基本情報/4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由/①事務実施上の必要性	同法別表第一の十六の項	同法別表第一第十六項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	I 基本情報/5. 個人番号の利用/法令上の根拠	同法別表第一の十六の項	同法別表第一第十六項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	I 基本情報/6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携/②法令上の根拠	同法別表第二の二十八の項	同法別表第二第二十八項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要/2. 基本情報/④記録される項目/主な記録項目	個人番号対応符号		事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要/2. 基本情報/④記録される項目/その妥当性	・個人番号対応符号は、情報照会・提供に用いるため、中間サーバーにおいて保有する。		事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要/2. 基本情報/⑤保有開始日	平成27年10月	平成28年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要/3. 特定個人情報の入手・使用/①入手元	保健福祉事務所	保健福祉環境事務所	事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要/3. 特定個人情報の入手・使用/②入手方法	第23条	第22条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要/3. 特定個人情報の入手・使用/③入手の時期・頻度	平成25年度実績	平成30年度実績	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要/4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託/委託事項1/④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	専用線	その他（利用事務系ネットワークシステムに接続）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要/4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託/委託事項2/②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲/対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	100万人以上1000万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要/4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託/委託事項2/④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	専用線、電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、紙	紙、その他（利用事務系ネットワークシステムに接続）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要/4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託/委託事項3/④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	専用線	その他（利用事務系ネットワークシステムに接続）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要/4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託/委託事項4/②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲/対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	100万人以上1,000万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要/4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託/委託事項4/④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	専用線、紙	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、紙、その他（利用事務系ネットワークシステムに接続）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要/5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供・移転の有無	4件	3件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先1	市町村 及び 他都道府県	市町村、他都道府県 及び 国	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先1/②提供先における用途	・本県(提供元)→市町村・他都道府県(提供先)	・本県(提供元)→市町村・他都道府県・国(提供先)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先1/⑥提供方法	専用線、電子記憶媒体(フラッシュメモリを除く。)、フラッシュメモリ、紙	紙、その他(LGWAN)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先2	提供先2「市町村 及び 他都道府県」 ①法令上の根拠「番号法第19条第9号、施行令第22条 及び 施行規則第19条」 ②提供先における用途「現在、地方税法上の業務として行われている 地方税法 第48条 第7項等に基づく外部の税関連機関との情報のやり取りについて、番号法令で認められた範囲内で、新たに個人番号を付加して行うもの。各提供先において、賦課徴収及び滞納処分状況等を把握し、賦課徴収関係事務に活用する。 ・地方税の賦課徴収 及び 滞納処分に係る特定個人情報を提供。 -本県(提供元)→市町村・他都道府県(提供先)」 ③提供する情報「地方税に係る納税義務者情報」 ④提供する情報の対象となる本人の数「100万人以上1,000万人未満」 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲「地方税に係る納税義務者」 ⑥提供方法「専用線、電子記憶媒体(フラッシュメモリを除く。)、フラッシュメモリ、紙」 ⑦時期・頻度「地方税法令に係る事務上、納税義務者の特定が必要な都度であるため、各業務の提供時期は随時。提供頻度は、平成25年度実績で年間約1,500件。」		事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先3	提供先2	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先2	市町村、都道府県 及び 国税庁等(個人番号を利用できる官公署及び政府関係機関)	市町村、他都道府県 及び 国	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先2/①法令上の根拠	番号法第19条第14号、施行令第26条 及び 施行令別表	番号法第19条第14号、施行令第25条 及び 施行令別表	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先2/②提供先における用途	・本県(提供元)→市町村・都道府県・国税庁等(提供先)	・本県(提供元)→市町村・都道府県・国(提供先)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先2/⑥提供方法	専用線、電子記憶媒体(フラッシュメモリを除く。)、フラッシュメモリ、紙	紙	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先4	提供先3	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先3/①法令上の根拠	地方税法附則第7条第5項及び第12項	地方税法附則第7条第5項及び第12項、地方税法施行規則附則第2条の5	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	・II 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目/税務システム(合計項目数)	112ファイル・・・5、226項目	114ファイル・・・5、328項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	・II 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／法人サブシステム (項目数)	5ファイル・・・354項目	6ファイル・・・394項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	・II 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／収納サブシステム (項目数)	15ファイル・・・1,069項目	16ファイル・・・1,131項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)／リスク2／リスクに対する措置の内容	第23条	第22条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)／リスク4／リスクに対する措置の内容	第23条	第22条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託／再委託先による特定個人情報ファイルの適正な取扱いの確保	十分に行っている	再委託していない	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託／再委託先による特定個人情報ファイルの適正な取扱いの確保／具体的な方法	業務上再委託する必要がある場合には、事前に委託先から協議を受けて同意をとるとともに、委託先と同等の個人情報に係る秘密の保持等の条件を遵守させ、個人情報の適切な取扱いを図る。		事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)／リスク1／特定個人情報の提供・移転の記録／具体的な方法	第23条	第22条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)／リスク1／特定個人情報の提供・移転に関するルール／ルール内容及びルール遵守の確認方法	第23条	第22条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)／リスク2／リスクに対する措置の内容	第23条	第22条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／7. 特定個人情報の保管・消去／リスク1／⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか／その内容	委託先事業者がイベント等の開催情報のメール配信希望者に氏名及びメールアドレス(461名分)を表示した状態でメールを送信した。	委託先事業者において、委託事業に係るメールマガジンを送信した際、160名分の個人のメールアドレスが本文に表示された状態でメールを送信した。 メールアドレスの入カミスによりシステムの不具合が発生し、Bcc欄に入力されるはずの情報が本文に表示されたことによるもの。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／7. 特定個人情報の保管・消去／リスク1／⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか／再発防止策の内容	全所属長に対して、委託先への監督の徹底、所属職員及び関係団体(委託先を含む。)の全職員へBcc機能の利用、送信前の複数でのチェック等の措置を講じるよう周知徹底を通知した。 また、平成25年1月からは、庁外の複数の宛先へのメール送信については、Bccを利用しなければ送信不能とする技術的安全管理措置を講じた。	当該委託先事業者に対し、誤送信防止機能のあるメールマガジン専用のソフトウェアの導入を指示し、導入を確認した。 また、知事が監督権限を有する全ての個人情報取扱事務の委託先及び公社等外郭団体を対象に、電子メール誤送信防止対策に関する緊急の調査を実施し、メール誤送信防止専用ソフトウェアの導入状況等の誤送信防止対策の実施状況の把握及び必要な安全確保措置についての指導・注意喚起を行った。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／7. 特定個人情報の保管・消去／リスク2／リスクに対する措置の内容	<p><税務システムにおける措置> 随時更新が行われている基本4情報を保持する「団体内統合宛名システム」と定期的に突合処理を行い、税務システムに保持する情報を最新のものに更新する。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムで保管する基本4情報は、住基ネットの基本4情報を用いて定期的にメンテナンスを行う。</p>	納税者情報は、各申告情報に基づいており、賦課徴収事務において、必要があれば、調査等を行い情報の更新を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／7. 特定個人情報の保管・消去／リスク3／消去手順／手順の内容	保存期間が経過した特定個人情報を廃棄する際は、紙媒体については、シュレッダーによる裁断、焼却、溶解処理を行う。外部媒体に保存された電磁的記録については、復元及び判読が不可能となる方法により消去する。	システム上のデータで保存期間の過ぎた特定個人情報は、確認の上消去を行う。保存期間が経過した特定個人情報を廃棄する際は、紙媒体については、シュレッダーによる裁断、焼却、溶解処理を行う。外部媒体に保存された電磁的記録については、復元及び判読が不可能となる方法により消去する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／7. 特定個人情報の保管・消去／リスク3／消去手順／手順の内容	<p><税務システムにおける措置> 随時更新が行われている基本4情報を保持する「団体内統合宛名システム」と定期的に突合処理を行い、税務システムに保持する情報を最新のものに更新する。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムで保管する基本4情報は、住基ネットの基本4情報を用いて定期的にメンテナンスを行う。</p>	納税者情報は、各申告情報に基づいており、賦課徴収事務において、必要があれば、調査等を行い情報の更新を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／7. 特定個人情報の保管・消去／リスク3／消去手順／手順の内容	保存期間が経過した特定個人情報を廃棄する際は、紙媒体については、シュレッダーによる裁断、焼却、溶解処理を行う。外部媒体に保存された電磁的記録については、復元及び判読が不可能となる方法により消去する。	システム上のデータで保存期間の過ぎた特定個人情報は、確認の上消去を行う。保存期間が経過した特定個人情報を廃棄する際は、紙媒体については、シュレッダーによる裁断、焼却、溶解処理を行う。外部媒体に保存された電磁的記録については、復元及び判読が不可能となる方法により消去する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	V 開示請求、問合せ／1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求／②請求方法	指定様式(個人情報開示請求書)による窓口受付又は郵送の方法による。	指定様式による書面の提出により、開示・訂正等の請求を受け付ける。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	V 開示請求、問合せ／1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求／②請求方法／特記事項	個人情報保護条例の規定に基づき、特定個人情報の開示請求が行われたときは、実施機関は、不開示情報が記載されている場合を除き、当該特定個人情報を開示しなければならない。	-	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	V 開示請求、問合せ／1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求／④個人情報ファイル簿の公表／個人情報ファイル名	-	各税目の賦課及び収納事務の取りまとめ、滞納整理事務、ふるさと寄付金関係事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	V 開示請求、問合せ／1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求／④個人情報ファイル簿の公表／個人情報ファイル名	-	各税目の賦課及び収納事務の取りまとめ、滞納整理事務、ふるさと寄付金関係事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	VI 評価実施手続／1. 基礎項目評価／①実施日	令和1年10月10日	平成26年12月12日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	VI 評価実施手続／2. 国民・住民等からの意見の聴取／①実施日・期間	令和1年12月18日～令和2年1月21日の35日間	平成26年12月25日～平成27年1月23日の30日間	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	VI 評価実施手続／3. 第三者点検／①実施日	令和2年2月20日、令和2年3月19日	平成27年2月19日、平成27年3月17日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	VI 評価実施手続／3. 第三者点検／③結果	個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき、特定個人情報保護評価が適切に行われているものと認められた。 なお、県税の賦課徴収関係事務においては、重要度の高い個人情報を取り扱うものであることから、当該事務に従事する職員及び委託事業者に対する指導・監督を徹底するとともに、特に、特定個人情報の保管・消去については使用する記録媒体に応じたリスク対策を確実に講じ、漏えい・滅失・毀損の発生の防止に万全を期す旨の付言を受けた。	特定個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき、特定個人情報保護評価が適切に行われているものと認められた。 なお、県税の賦課徴収関係事務においては、重要度の高い個人情報を取り扱うものであることから、本件評価書に記載されたリスク対策を確実に実行することはもちろん、当該事務に従事する職員及び委託事業者に対する指導・監督を徹底する旨の付言を受けた。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／③入手の時期・頻度	①定期的に対応する事務に際して入手するもの(毎年) ・ 税務署(国税庁)から、国税連携システムを経由して得られる個人事業税の賦課に必要な情報。 (平成30年度実績 確定申告期は毎営業日、左記以外は月1回) ・ 自動車税 及び 自動車取得税の申告書記載情報と、自動車登録情報の突合結果情報。 (平成30年度実績 月2回)	①定期的に対応する事務に際して入手するもの(毎年) ・ 税務署(国税庁)から、国税連携システムを経由して得られる個人事業税の賦課に必要な情報。 (平成30年度実績 確定申告期は毎営業日、左記以外は月1回)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／④入手に係る妥当性	<番号法 第19条 第3号のケース> ・ 自動車税に係る申告書等に記入された特定個人情報と、直接入手。 ・ 本人又はその代理人(提供元)→本県(提供先) <番号法 第19条 第7号のケース> ・ 番号法第19条第7号 及び 同法別表第二の二十八の項の規定に則り、情報提供ネットワークシステム等を使用して、本県他部署、他の都道府県及び市町村から情報を入手。自動車税等の障がい者減免、個人事業税等の生活保護受給者減免、狩猟税の低所得者減免のため。 ・ 都道府県の社会福祉関係部署 又は 市町村(提供元)→本県(提供先) <番号法 第19条 第9号のケース> ・ 番号法第19条第9号、施行令第22条 及び 施行規則第19条に則り、各提供元から地方税法に基づく県税関係情報を入手。 ・ 国、他の都道府県及び市町村(提供元)→本県(提供先) <番号法 第19条 第14号のケース> ・ 番号法第19条第14号、施行令第26条 及び 施行令別表に則り、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査 及び 租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請により、情報を入手。 ・ 本人又はその代理人、本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等(提供元)→本県(提供先)	<番号法 第19条 第7号のケース> ・ 番号法第19条第7号 及び 同法別表第二の二十八の項の規定に則り、情報提供ネットワークシステム等を使用して、本県他部署、他の都道府県及び市町村から情報を入手。個人事業税等の生活保護受給者減免、狩猟税の低所得者減免のため。 ・ 都道府県の社会福祉関係部署 又は 市町村(提供元)→本県(提供先) <番号法 第19条 第9号のケース> ・ 番号法第19条第9号、施行令第22条 及び 施行規則第19条に則り、各提供元から地方税法に基づく県税関係情報を入手。 ・ 国、他の都道府県及び市町村(提供元)→本県(提供先) <番号法 第19条 第14号のケース> ・ 番号法第19条第14号、施行令第26条 及び 施行令別表に則り、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査 及び 租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請により、情報を入手。 ・ 本人又はその代理人、本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等(提供元)→本県(提供先)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供・移転の有無	提供を行っている(3件)	提供を行っている(1件)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先2	提供先2 市町村、他道府県 及び 国 ①法令上の根拠 番号法第19条第14号、施行令第25条 及び 施行令別表 ②提供先における用途 現在、地方税法上の業務として行われている 地方税法第20条の11(官公署等への協力要請)等、番号法令に基づく情報のやりとりについて、新たに個人番号を付加して行うもの。各提供先において、賦課徴収及び滞納処分状況等を把握し、賦課徴収関係事務に活用する。 ・ 福岡県税の賦課徴収 及び 滞納処分に係る特定個人情報を提供。 ・ 本県(提供元)→市町村・都道府県・国(提供先)	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先3	提供先3 市区町村 ①法令上の根拠 地方税法附則第7条第5項 及び 第12項、地方税法施行規則附則第2条の5 ②提供先における用途 個人住民税の賦課徴収に利用するため	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要／6. 特定個人情報の保管・消去／①保管場所	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和3年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報記録項目	(税務システム 合計114ファイル・・・5, 328項目) ～ (中間サーバー 1項目)	(税務システム 合計116ファイル・・・5, 556項目) ～ (中間サーバー 1項目) 宿泊税サブシステム (2ファイル・・・228項目)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月8日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／6. 情報提供ネットワークシステムとの接続/リスク: 1 目的外の入手が行われるリスク/リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (※2)番号法別表第二及び第19条第16号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／7. 特定個人情報の保管・消去／⑤物理的対策／具体的な対策の内容	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>②事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月8日	Ⅳ その他のリスク対策／2. 従業員に対する教育・啓発／具体的な方法	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和3年3月8日	Ⅴ 開示請求、問合せ／1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求／④個人情報ファイル簿の公表／公表場所	<p>http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kojin-joho-torokubo-file23.html</p>	<p>https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kojin-joho-torokubo-file23.html</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	Ⅰ 基本情報／2. 特定個人情報ファイル取り扱う事務において使用するシステム/システム6	-	<p>①システムの名称 ふくおか電子申請サービス</p> <p>②システムの機能 システムの機能は、以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県税事務に関する各種申請、届出を受理する ・申請状態を確認する ・届出申請の受理や記載不備の訂正指示等の通知 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	Ⅰ 基本情報／6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携/②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号及び同法別表第二第二十八項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条</p>	<p>番号法第19条第8号及び同法別表第二第二十八項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用/②入手方法	<p>住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルシステム及び政令で定める安全な措置(番号法第19条第9号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年3月31日政令第155号。以下「施行令」という。)第22条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年7月4日内閣府・総務省令第3号。以下「施行規則」という。)第20条)が確保されたシステムを利用。</p>	<p>住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルシステム、ふくおか電子申請サービス及び政令で定める安全な措置(番号法第19条第10号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年3月31日政令第155号。以下「施行令」という。)第22条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年7月4日内閣府・総務省令第3号。以下「施行規則」という。)第20条)が確保されたシステムを利用。</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用/④入手の妥当性	<p><番号法第19条第7号のケース></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び同法別表第二の二十八の項の規定に則り、情報提供ネットワークシステム等を使用して、本県他部署、他の都道府県及び市町村から情報を入手。個人事業税等の生活保護受給者減免、狩猟税の低所得者減免のため。 ・都道府県の社会福祉関係部署又は市町村(提供元)→本県(提供先) <p><番号法第19条第9号のケース></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第9号、施行令第22条及び施行規則第19条に則り、各提供元から地方税法に基づく県税関係情報を入手。 ・国、他の都道府県及び市町村(提供元)→本県(提供先) <p><番号法第19条第14号のケース></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第14号、施行令第26条及び施行令別表に則り、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査及び租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請により、情報を入手。 ・本人又はその代理人、本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等(提供元)→本県(提供先) 	<p><番号法第19条第8号のケース></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び同法別表第二の二十八の項の規定に則り、情報提供ネットワークシステム等を使用して、本県他部署、他の都道府県及び市町村から情報を入手。個人事業税等の生活保護受給者減免、狩猟税の低所得者減免のため。 ・都道府県の社会福祉関係部署又は市町村(提供元)→本県(提供先) <p><番号法第19条第10号のケース></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第10号、施行令第21条及び施行規則第19条に則り、各提供元から地方税法に基づく県税関係情報を入手。 ・国、他の都道府県及び市町村(提供元)→本県(提供先) <p><番号法第19条第15号のケース></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第15号、施行令第25条及び施行令別表に則り、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査及び租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請により、情報を入手。 ・本人又はその代理人、本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等(提供元)→本県(提供先) 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託/委任事項2 自動車二税(自動車税及び自動車取得税)の申告書に係る情報処理業務等委託	10人以上50人未満	50人以上100人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先1/①法令上の根拠	番号法第19条第9号、施行令第22条及び施行規則第19条	番号法第19条第10号、施行令第21条及び施行規則第19条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先2		提供先2 市町村、他都道府県及び国 ①法令上の根拠 番号法第19条第15号、施行令第25条及び施行令別表 ②提供先における用途 現在、地方税法上の業務として行われている地方税法第20条の11(官公署等への協力要請)等、番号法令に基づく情報のやりとりについて、新たに個人番号を付加して行うもの。各提供先において、賦課徴収及び滞納処分状況等を把握し、賦課徴収関係事務に活用する。 ・福岡県税の賦課徴収及び滞納処分に係る特定個人情報を提供。 ・本県(提供元)→市町村・都道府県・国(提供先) ③提供する情報 地方税に係る納税義務者情報 ④100万人以上1,000万人未満 ⑤提供方法 その他(紙) ⑥時期・頻度 地方税法令に係る事務上、納税義務者の特定が必要な都度であるため、各業務の提供時期、提供頻度は不確定。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先3		提供先3 市区町村 ①法令上の根拠 地方税法附則第7条第5項及び第12項、地方税法施行規則附則第2条の4及び5 ②提供先における用途 個人住民税の賦課徴収に利用するため ③提供する情報 寄付金税額控除に係る申告特例通知書に記載された寄付金額及び住所、氏名等 ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 寄付金税額控除に係る申告の特例の対象となる寄付をした者 ⑥提供方法 その他(LGWAN) ⑦時期・頻度 毎年1月・年1回	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(別添2)特定個人情報ファイル記録項目/税務システム(合計項目数)	116ファイル・・・5,556項目	122ファイル・・・7,208項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(別添2)特定個人情報ファイル記録項目/法人サブシステム(項目数)	6ファイル・・・394項目	10ファイル・・・1,970項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(別添2)特定個人情報ファイル記録項目/利子割サブシステム(項目数)	4ファイル・・・148項目	5ファイル・・・192項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(別添2)特定個人情報ファイル記録項目/証券二税サブシステム(項目数)	4ファイル・・・148項目	5ファイル・・・180項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策/2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)/リスク2/リスクに対する措置の内容	特定個人情報の入手については、様式(申告書、申請書、届出書等)を定め、利用目的を明確にするとともに、必要な情報以外は記載できないようにする。 本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から特定個人情報を入手する場合には、政令で定める安全な措置(番号法第19条第9号、施行令第22条及び施行規則第20条)が確保されたシステムを利用する等、適切な入手方法をとる。	特定個人情報の入手については、様式(申告書、申請書、届出書等)を定め、利用目的を明確にするとともに、必要な情報以外は記載できないようにする。 本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から特定個人情報を入手する場合には、政令で定める安全な措置(番号法第19条第10号、施行令第22条及び施行規則第20条)が確保されたシステムを利用する等、適切な入手方法をとる。	事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策/2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)/リスク4/リスクに対する措置の内容	・ 書面提出の場合は、本人又はその代理人から受け取ることを原則とする。 ・ 本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から特定個人情報を入手する場合には、政令で定める安全な措置(番号法第19条第9号、施行令第22条、施行規則第20条)が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。	・ 書面提出の場合は、本人又はその代理人から受け取ることを原則とする。 ・ 本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から特定個人情報を入手する場合には、政令で定める安全な措置(番号法第19条第10号、施行令第22条、施行規則第20条)が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。	事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策/5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)/リスク1/特定個人情報・移転の記録/具体的な方法	番号法第19条第9号、施行令第22条及び第29条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。	番号法第19条第10号、施行令第22条及び第29条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。	事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策/5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)/リスク1/特定個人情報・移転に関するルール/ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 電子情報を外部へ持ち出す場合は、「電子情報書き出し及び持ち出し管理簿」により、情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者にその理由を申し出て、許可を得なければならない。 特定個人情報の提供・移転の対象は、番号法令で認められたもののみとする。 提供・移転の際には、政令で定める安全な措置(番号法第19条第9号、施行令第22条及び施行規則第20条)が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。 番号法第19条第9号、施行令第22条及び第29条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> 電子情報を外部へ持ち出す場合は、「電子情報書き出し及び持ち出し管理簿」により、情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者にその理由を申し出て、許可を得なければならない。 特定個人情報の提供・移転の対象は、番号法令で認められたもののみとする。 提供・移転の際には、政令で定める安全な措置(番号法第19条第10号、施行令第22条及び施行規則第20条)が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。 番号法第19条第10号、施行令第22条及び第29条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。 	事後	形式的な変更であり重要な変更に当たらないため事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年12月19日	Ⅰ 基本情報(別添1)事務の内容	-	税の還付及びデジタル庁から公金受取口座関係情報を取得する事務のフローを追記	事前	公金受取口座関係情報の情報連携開始前
令和4年12月19日	Ⅱ ファイルの概要/2. 基本情報/4記録される項目/主な記録項目/その他	内部機関情報、技術的事項(エラーコードなど)	内部機関情報、技術的事項(エラーコードなど)、公金受取口座関係情報	事前	公金受取口座関係情報の情報連携開始前
令和4年12月19日	Ⅱ ファイルの概要/2. 基本情報/4記録される項目/その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号及びその他識別情報は、対象者を正確に特定するために保有する。 4情報及び連絡先は、①賦課決定に際し課税要件を確認するため、②納税通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡のために保有する。 国税関係情報は、国から入手した課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うために保有する。 地方税関係情報は、他の都道府県及び市町村から入手した課税調査対象者に関する情報を確認して課税事務を行うためや、低所得者に対する税の軽減等を行うために保有する。 障害者福祉関係情報は、障がいを持った方やその家族に対する税の軽減を行うために保有する。 生活保護・社会福祉関係情報は、生活保護受給者に対する税の軽減を行うために保有する。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号及びその他識別情報は、対象者を正確に特定するために保有する。 4情報及び連絡先は、①賦課決定に際し課税要件を確認するため、②納税通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡のために保有する。 国税関係情報は、国から入手した課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うために保有する。 地方税関係情報は、他の都道府県及び市町村から入手した課税調査対象者に関する情報を確認して課税事務を行うためや、低所得者に対する税の軽減等を行うために保有する。 障害者福祉関係情報は、障がいを持った方やその家族に対する税の軽減を行うために保有する。 生活保護・社会福祉関係情報は、生活保護受給者に対する税の軽減を行うために保有する。 公金受取口座関係情報は、地方税法上個人を対象とする税の還付を行うために保有する。 	事前	公金受取口座関係情報の情報連携開始前
令和4年12月19日	Ⅱ ファイルの概要/3. 特定個人情報の入手・使用/①入手元/行政機関・独立行政法人等	国税庁	国税庁、デジタル庁	事前	公金受取口座関係情報の情報連携開始前
令和5年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要/3. 特定個人情報の入手・使用/①入手元	[○] 評価実施機関内の他部署(市町村支援課、保護・援護課、保健福祉環境事務所、障がい福祉課、障がい者更生相談所)	[○] 評価実施機関内の他部署(行財政支援課、保護・援護課、保健福祉環境事務所、障がい福祉課、障がい者更生相談所)	事後	形式的な変更であり重要な変更に当たらないため事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要/4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託/委託事項2	委託事項2 自動車二税(自動車税及び自動車取得税)の申告書に係る情報処理等業務委託事項2	委託事項2 自動車税(環境性能割・種別割)及び軽自動車税(環境性能割)の申告書に係る情報処理等業務委託	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要/4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託/委託事項2/①委託内容	①自動車二税の申告書の受付及びデータ化、②申告書記載情報と自動車登録情報の突合等業務を委託するもの。	①自動車税(環境性能割・種別割)及び軽自動車税(環境性能割)の申告書の受付及びデータ化、②申告書記載情報と自動車登録情報の突合等業務を委託するもの。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要/4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託/委託事項2/対象となる本人の範囲	福岡県税に係る自動車二税の納税義務者(身障者減免においては、場合によりその家族)	福岡県税に係る自動車税(環境性能割・種別割)及び軽自動車税(環境性能割)の納税義務者(身障者減免においては、場合によりその家族)	事後	形式的な変更であり重要な変更に当たらないため事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要/4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託/委託事項2/その妥当性	自動車二税の納税義務者等の情報をシステム上で確認・入力する業務であるため、特定個人情報を取り扱う必要がある。	自動車税(環境性能割・種別割)及び軽自動車税(環境性能割)の納税義務者等の情報をシステム上で確認・入力する業務であるため、特定個人情報を取り扱う必要がある。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要/5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先3	提供先3 市区町村 ①法令上の根拠 地方税法附則第7条第5項及び第12項、地方税法施行規則附則第2条の5 ②提供先における用途 個人住民税の賦課徴収に利用するため	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／6. 特定個人情報の保管・消去／③消去方法	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>① 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>② ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>① 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>② ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月15日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／税務システム（合計項目数）	122ファイル・・・7, 208項目	123ファイル・・・7, 330項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月15日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／収納サブシステム（項目数）	16ファイル・・・1, 131項目	17ファイル・・・1, 253項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月15日	・Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク／リスクに対する措置の内容	<p><税務システムにおける措置></p> <p>特定個人情報を入手する場合には、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムをしようするため、安全性が担保されている。</p>	<p><税務システムにおける措置></p> <p>特定個人情報を入手する場合には、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムをしようするため、安全性が担保されている。</p>	事後	形式的な変更であり重要な変更にとらならないため事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月15日	・Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク／リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p>	事後	形式的な変更であり重要な変更にとらならないため事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月15日	・Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク／リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	事後	形式的な変更であり重要な変更にとらならないため事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月11日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／税務システム（合計項目数）	123ファイル・・・7, 330項目	126ファイル・・・7, 397項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月11日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／法人サブシステム（項目数）	10ファイル・・・1, 970項目	10ファイル・・・1, 984項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月11日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／ゴルフ場利用税サブシステム（ファイル数、項目数）	4ファイル・・・251項目	5ファイル・・・270項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月11日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／たばこ税サブシステム（ファイル数、項目数）	1ファイル・・・34項目	2ファイル・・・49項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月11日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／宿泊税サブシステム（ファイル数、項目数）	2ファイル・・・228項目	3ファイル・・・242項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月11日	・Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託／情報保護管理体制の確認	<p>委託契約の内容及び「個人情報取扱特記事項」があることを必須とする。</p> <p>※ 「個人情報取扱特記事項」とは、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修 その他必要な事項等を列挙したもの。</p>	<p>委託契約の内容及び「保有個人情報取扱特記事項」があることを必須とする。</p> <p>※ 「保有個人情報取扱特記事項」とは、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修 その他必要な事項等を列挙したもの。</p>	事後	形式的な変更であり重要な変更にとらならないため事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策/4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託/特定個人情報の消去ルール/委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	委託業者に特定個人情報を提供する際は、電子情報の暗号化、ファイルへのパスワードの設定等の安全措置を講じる。 また、委託業者との契約を締結する際、個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修等を定め、不正な提供がないようルールを遵守させる。	委託業者に特定個人情報を提供する際は、電子情報の暗号化、ファイルへのパスワードの設定等の安全措置を講じる。 また、委託業者との契約を締結する際、保有個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修等を定め、不正な提供がないようルールを遵守させる。	事後	形式的な変更であり重要な変更[に当たらないため事前の提出・公表が義務付けられない]
令和6年3月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策/4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託/特定個人情報の提供ルール/ルール内容及びルール遵守の確認方法	委託業者との契約を締結する際、個人情報取扱特記事項として、以下を規定している。 ・委託業者が、委託事務を処理するために県から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した特定個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに返還し、又は引き渡すものとする。ただし、 ・県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。 ・委託業者が契約による事務を処理するに当たり取り扱っている特定個人情報の状況について、 ・県は随時調査することができるものとする。 ・委託業者が契約による事務に関して取り扱う特定個人情報の適切な管理を確保するため、県は ・必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができることとする。	委託業者との契約を締結する際、保有個人情報取扱特記事項として、以下を規定している。 ・委託業者が、委託事務を処理するために県から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した特定個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに返還し、又は引き渡すものとする。ただし、 ・県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。 ・委託業者が契約による事務を処理するに当たり取り扱っている特定個人情報の状況について、 ・県は随時調査することができるものとする。 ・委託業者が契約による事務に関して取り扱う特定個人情報の適切な管理を確保するため、県は ・必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができることとする。	事後	形式的な変更であり重要な変更[に当たらないため事前の提出・公表が義務付けられない]
令和6年3月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策/4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託/委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定/既定の内容	委託契約書中、個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修等を定める。	委託契約書中、保有個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修等を定める。	事後	形式的な変更であり重要な変更[に当たらないため事前の提出・公表が義務付けられない]
令和6年3月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策/5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)/リスク1/特定個人情報・移転に関するルール/ルール内容及びルール遵守の確認方法	・電子情報を外部へ持ち出す場合は、「電子情報書き出し及び持ち出し管理簿」により、情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者にその理由を申し出て、許可を得なければならない。 ・特定個人情報の提供・移転の対象は、番号法令で認められたもののみとする。 ・提供・移転の際には、政令で定める安全な措置(番号法第19条第10号、施行令第22条及び施行規則第20条)が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。 ・番号法第19条第10号、施行令第22条及び第29条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。	・電子情報を外部へ持ち出す場合は、「データ持ち出し管理システム」により、情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者にその理由を申し出て、許可を得なければならない。 ・特定個人情報の提供・移転の対象は、番号法令で認められたもののみとする。 ・提供・移転の際には、政令で定める安全な措置(番号法第19条第10号、施行令第22条及び施行規則第20条)が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。 ・番号法第19条第10号、施行令第22条及び第29条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。	事後	形式的な変更であり重要な変更[に当たらないため事前の提出・公表が義務付けられない]
令和6年3月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策/7. 特定個人情報の保管・消去/リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損/リスク⑨/過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか/その内容	委託先事業者において、委託事業に係るメールマガジンを送信した際、160名分の個人のメールアドレスが本文に表示された状態でメールを送信した。 メールアドレスの入カミスによりシステムの不具合が発生し、Bcc欄に入力されるはずの情報が本文に表示されたことによるもの。	自動車税に係るコールセンター業務の委託先事業者が利用するコールセンターシステムの保守業者の元社員が個人情報を不正に持ち出したため、本県の個人情報が漏えいした。 本県の保有個人情報については、162,828人分の情報が漏えいした。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
令和6年3月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策/7. 特定個人情報の保管・消去/リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損/リスク⑨/過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか/再発防止策の内容	当該委託先事業者に対し、誤送信防止機能のあるメールマガジン専用のソフトウェアの導入を指示し、導入を確認した。 また、知事が監督権限を有する全ての個人情報取扱事務の委託先及び公社等外部団体を対象に、電子メール誤送信防止対策に関する緊急の調査を実施し、メール誤送信防止専用ソフトウェアの導入状況等の誤送信防止対策の実施状況の把握及び必要な安全確保措置についての指導・注意喚起を行った。	【県】 ・県が現在締結している保有個人情報を取扱う委託契約における安全管理措置の状況について緊急点検を実施し、全ての契約において記録媒体の使用制限や情報が持ち出されないよう監視を行うといった対策が講じられていることを確認した。 ・今後、個人情報の取扱いを委託する事業者への監視監督を強化するため、規程を見直し、上記緊急点検の項目を恒常的に実施するよう改めた。 【委託先】 ・保守作業時には、新設した中継サーバにダウンロードを行い、端末からリモートデスクトップ接続を行うことで、端末へのダウンロードを不要化。 ・保守作業端末への外部記録媒体への接続を技術的に不可化。データの持ち出しが必要な業務の場合、複数管理者の相互チェックを経ない限り、持出しできないシステムの措置を実施。 ・セキュリティリスクがある振る舞いを検知し、管理者にタイムリーにアラーム通知する措置を実施。 ・定期的なログチェックを徹底することに加え、当事者以外の第三者による抜き打ちチェックも実施。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報/2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム/システム4/③他のシステムとの接続	[] その他()	[○] その他(附票連携システム)	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	I 基本情報/4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由/①事務実施上の必要性	「地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務」については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び同法別表第一第十六項において、個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる旨が定められている。 福岡県では番号法に基づき、県税の賦課徴収関係事務の効率化を図るため、納税義務者本人からの申告書の提出や、他の行政機関等との税関連情報の授受等において、個人番号を取り扱う。	「地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務」については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項並びに別表24の項及び同133の項において、個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる旨が定められている。 福岡県では番号法に基づき、県税の賦課徴収関係事務の効率化を図るため、納税義務者本人からの申告書の提出や、他の行政機関等との税関連情報の授受等において、個人番号を取り扱う。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	I 基本情報/5. 個人番号の利用/法令上の根拠	番号法第9条第1項及び同法別表第一第十六項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・番号利用法 第9条第1項、別表24の項、同133の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号利用法別表主務省令」という。)第16条、第72条	事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の提出・公表が義務付けられない
	I 基本情報/6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携/②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び同法別表第二第二十八項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条	・番号利用法 第19条第8号、別表24の項、同133の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「番号利用法第19条第8号主務省令」という。)第2条、同条の表49の項、第51条	事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の提出・公表が義務付けられない
	I 基本情報/(別添1)事務の内容	庁内連携システム	団体内統合宛名システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	I 基本情報/(別添1)事務の内容	番号法令	番号利用法令	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	II ファイルの概要/3. 特定個人情報の入手・使用/①入手元	[○]その他(地方公共団体情報システム機構(地方共同法人))	[○]その他(地方公共団体情報システム機構)	事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の提出・公表が義務付けられない
	II ファイルの概要/3. 特定個人情報の入手・使用/①入手元	[○]庁内連携システム	[] 庁内連携システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	II ファイルの概要/3. 特定個人情報の入手・使用/④入手に係る妥当性	以下、番号法令に則り、	以下、番号利用法令に則り、	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	II ファイルの概要/3. 特定個人情報の入手・使用/④入手に係る妥当性	<番号法第19条第8号のケース> ・番号法第19条第8号及び同法別表第二の二十八の項の規定に則り、情報提供ネットワークシステム等を使用して、本県他部署、他の都道府県及び市町村から情報を入手。個人事業税等の生活保護受給者減免、狩猟税の低所得者減免のため。	<番号利用法第19条第8号のケース> ・番号利用法第19条第8号並びに同法別表24の項及び同133の項の規定に則り、情報提供ネットワークシステム等を使用して、本県他部署、他の都道府県及び市町村から情報を入手。個人事業税等の生活保護受給者減免、自動車税等の身体障がい者等減免、狩猟税の低所得者減免、過誤納金等の還付のため。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	II ファイルの概要/3. 特定個人情報の入手・使用/④入手に係る妥当性	<番号法第19条第10号のケース> ・番号法第19条第10号、施行令第21条及び施行規則第19条に則り、各提供元から地方税法に基づく県税関係情報を入手。	<番号利用法第19条第10号のケース> ・番号利用法第19条第10号、施行令第21条及び施行規則第19条に則り、各提供元から地方税法に基づく県税関係情報を入手。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／④入手に係る妥当性	<番号法第19条第15号のケース> ・番号法第19条第15号、施行令第25条及び施行令別表に則り、租税に関する法律の規定に基づく犯罪事件の調査及び租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請により、情報を入手。	<番号利用法第19条第15号のケース> ・番号利用法第19条第15号、施行令第25条及び施行令別表に則り、租税に関する法律の規定に基づく犯罪事件の調査及び租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請により、情報を入手。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	II ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／⑤本人への明示	情報提供ネットワークシステム等の番号法令に則った通信手段を使用して入手する。	情報提供ネットワークシステム等の番号利用法令に則った通信手段を使用して入手する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	II ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供・移転の有無	1件	2件	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	II ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先1/①法令上の根拠	番号法第19条第10号、施行令第21条及び施行規則第19条	番号利用法第19条第10号、施行令第21条及び施行規則第19条	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	II ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先1/②提供先における用途	現在、地方税法上の業務として行われている地方税法に基づく通知や供覧等、外部の税関連機関への情報提供について、一部様式変更(個人番号記入欄の追加)に伴い、番号法令で認められた範囲内で新たに個人番号を付加して行うもの。各提供先において、賦課徴収関係事務に活用する。 ・地方税に係る特定個人情報を提供。 ・本県(提供元)→市町村・他都道府県・国(提供先)	地方税法上の業務として行われている地方税法に基づく通知や供覧等、外部の税関連機関への情報提供を番号利用法令で認められた範囲内で行うもの。各提供先において、賦課徴収関係事務に活用する。 ・地方税に係る特定個人情報を提供。 ・本県(提供元)→市町村・他都道府県・国(提供先)	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	II ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先2/①法令上の根拠	番号法第19条第15号、施行令第25条及び施行令別表	番号利用法第19条第15号、施行令第25条及び施行令別表	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	II ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先2/②提供先における用途	提供先における用途 現在、地方税法上の業務として行われている 地方税法第20条の11(官公署等への協力要請)等、番号法令に基づく情報のやりとりについて、新たに個人番号を付加して行うもの。各提供先において、賦課徴収及び滞納処分状況等を把握し、賦課徴収関係事務に活用する。 ・福岡県税の賦課徴収及び滞納処分に係る特定個人情報を提供。 ・本県(提供元)→市町村・都道府県・国(提供先)	地方税法上の業務として行われている地方税法第20条の11(官公署等への協力要請)等、番号利用法令に基づく情報のやりとりを行うもの。各提供先において、賦課徴収及び滞納処分状況等を把握し、賦課徴収関係事務に活用する。 ・福岡県税の賦課徴収及び滞納処分に係る特定個人情報を提供。 ・本県(提供元)→市町村・都道府県・国(提供先)	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)/リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク/リスクに対する措置の内容	番号法第19条第9号	番号利用法第19条第10号	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)/リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク/入手の際の本人確認の措置の内容	番号法令に定められた方法により 本人確認を行う。	番号利用法令に定められた方法により 本人確認を行う。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)/リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク/個人番号の真正性確認の措置の内容	番号法令に定められた方法により 個人番号の真正性を確認する。	番号利用法令に定められた方法により 個人番号の真正性を確認する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)/リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク/個人番号の真正性確認の措置の内容	番号法第19条第10号	番号利用法第19条第10号	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)/リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク/特定個人情報の提供・移転の記録/具体的な方法	番号法第19条第10号	番号利用法第19条第10号	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)/リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク/特定個人情報の提供・移転に関するルール/ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法第19条第10号	番号利用法第19条第10号	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)/リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク/リスクに対する措置の内容	番号法第19条第10号	番号利用法第19条第10号	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策/6. 情報提供ネットワークシステムとの接続/リスク1: 目的外の入手が行われるリスク/リスクに対する措置の内容	番号法	番号利用法	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	Ⅳ その他のリスク対策/2. 従業員に対する教育・啓発/具体的な方法	個人情報取扱特記事項	保有個人情報取扱特記事項	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	V 開示請求、問合せ/1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求/④個人情報ファイル簿の公表/個人情報ファイル名	各税目の賦課及び収納事務の取りまとめ、滞納整理事務、ふるさと寄付金関係事務	税務システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	V 開示請求、問合せ/1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求/④個人情報ファイル簿の公表/公表場所	福岡県ホームページに掲載。 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kojin-joho-torokubo-file23.html 県民情報センター他県内4カ所の県民情報コーナーに配架。	福岡県ホームページに掲載。 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kojin-joho-file.html	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅵ 評価実施手続/1. 基礎項目評価/①実施日	令和1年10月10日	(決裁日)	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	Ⅵ 評価実施手続/2. 国民・住民等からの意見の聴取/①実施日・期間	令和1年12月18日～令和2年1月21日の35日間	令和6年10月18日～令和6年11月18日の32日間(予定)	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	Ⅵ 評価実施手続/3. 第三者点検/②方法	福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第51条第2項第3号に基づく、福岡県個人情報保護審議会への諮問の方法による。	福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年福岡県条例第43号)第10条第4号に基づく、福岡県個人情報保護審議会への諮問の方法による	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。